

生命保険協会会報

2024年度

通巻第291号

2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日



一般社団法人

生命保険協会

I 主な活動

II 生保各社の動向

III 審議会・行政および関係団体等の動向

IV 関係法令

V その他

<資料編>

は じ め に

2024年度は、2024年元日に発生した「令和6年能登半島地震」に引き続き、全国各地で発生した大雨等、自然災害が相次いだ年でした。被災地域の皆さまが安心して過ごせるよう、一日も早く復興が進むことを、心よりお祈り申し上げます。

日本経済においては、同年3月の「マイナス金利政策」解除を受け、「金利のある世界」への移行が進展しました。引き続き、諸物価が上昇するなか、春闘賃上げ率は5.33%と33年ぶりの5%台となり、同年7月中旬には日経平均株価が史上最高値となる42,000円台を記録するなど、幅広い分野で緩やかな景気の回復が見られる1年となりました。

一方、世界的には各国で大型選挙が行われる「選挙イヤー」となり、そのなかでさまざまな形での社会の分断が表面化しました。とりわけ、同年11月の米国大統領選挙により再選を果たしたドナルド・トランプ氏が翌年1月の就任後に打ち出した各国との相互関税をめぐる動向は、先行きが不透明で、日本経済への影響も懸念されています。

生命保険協会はこの1年、「1. 顧客本位の業務運営の推進」、「2. 国民一人ひとりの豊かな人生の実現に向けた取組み」、「3. 持続可能な社会の実現に向けた取組み」の3点を軸にさまざまな活動を行ってまいりました。なかでも、令和7年度(2025年度)税制改正に関する法案が3月31日に可決・成立し、15年ぶりの改正として、2026年分の所得税において子育て世代を対象とした生命保険料控除制度の拡充が実現することとなりました。

- ・ 政府への規制改革要望の提出
- ・ IAIS（保険監督者国際機構）等への意見提出
- ・ 「令和7年度税制改正」に関する要望活動
- ・ 関係省庁のパブリックコメント等に対する意見提出
- ・ 「せいは意見交換会」の開催等によるお客さまの声・苦情情報等の活用
- ・ 金融ADR機関としての裁定審査会の運営
- ・ 代理店業務品質評価運営を通じた乗合代理店の顧客本位の業務運営 等

当協会の活動を記録した「生命保険協会会報」2024年度版（通巻291号）が、当協会の活動に対する理解を深め、生命保険事業の社会的責任の遂行、健全な発展、業界の信頼向上に貢献できれば幸いです。

2025年9月

生 命 保 険 協 会

生命保険協会会長就任にあたって（所信）

2024年7月19日

一般社団法人 生命保険協会

会長 永島 英器



～一人ひとりの豊かな人生に寄り添い、持続可能な社会を未来へ～

生命保険業界は、相互扶助の精神のもと、お客さまの人生に寄り添い、確かな安心をお届けすることを社会的使命として事業を行っています。

近年、生命保険業界を取り巻く環境は大きく変化しています。

度重なる自然災害の発生、資源価格の高騰や為替の変動等、国民生活において先行きが読めない不確実な状況が続いています。また、生成AIが急速に広まり、マイナンバーカードが普及する等、社会のデジタル化が進展するとともに、SNS社会の到来やコロナ禍におけるさまざまな経験を経て個々のライフスタイルが変化したことで、価値観の多様化が進んでいます。

日本経済においては、経済活動の正常化や緩和的な金融政策等を背景に回復基調が継続し、本年2月には日経平均株価がバブル期の最高値を更新する等、明るい兆しが見えてきました。

このような時代の転換点を生きる我々は、「いま」だけを考えるのではなく、将来を担う「未来世代」も含めた長い時間軸で物事を考える必要があります。お客さまの人生に寄り添い、長期的な視点で社会課題解決に取り組むことができる生命保険業界だからこそ、持続可能な社会づくりに向けた役割を果たすことができると考えています。

国民一人ひとりの豊かな人生に寄り添いながら、持続可能な社会の実現に貢献し、これからの時代を担う未来世代へ社会をつなぐため、今年度は次の３点を軸に取り組んでまいります。

１．顧客本位の業務運営の推進

お客さまに確かな安心をお届けするという生命保険業界の社会的使命を果たすためには、お客さまの最善の利益を追求する「顧客本位の業務運営」が最も重要です。

生命保険協会では、顧客本位に資する具体的な実務取扱い等を取りまとめた自主ガイドラインを作成し、会員各社の取組み状況をフォローアップすることで、会員各社において適切な業務運営がなされるよう後押ししてまいりました。また、乗合代理店における顧客本位に資する業務品質向上のため、代理店業務品質評価運営を行っています。

今年度は、外貨建て一時払保険における販売・管理等態勢について、４月に実施した各種ガイドライン改正を踏まえ、商品組成会社である保険会社、および、販売会社である金融機関の取組みをフォローアップすることで、各社の取組みを後押ししてまいります。また、コンプライアンス・リスク管理態勢については、2023年２月に公表した「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」をもとに、引き続き好取組事例の共有等を行い、会員各社の取組みの高度化に貢献してまいります。

２．国民一人ひとりの豊かな人生の実現に向けた取組み

長い人生を豊かなものにするためには、自分自身の価値観に応じてライフプランを描き、健康増進や資産形成、リスクへの備えについて学び、行動に移していくことが大切です。

日本政府は、「成長と分配の好循環」の実現に向けた重点施策として、資産運用立国を実現し、経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていくことを掲げており、家計の安定的な資産形成の支援のひとつとして、金融経済教育の充実をめざしています。本年４月に設立された「金融経済教育推進機構（J-FLEC）」では、講師派遣やイベント・セミナーを通じ、幅広い年齢層に向けて、国民一人ひとりのニーズに応じた金融経済教育が提供されるものと期待しています。

生命保険協会においても、「自助」の大切さと「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせていくことの必要性を国民の皆さまに理解いただくべく、保険教育に関する教材や動画コンテンツの作成に取り組んでまいりました。昨年度、日本損害保険協会・生命保険文化センターとの間で締結した「保険教育に関する包括連携協定」に基づき、保険教育に関する取組みを発信するとともに、教材・ツー

ル等の作成や情報提供機会の拡充等の新たな取組みについても、3者で連携・協働して検討してまいります。引き続き、業界横断での取組みを通じて、国民の皆さまの保険分野における金融リテラシー向上に貢献してまいります。

また政府は、デジタル社会への移行を主導し、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる豊かな暮らしの実現に向けて、マイナンバーカードの普及等に取り組んでいます。

生命保険協会においても、デジタル技術の活用やマイナンバー制度の利活用によるお客さまの利便性向上に向けた取組みを行ってまいりました。

今年度は、会員各社のマイナンバー制度利活用に向けた取組みを後押しすることで、保険契約に係る各種手続きの効率化を促進し、デジタル社会の実現に貢献します。

3. 持続可能な社会の実現に向けた取組み

気候変動をはじめとしたさまざまな社会課題が顕在化するなか、「いま」を生きる私たちには、生活基盤となる社会や環境を維持するとともに、将来を担う「未来世代」に持続可能な社会をつなぐ使命があります。

そのようななか、生命保険会社には、生命保険事業を行う事業会社としての側面と、約400兆円の総資産を保有する責任ある機関投資家としての側面の両面を持つ存在として、さらなる役割発揮が求められていると認識しております。

生命保険協会では、生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点項目を定め、気候変動や人権等に関するハンドブックの作成や実務担当者向けの勉強会等を通じ、会員各社の取組みを後押ししてまいりました。今年度は、会員各社に対する情報提供を継続することに加え、お客さまに、生命保険業界の持続可能な社会への貢献にかかる取組みに関する理解を深めていただけるよう対外周知に取り組めます。

また、生命保険業界は、機関投資家として、国民生活を支えるインフラ基盤や成長分野への投融資を通じて我が国の経済活動の発展に貢献してまいりました。

今後も、ESG投融資やスチュワードシップ活動を通じて投融資先企業の企業価値向上を後押しするとともに、資産運用立国実現プランにおける金融・資本市場の活性化等への貢献に向けた取組みを推進し、積極的に発信することで、持続可能な社会の実現に向けてさらなる役割を発揮してまいります。

以上にあげた3点の取組みの軸に加え、生命保険業界がお客さまからの信頼を維持し、健全に発

展していくための基盤整備に継続して取り組んでまいります。

税制面では、国民の皆さまが必要とする多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度の拡充を引き続き要望してまいります。

かんぽ生命における業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げ等については、中長期的に消費者利益を向上させるためには公正な競争条件の確保が不可欠であるとの考えのもと、市場への影響等を見極めつつ、必要に応じて意見を表明してまいります。

また、国際金融規制や国際会計基準、国内規制のあり方等について、我が国の生命保険事業の特性を踏まえた検討を進め、積極的に意見発信してまいります。加えて、当会の国際活動について、国内外に周知してまいります。

以上、協会長就任に際し、所信の一端を申し述べました。

時代の転換点のなかにあっても、生命保険業界の社会的使命を果たし、持続可能な社会に貢献するため、この一年間、全力で諸課題に取り組んでまいります。

皆さまにおかれましてもいっそうのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

目 次

はじめに 生命保険協会長就任にあたって（所信）

I 主な活動

〔各種意見表明・要望活動〕

1. 規制改革に向けた対応	1
（1）内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン」に対し要望提出	1
2. IAIS（保険監督者国際機構）の動向と意見提出	2
（1）IAISに対する意見提出	2
（2）協会長ステートメント発出	10
3. GFIA（国際保険協会連盟）の動向と意見提出	11
（1）GFIAとして意見提出	11
4. IASB（国際会計基準審議会）を巡る動きと意見表明	19
（1）IASB公開草案「企業結合－開示、のれん及び減損」に対し意見提出	19
5. 令和7年度税制改正	19
（1）令和7年度（2025年度）税制改正要望	19
（2）当協会要望項目に対する金融庁要望への反映状況	21
（3）政府税制調査会および与党税制調査会における審議経過と結果の概要	21
（4）令和7年度税制改正に関する法案	25
6. 金融庁のパブリックコメント等に対する意見提出	25
（1）「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正（案）に対し意見提出	25
（2）「諸外国の規制に係る規制要望調査」に対し要望提出	26
（3）「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等に対し意見提出	29
（4）「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）に対し意見提出	29
（5）「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」等に対し意見提出	30
（6）「経済価値ベースのソルベンシー規制（第1の柱）に関する告示案」等に対し意見提出	30
7. 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組について	31
8. 公正取引委員会等の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」等に対し意見提出	32
9. 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の「アセットオーナー・プリンシプル」（案）に対し意見提出	33
10. 個人情報保護委員会の「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対し意見提出	34
11. SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の「サステナビリティ開示基準の公開草案」に対し意見提出	35
12. 警察庁のパブリックコメント等に対する意見提出	36
（1）警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対し意見提出	36
（2）「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対し意見提出	36
13. 経済産業省の「事業再構築小委員会報告書（案）」に対し意見提出	37

〔SDGs達成に向けた取組み〕

1. 「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」の作成・改訂	39
2. 「SDGsリーフレット」の作成	39
3. 「子育て支援等に係る報告書」および「情報提供冊子『知っておきたい子育てに役立つ知識 子育て支援制度』」の作成	39

〔広報活動〕

1. 広報活動等	40
（1）協会長定例記者会見	40
（2）記者発表	40
（3）ディスクロージャーの充実	41
（4）ホームページ、XおよびYouTubeにおける情報発信	42
2. 自助の日	42
3. 大学実学講座	42

〔お客さまの声・苦情情報等の活用〕

1. お客さまの声・苦情情報等の活用	43
（1）消費者（関連）団体等との意見交換会	43
（2）当協会、生命保険文化センター共催のせいほ意見交換会	43
（3）意見・要望等の分析・情報共有	44
2. お客さま本位推進会議の活動	44

〔生命保険相談活動〕	
1. 2024年度裁定諮問委員会の活動状況	45
2. 2024年度裁定審査会の活動状況	46
(1) 裁定申立の状況	46
(2) 審理結果等の状況	46
3. 2024年度生命保険相談所における受付状況	47
〔社会貢献活動〕	
1. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動	50
2. 介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度	50
3. 生命保険協会留学生給付型奨学金	51
4. 地方CR活動	52
5. 心身障害者扶養者生命保険	52
〔生命保険販売等に係る諸施策〕	
1. 保険募集人の体制整備に関するガイドライン、募集関連行為に関するガイドラインの改正	53
2. 自主ガイドラインの見直し後のフォローアップ	53
3. 生命保険乗合代理店業務品質評価運営「2024年度認定代理店」の公表	54
4. 災害地の被災者に対する特別措置	54
5. 2024年度機構団信保険の状況	61
〔生命保険募集人等の教育〕	
1. 業界共通各課程試験	62
2. トータル・ライフ・コンサルタントの認定	62
3. 生命保険講座試験	63
4. 生命保険面接士試験	63
5. 生命保険支払専門士試験	63
〔調査研究〕	
1. 調査研究活動による刊行物の発行等	64
2. 「保険INDEX」の発行	64
3. 図書室	64
〔国際対応〕	
1. モロッコ保険協会主催国際イベントへの参加	65
2. OLISセミナーへの参加	65
3. GFIA総会への参加	65
4. OECD保険・私的年金委員会への参加	66
5. 第30回東アジア保険会議(EAIC)への参加	66
〔総会・理事会等〕	
1. 第11回定時社員総会	67
2. 臨時社員総会	67
3. 理事会	68
4. 2025年新年賀詞交歓会の開催	75
5. 2024年度全国地方事務局長会議の開催	75
〔その他〕	
1. 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新	75
2. 「SR報告書2024」を発行	76
3. 「生命保険協会会報2023年度」を発行	76
4. 「生命保険の動向2024年版」を作成	77
5. 「生命保険事業概況(CD-ROM)2023年度版」を発行	77
6. 「生命保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いに関するQ & A」の公表	77
7. LINC基盤更改	77
8. 情報セキュリティ対策の向上に向けた取組み	77
(1) 「セプターカウンスル」	77
(2) 「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」	78

Ⅱ 生保各社の動向

〔合併・組織変更・業務提携等〕

＜合併＞

アクサ生命とアクサダイレクト生命の合併	79
---------------------	----

＜業務・資本提携等＞

かんぽ生命	79
日本生命	79
明治安田生命	79

〔関連会社動向〕

アフラック生命	79
オリックス生命	80
住友生命	80
大樹生命	80
太陽生命	80
太陽生命・大同生命	80
日本生命	80

〔本社の移転〕

SOMPOひまわり生命	80
ライフネット生命	80

〔社長の交代〕

朝日生命	81
SBI生命	81
FWD生命	82
なないろ生命	82
はなさく生命	82
フコクしんらい生命	83
メディケア生命	83
楽天生命	83

〔叙位〕

故 上山保彦氏(住友生命 元代表取締役社長)	84
------------------------	----

〔叙勲・褒章〕

森田富治郎氏(第一生命 元代表取締役社長)	84
吉村俊哉氏(大樹生命 代表取締役社長)	84
副島直樹氏(太陽生命 代表取締役社長)	85

〔訃報〕

上山保彦氏(住友生命 元代表取締役社長)	86
山口昇氏(大樹生命 元代表取締役副社長)	86

Ⅲ 審議会・行政および関係団体等の動向

〔審議会・行政等の動向〕

1. 金融審議会の開催状況	87
（1）金融審議会総会	87
（2）金融審議会金融分科会	88
2. 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	88
3. 金融庁、「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」を更新	89
4. その他金融庁の動向	122

〔関係団体の動向〕

＜生命保険文化センター＞

1. 第62回中学生作文コンクール入賞者決定	124
2. 2024（令和6）年度「生命保険に関する全国実態調査」の結果を公表	124
3. 「生命保険判例集第28巻」を発行	124

＜日本アクチュアリー会＞	
2024年度定時会員総会を開催	124
＜日本保険学会＞	
2024年度全国大会・総会を開催	125
＜日本保険医学会＞	
第121回定時総会を開催	125
＜生保労連＞	
第56回定期大会を開催	125
＜生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会＞	
第54回定時総会を開催	125
＜トータル・ライフ・コンサルタント会＞	
第53回定時総会を開催	125
＜生命保険アンダーライティング学院＞	
1. 第49期卒業式を開催	125
2. 第50期入学式を開催	125
＜生命保険修士会＞	
50年記念定時総会を開催	125
〔隣接業界の動向〕	
＜金融・保険団体＞	
金融・保険団体の会長の交代	126
＜日本損害保険協会＞	
1. 2023年度損害保険代理店統計を公表	126
2. 「募集コンプライアンスガイド」（追補版）を策定	126
3. 「募集コンプライアンスガイド」（追補版）を改定	126
4. 「募集コンプライアンスガイド」（情報管理版）を策定	127

IV 関係法令

1. 関係法令の改正	128
2. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正	129

V その他

〔諸統計〕	
1. 2024年度生命保険事業概況(全41社合計)	133
2. 2025年3月末現在の企業年金の受託概況	134
〔日誌〕	136

【資料編】

資料1－1 令和7年度税制改正に関する要望	153
資料1－2 不動産関連税制の個別要望項目と要望結果について	175
資料1－3 生命保険協会の要望項目以外の項目で業界に関係する主なもの	176

I 主な活動

〔各種意見表明・要望活動〕

1. 規制改革に向けた対応

規制改革については、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進めるうえで必要な規制改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制改革を含む）を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務として、2016年9月7日に規制改革推進会議が設置され、検討が行われている。

（1）内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン」に対し要望提出

当協会では、内閣府が実施する「規制改革・行政改革ホットライン」に対応し、2024年10月18日、内閣府規制改革推進室宛に以下の要望を提出した。

<金融庁関係>

1. 金融関連業務を営む子会社等の業務範囲規制の緩和

<その他省庁関係>

1. 定年延長等に伴う確定給付企業年金の規約変更の取扱い
2. 中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用
3. 確定給付企業年金の年金支給義務を移転させる仕組みの導入
4. 確定給付企業年金の非継続基準の掛金拠出の基準の見直し
5. リスク分担型企業年金の取扱い柔軟化
6. 確定給付企業年金・確定拠出年金における申請・届出手続きの電子化
7. 確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化
8. 確定給付企業年金における組織再編に伴う受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和
9. 確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件の柔軟化
10. 確定拠出年金における支給要件の緩和
11. 確定給付企業年金の規約変更時における「軽微な変更」の基準緩和
12. 確定拠出年金の運用の方法の除外に係る要件緩和
13. 老齢給付金の一部の支給の繰下げの取扱い
14. 事業主による個人情報利用範囲の拡大
15. 運用の方法の除外手続き時に事業主から加入者への案内を可能とする

- 16. 公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現
 - 17. 住所照会の申請方法の電子化
 - 18. 子会社における役員選任議案の議決権行使にかかる行為時事前届出についての免除制度の新設
 - 19. 独禁法上のスタートアップ企業への出資規制の緩和
- ※詳細な意見等は記載省略

規制改革ホットラインに提出された要望に対する関係省庁の回答は、URL (https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html) 参照。

2. IAIS（保険監督者国際機構）の動向と意見提出

IAIS（保険監督者国際機構）は、1994年に設立され、約200の管轄区域の保険規制者および保険監督者を代表する国際機構であり、日本では、金融庁が正式メンバーとなっている。

IAISは、国際保険監督基準の策定を行っており、保険監督、ソルベンシー制度、ディスクロージャー制度等について原則・基準等を公表し、保険監督者の監督行政に資するとともに、加盟国（特に新興市場国）における保険制度の確立支援を行っている。また、IAISは金融の安定を促進するために、他の国際機関と緊密に協力している。

当協会は、2002年以降、IAISに対し種々の意見表明を行っている。

（1）IAISに対する意見提出

① IAIS「気候リスクの監督ガイダンスに関する市中協議（Part 3）」に対する意見提出

2024年3月19日付で、IAISが公開した「気候リスクの監督ガイダンスに関する市中協議（Part 3）」に対し、当協会として、以下の意見を6月19日付で提出した。

○IAISは、当ガイダンス全体を通じて、例えば15.2.3項、15.3.1項への修正のように、気候リスクを特筆して言及しているが、この背景には、気候リスクが、IAISの戦略計画におけるテーマとして重要視されている点があることは理解している。

一方で、保険会社は投資に関して気候リスクだけでなく他の様々なリスクも認識、管理している実態を踏まえると、ICPガイダンスにおいて気候リスクを特筆して言及することは適切ではなく、例えば、気候リスク監督に関する適用文書への記載を検討すべきと考える。

○ICP15.2.3への修正の意図は、保険会社が外部格付を鵜呑みにして受け入れることなく、主体的に投資リスクを評価することの推奨と考えられる。当該目的を達成する方法としては外部格付の調整以外にも、例えば、複数格付を比較検討する、格付の根拠となっている要因や時間軸を分解して評価する、格付を参考にしつつ自ら再評価する等の様々な方法が考えられる。

○今般の修正案では、「必要であれば外部格付を修正すること」としているが、IAISが（必要な

場合に) 外部格付の修正そのものを要請していると読み手に誤認させ、外部格付の修正は、主体的な投資リスク評価を実現する手段の一例に過ぎない旨が正しく伝わらない恐れがある。当項は、既に外部格付の限界を示しており、保険会社の主体的な投資リスク評価を推奨するうえで、十分な記載となっていると考えられ、今回の修正は不要ではないかと思われる。もし、修正を加えるのであれば、格付修正以外の検討手段も列挙することにより、格付修正は一つの手段に過ぎない点が読み手に正しく伝わるよう配慮することが考えられる。

○ICP15.2.6では、「投資判断が気候変動に及ぼす影響」について言及しているが、潜在的にダブルマテリアリティの概念を前提とする懸念がある。マテリアリティ概念の採用は各法域によるものであるため、慎重であるべきと考える。

○また、“insurers could decide to take appropriate steps, such as engage with investees, divest of certain assets or change their investment strategy”の箇所は、例示とはなっているものの、保険監督者が保険会社に対して、投資先へのダイベストメントや投資戦略変更を推奨することを提案していると解釈される恐れがある。

一般的に、保険監督者のマンドートは金融安定性の維持や契約者保護である点を考慮すれば、保険監督者が特定の投資活動を推奨したり、投資戦略の変更を推奨したりする状況は、金融安定性や契約者保護が損なわれる蓋然性のある場合に限られるべきである。保険監督者がこうしたマンドートを超えて保険会社に対して特定の行動を示唆するのは健全な市場を歪曲する恐れがあり、かえって金融安定性や契約者保護を損なう恐れもある。ついては、当該箇所の記載を削除することが妥当だと考えられる。

○ICPガイダンス資料16.2.10の“scenario analysis may be considered as an approach to measure, in a forward-looking manner, to what extent the insurer is at risk and whether the insurer is able to absorb possible shocks.”という記載は、シナリオ分析で測定した気候リスク・ショックを、保険会社が吸収するという文脈で記載されている。そもそもシナリオ分析に基づき測定される気候関連のリスク・ショックは、数十年という超長期のタイムホライズンで発現すると考えられ、保険会社は「吸収」以前に、まずは気候関連のリスク・ショックの軽減策を講じるものと考えられる。リスク・ショックへの対策を「吸収」とのみ表現するのはミスリーディングであり、当該追記部分を削除してはどうか。存置する場合は、例えばabsorbをmanageに置き換えるなどを検討いただきたい。

○ICP8支援資料の第41段落では、「投資判断が気候変動に及ぼす影響」について言及しているが、潜在的にダブルマテリアリティの概念を前提とする懸念がある。マテリアリティ概念の採用は各法域によるものであるため、慎重であるべきと考える。ついては、当項へのIn turn以下の追記については不要と考えるが、存置する場合は、insurers should be awareをinsurers could be awareへ修正することが妥当と考える。

※詳細な意見は記載省略。

② IAIS「包括的枠組み等の見直しに関する市中協議」に対する意見提出

2024年3月27日付で、IAISが公開した「包括的枠組み等の見直しに関する市中協議」に対し、当協会として、以下の意見を6月27日付で提出した。

○IAISが提案する今般の修正の背景や狙い等については理解する。一方で、これまで破綻処理・再建計画の策定が全保険会社に求められていなかったのは、事業内容、規模、複雑さなどから、破綻時（event of fail）のシステミックな影響を踏まえてのことであると理解しており、その前提は変わらないと考える。したがって、今般の修正案においても、「少なくとも、システミックに重要とみなされる保険会社、または、破綻した場合に影響が大きいと見なされる保険会社が対象」とされているが、適用にあたってはプロポーショナリティに対する十分な配慮が必要であり、安易に対象を広げることがないよう留意いただきたい。例えば、システミックな重要性の判断においてプロポーショナリティが適用されることを考慮すれば、上記の「少なくとも」を削除することで明確さを提供できると考えられる。また、監督当局や破綻処理当局は、破綻処理計画の策定対象として選定した保険会社に対して、同計画の策定対象として選定した具体的な理由を丁寧に説明すべきであると考える。

○破綻処理計画策定の対象となる保険者の決定は、その保険者の活動、事業内容等のリスク、破綻がグローバルな金融システムに与える影響等を考慮して判断されるべきであり、IAIGに指定される基準とは必ずしも一致しないと考える。加えて、2024年4月25日の金融安定理事会（FSB）「Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions Revised version」（P79）においてFSBは、「破綻時にシステミックに重要または重大な影響を及ぼす可能性のあるすべての保険会社、および少なくともすべてのG-SIIは、復旧・破綻処理計画の継続的なプロセスを要求されるべきである」とする中、IAISがIAIG全てに破綻処理計画を求めることは必ずしも整合しないと考える。そのため、安易に対象を広げ、全てのIAIGに対して破綻処理計画の策定を求める包括的なアプローチには同意できない。また、ICP・コムフレームが効果的な保険監督を実現するための最低要件を定めるものであるという位置づけとも整合しない。

○ICPガイダンス12.4.1において、破綻処理計画の策定対象を選定する基準にマーケットシェア基準を設ける提案については支持しない。対象の選定はリスクベースの基準に基づいて判断されるべきであり、マーケットシェアの多寡は必ずしもリスクの大きさを表しているとはいえず、当該記載は削除するのが妥当と考える。

○なおマーケットシェアの多寡に関する記載が存置される場合、“The supervisor and/or

resolution authority may also decide to require resolution plans for a minimum share of its insurance sector.”は、破綻処理計画の策定を監督当局/破綻処理当局が保険会社に要求するように解釈される懸念がある。破綻処理計画の策定責任は監督当局/破綻処理当局にあり、保険会社側に破綻処理計画の策定責任があると解釈可能な表現は避けるべきであると考え、例えば、decide to requireをdecide the necessity ofに置き換えることなどが考えられる。

※詳細な意見は記載省略。

③ IAIS「多様な消費者の公正な取扱いの実現に関する適用文書（案）」に対する意見提出

2024年6月25日付で、IAISが公開した「多様な消費者の公正な取扱いの実現に関する適用文書（案）」に対し、当協会として、以下の意見を9月19日付で提出した。

○DEIを重視するIAISの方針に賛成する。多様な消費者の保険へのアクセスを確保することこそが金融包摂だと考え、当協会も当該取り組みを正に推進している。各法域の違いに留意しつつ、消費者と直に接している保険会社の実際の取り組みから得られる学びを広く共有することは、金融包摂の取り組みを推進するうえで効果的だと考える。本適用文書もその取り組みの一つと認識しているが、今後ともそのような意見交換や事例共有の場を設けることを検討頂きたい。また、保険セクターからのフィードバックは保険セクター以外の領域におけるDEIに関する問題の解消にも貢献できる可能性があるため、保険セクターにおける好事例を積極的に発信し、多様な国際機関・行政府・立法府とDEIに関する認識や好事例を共有しながら、社会全体で本問題に取り組むことが効果的と考える。更に、他セクターの取り組みも保険セクターにとって有用と考えられるため、IAISにおいてそのような情報提供を行うことも考えられる。

○DEIの重要性に関して賛同する一方で、そもそもメインストリームの消費者像が法域によって異なることから、一律の定義、あるいは基準を定めることは難しいものとする。「1.3 Proportionality and jurisdictional specificities」に記載の通り、本適用文書の内容は、プロポーショナリティの原則に優先するものではなく、各法域において特別な配慮を必要とする多様な消費者を特定する際、あるいは多様な消費者の公正な取扱いを確保するための必要事項を特定する際には、それぞれの地域の事情や特殊性、ニーズの状況等に応じて考えられるべきであることは改めて強調したい。この前提を踏まえ、本適用文書において取り上げられている具体例や推奨取組（recommendations）についても、実際には法域の個別事情や特殊性、ニーズの状況に応じて取り扱いが異なり得る点を指摘したい。

○また、保険事業の特性に鑑みて、本市中協議文書のリスクベースの保険料設定に関する記述については慎重な検討が必要だと考える。具体的には、リスクベースの保険料設定は「収支相等の原則」および「大数の法則」に基づいており、保険会社の健全性確保の根幹をなしている。

仮にリスクベースの保険料設定が安易に否定されるようなことがあれば、契約者の共同財産とも言うべき準備金が特定の顧客に多額にかつ頻繁に支払われることになり、逆選択の誘発により保険会社の支払い余力と事業継続性が損なわれ、契約者への支払いが困難になると同時に、金融システムの安定性が損なわれる恐れがある。したがって、本適用文書でリスクベース保険料設定におけるDEI考慮の提案をする際は、保険会社の健全性確保を前提に検討されるべきである旨を明確化し、多くの法域の監督当局のコアとなるマンドートである顧客保護および金融システムの安定性確保に意図せざる影響を及ぼさないよう配慮いただきたい。

○Box1において定義されているように、「多様な消費者/顧客」とは、「保険会社や保険仲介業者が最も多く想定し、対象としているメインストリームの消費者像に属さない人」のことを指しているが、「メインストリームの消費者像」は法域によって考え方が異なるものであるため、当然「多様な消費者/顧客」も法域によって考え方が異なるものである。また、「1.3 Proportionality and jurisdictional specificities」の考え方に基づき、本適用文書において取り上げられている具体例や推奨取組（recommendations）はグローバルに共通しているものではなく、法域によって取扱が異なり得るものであると理解している。

○47項のRecommendationの1ポツに関して、監督当局の商品認可プロセスにおけるDEIへの関わり方を明確化することが考えられる。認可は、DEIにそぐわない不公正な商品を差し止めるネガティブ・スクリーニングとしては効果的に機能すると考えられる一方で、認可を出した商品に対して、より一層DEIを推進する効果は限定的だと考えられる。DEIに関する契約者ニーズが時間経過により変化する状況（23項）において、一度認可された保険商品も永続的に消費者のDEIニーズを満たし続けるとは限らない。したがって、保険会社は商品におけるDEIを継続的にレビューし、DEIニーズを満たす機能を高め続けていく必要があり、その主体は保険会社自身である点（69項）等を踏まえれば、監督当局の商品認可はDEIのネガティブ・スクリーニングとして活用し、変化するDEIニーズ（23項）への対応としては、民間のボトムアップアプローチが適していると考ええる。

○DEIに関する取組事例が参考になる可能性がある。P23のRecommendationの前にBoxを新たに設け、適宜各国の取組みを参考として記載してはどうか。

※詳細な意見は記載省略。

④ IAIS「オペレーショナル・レジリエンスの目標 [およびツールキット] に関する適用文書（案）」に対する意見提出

2024年8月8日付で、IAISが公開した「オペレーショナル・レジリエンスの目標 [およびツールキット] に関する適用文書（案）」に対し、当協会として、以下の意見を10月10日付で提出した。

○8項にて、オペレーショナル・レジリエンスの目的とツールキットはそれぞれ別個の適用文書案として市中協議に付され、最終的に1つの適用文書として統合される旨が記載されている。今回、オペレーショナル・レジリエンスの目的のみが市中協議に付されているため、目的とツールキットを総合的に評価したうえで目的の妥当性を検証することができない状況にある。したがって、今後ツールキットの市中協議の際、総合的な観点から改めて目的についても意見を提出する可能性がある。

○18項2ボツのIdentifies and manages all risks that have the potential to severely disrupt its operationsについて、全てのリスクを識別し管理することを保険会社に求めることの妥当性は、potentialやseverelyの程度によると考えられるため、本目的の妥当性はツールキットとのバランスを考慮することで検討可能な側面があると考えられる。今回の市中協議においては、目的が単体で意見照会に付されており、ツールキットとのバランス等を踏まえた総合的な評価が困難な部分がある。したがって、今後ツールキットの市中協議の際、総合的な観点から改めて目的についても意見を提出する可能性がある。

※詳細な意見は記載省略。

⑤ IAIS「気候リスクの監督ガイダンス（Part 4）」に対する意見提出

2024年7月15日付で、IAISが公開した「気候リスクの監督ガイダンス（Part 4）」に対し、当協会として、以下の意見を10月25日付で提出した。

○気候リスクのパブリックディスクロージャーおよび監督上の報告に関する適用文書への意見：

- ・ 本適用文書全体を通じて、プロポーショナリティや保険会社の負荷に対する配慮が見られる。気候関連リスクの情報開示や監督当局への報告は発展途上であり、法域ごとあるいは保険会社ごとに情報開示のレベルは様々である。気候関連のリスクに関する情報開示は、長期的な視点で段階的に高度化していく視点が重要であるため、本適用文書がプロポーショナリティや保険会社の負荷に配慮している点を支持する。
- ・ 19項の2ボツにおいて、シナリオ分析が保険会社に相応の負荷をかける分析手法であることが示唆されており、実務負荷について配慮をいただいている。そうした中で、ISSB基準の気候関連開示基準等によって既に気候関連のシナリオ分析が要請されている法域において、追加負荷をかけて監督当局がシナリオ分析を要請するのは、一般目的財務報告書における開示が監督当局の目的を充足しない場合と考えられる。28項には、既存開示基準等が求めるシナリオ分析の内容が監督目的で求められる内容を充足していなかった場合に推奨されるインディケーターが記載されているが、まずは監督当局が監督上の目的で要請するシナリオ分析

のスコープが、一般目的財務報告書の主要な利用者の意思決定のために提供されるシナリオ分析のスコープと相違しており、両者の相違は、シナリオ分析を実施する目的の相違に起因しているという趣旨を明示すべきである。

- ・ 77項に、ISSB基準が国際的な気候リスクの開示基準のベースになりうる旨が示唆されているが、ISSB基準にしたがって開示される情報を監督上活用するには十分な配慮が必要である。

○マクロ健全性監督およびグループ監督における課題ならびに気候リスクに関する支援資料への意見：

- ・ 本支援文書では次の3点、すなわち、①気候リスクがビジネスに及ぼす影響は生命保険事業と損害保険事業で異なること、②保険会社は気候リスクの低減に貢献する役割も果たしていること、③保険会社への資本増強要請は気候リスクへの対応手法として適切でないこと、を特に考慮する必要がある。
- ・ 保険会社リスクを「増幅」させているという記述については、十分説得的な説明がされておらず、ミスリーディングであるため、削除すべきである。
- ・ 18項の記述に関して、セクター別エクスポージャーをモニタリング指標として使用すると、気候リスクを過大評価する可能性がある点に注意が必要である。同じセクターに属する企業であっても、気候リスクに対する取り組みは様々であり、所属するセクターだけでは個社の気候リスクを測定できないと考えられるからである。加えて、気候関連リスクのモニタリングでは、1時点の数値だけではなく、2時点間の数値の変化にも注目することが重要である。1時点の数値のみをモニタリングすると、一定の時間軸における企業による温室効果ガス排出削減の取り組みが見落とされ、ダイベストメントの圧力が働きやすい状況が発生すると考えられる。気候リスクは20～30年といった長期の時間軸で捉える必要があるため、個社の長期の取り組みを考慮するうえでは移行計画が有用である。したがって、モニタリング指標としてはセクター別エクスポージャーではなく、移行計画等を踏まえた個社ベースの視点が必要だと考えられる。

※詳細な意見は記載省略。

⑥ IAIS「グローバル・モニタリング・エクササイズにおける補助的指標に関する市中協議」に対する意見提出

2024年11月27日付で、IAISが公開した「グローバル・モニタリング・エクササイズにおける補助的指標に関する市中協議」に対し、当協会として、以下の意見を2025年1月31日付で提出した。

- ILR（保険流動性比率）の相関調整に用いられる6つのストレス・シナリオ間の相関係数について、相関係数の修正による影響を推定するための出発点となり得るデータとしてFigure15が示されているが、それ以上の詳細なデータが示されておらず、相関係数の具体的な算定方法が不明。具体的な算定方法がより明確になった段階で、それらを明示の上、ステークホルダーが改めて意見する機会を求める。
 - 保険負債の流動性評価については、経済的ペナルティと時間的制約により評価されるマトリクスとなっているが、この考え方は簡素化され過ぎている。
 - 保険負債の流動性評価のマトリクスがInstitutional（企業）とRetail（個人）に分けられ、RetailのFactorはInstitutionalの半分に変更されたが、更に下げることが考慮すべきである。
 - IIM（個別の保険会社のモニタリング）評価指標について保障性商品と貯蓄性商品との間でFactorに差をつけることを提案する。
 - IIM評価手法のスコア付けのための指標における「12. 負債の流動性」の数式については、同じ保険負債の流動性リスクを評価するのであれば、流動性補助指標のレベル2文書に定められたとおり企業と個人の要素を分け、IIM評価手法と流動性補助指標のレベル2文書の内容が整合的になるよう修正されるべきと考えている。もし、そうした修正が行われないのであれば、その理由を明らかにしていただきたい。
- ※詳細な意見は記載省略。

⑦ IAIS「AIの監督に係る適用文書（案）」に対する意見提出

2024年11月18日付で、IAISが公開した「AIの監督に係る適用文書（案）」に対し、当協会として、以下の意見を2025年2月14日付で提出した。

- 顧客への説明について、顧客ごとに理解度や求める情報が異なる点を考慮し、顧客の適切な判断を阻害することがないように、AIがどの分野において使用されているか情報提供することに加え、顧客ごとの個別の状況に配慮することが重要である。また、提供される情報の詳細さは顧客の理解度やニーズに応じて検討されるべきである。
- AIの活用によるリスクベースの保険料設定は、金融包摂に貢献してきた面も否定できない。リスクベースの保険料設定にAIが活用されることによって差別が助長されるという負の側面だけでなく、AIの活用が金融包摂に貢献してきたポジティブな側面にも留意すべきである。
- 粒度の高いリスク・プライシングにより生じうる社会的影響として「リスク・プライシングの粒度が高まるにつれ、特定のグループ（低所得世帯やマイノリティ等）は、居住地や健康状態に影響する世代間の不平等により、保険料が高くなる可能性がある。」という課題認識および

対応の必要性に同意している。一方で、リスクベースの保険料設定は、保険会社の健全性の根幹をなす原理原則であることから、価格設定目的で特定のリスク要因の使用を禁止する緩和策は、慎重に検討されるべきである。また、同項目には制限されるリスク要因の性質や細分化の程度に関する記載がない。

○同項目の消費者保護の課題と緩和策が整合していないと考えられる。当該事例は、「新規・更新」といったリスクに基づかない要素により保険料に差を設けることは妥当かという論点として整理できると考えられる。したがって、リスクに基づかない恣意的で不公平な要素を保険料に反映させる行為自体を禁じることが本質的かつ有効な対応策だと考えられる。現行の表現では、上記の趣旨が読み手に正しく伝わらない可能性がある。

※詳細な意見は記載省略。

(2) 協会長ステートメント発出

① 国際資本基準（ICS）の採択について

2024年12月5日、IAISはICS等を採択した。本採択を歓迎する趣旨で、以下の協会長ステートメントを12月20日付で公表した。

<協会長ステートメント>

12月5日、保険監督者国際機構（IAIS）は国際資本基準（ICS）のほか、保険監督に関する定性的な国際基準である保険基本原則（ICP）および国際的に活動する保険グループ監督のための共通枠組み（ComFrame）の更新版を採択しました。本採択に歓迎の意を表するとともに、IAISならびに金融庁および各国政府関係者の皆さまの長年のご尽力に心より敬意を表します。

現在、世界の保険業界・金融業界は、社会と経済が大きく変容し複雑化する中で様々な課題に直面しています。そのような中、IAISが保険監督のための初の包括的なグローバル資本基準であるICSを採択し、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）に対するリスクベースの自己資本比率の尺度が提供されました。本採択により、グローバルな保険会社の財務健全性を評価するための一貫した透明性のある監督の枠組みが確保されたことは、より強靱なグローバル保険セクターの構築を通じ、金融安定性の向上および保険契約者の保護に資するという観点から大変意義深いことと考えます。

引き続き、金融庁をはじめとする日本国政府や様々な国際機関・イニシアティブと協調し、金融安定性の向上と保険契約者の保護を実現するための取組みを更に推進・深化させていくうえで最大限の支援と協力をしていきます。

国際資本基準（ICS）

国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の自己資本の充実度について、国際的に比較可能なリスクベースの尺度を提供する基準であり、ComFrameの定量的要素を形成。

3. GFIA（国際保険協会連盟）の動向と意見提出

2012年10月9日、米国のワシントンDCにおいて、全世界の保険市場の87%を占める31の保険協会から構成されるGFIA（Global Federation of Insurance Associations、国際保険協会連盟）が創設された。GFIAは、国際的な監督規制の議論における保険業界のプレゼンスの向上および各国の保険協会の連携強化を目的として、各国の保険協会の集まりであるINIA（International Network of Insurance Associations、国際保険協会ネットワーク）をベースに創設された法人格を有する組織である。2025年現在、当協会を含む42の正会員と3つのオブザーバー会員が加盟している。

（1）GFIAとして意見提出

① IAIS「DE&Iの監督に関する適用文書」に対する意見提出

2024年3月14日付で、IAISが公開した、「DE&Iの監督に関する適用文書」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を6月14日付で提出した。

- GFIAは、IAISが本文書へ意見する機会を設けることを歓迎するとともに、IAISがDE&Iに関する継続的な取組みにコミットすることを感謝する。
 - DE&Iは世界の（再）保険業界にとって優先事項であり、GFIAとそのメンバーは、セクターを超えてこれらの価値を奨励し、促進することにコミットする。
 - 金融包摂と保険へのアクセスは、IAISや多くの国際機関によって多大な努力の対象となってきたが、DE&Iに関する政策の策定には、国内および国際レベルでの幅広い検討とコンセンサスが必要であると認識している。
 - IAISは、DE&Iの政策が既存の規定や業界基準と重複しないよう、監督者に対して慎重に行動することを促すべきである。規定が重複した場合、混乱を招き、コンプライアンス対応に負荷をかけ、保険セクターのイノベーションを抑制する可能性がある。
- ※詳細な意見は記載省略。

② IAIS「気候リスクの監督ガイダンスに関する市中協議（Part 3）」に対する意見提出

2024年3月19日付で、IAISが公開した、「気候リスクの監督ガイダンスに関する市中協議（Part 3）」に対し、GFIAとして、以下の意見を6月19日付で提出した。

- 気候関連リスクを過度に強調することは、投資リスク、オペレーショナルリスクや引受リスク等、その他の重要なリスクの見落としに繋がる恐れがある。気候関連リスクへのフォーカスは、リスクの深刻度にプロポーションアルであるべき。
 - ICP15.2.6の改訂箇所ではダブルマテリアリティーの概念を含むが、同概念は一般的に保険監督者の権限外である。IAISは同概念に関連する記載を削除し、重要な気候関連財務リスクに焦点を当てるべきである。
 - ICP16.2.10の改訂箇所では保険会社が直面するリスクの度合いおよびそのリスクが吸収可能であるか評価ツールとしてシナリオ分析を提案している。しかし、気候リスクの場合、シナリオ分析は未来の可能性を表すことから、監督者は資本管理に関して気候シナリオ分析を基に結論を出すのは慎重に行うべきである。
 - 気候関連のシナリオ分析は保険セクターにおけるリスクを理解する有力なツールになり得るが、比較的新しい分析方法である。
- ※詳細な内容は記載省略。

- ③ IAIS「包括的枠組みに関連する監督文書の改訂案」に関する市中協議に対する意見提出
- 2024年3月27日付で、IAISが公開した、「包括的枠組みに関連する監督文書の改訂案」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を6月27日付で提出した。

- ICP（保険基本原則）はミニマムスタンダードであるため、最低要件を定めるべきである。全ての保険会社を破綻処理計画・再建計画（以下、RRP）の適用範囲に含めるという提案は、最低限必要な要件と整合していない。
 - RRPの適用範囲は完全にリスクベースであるべきであり、グループレベルの要件に主眼を置くべきである。特に、グループ・プランが存在する場合には、先んじて子会社レベルへのRRPの要件は設けるべきでない。
 - 負債や資産の売却や譲渡の下で保険契約を解約する権限を発動することは、極めて限定的な状況にのみ適用されるべきであり、かつ管轄区域の法的枠組内で許可される場合に限られるべきである。またその際に保険契約者に対する保護は損なわれるべきでない。
- ※詳細な内容は記載省略。

- ④ FSB「マージンおよびコラテラルコールに対する流動性資金の準備」に関する市中協議に対する意見提出
- 2024年4月17日付で、FSBが公開した、「マージンおよびコラテラルコールに対する流動性資金

の準備」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を6月17日付で提出した。

- 保険セクターはすでに十分な監督下に置かれている。そのため保険セクターは他のノンバンク金融機関と一括りではなくその特徴が適切に考慮されるべきである。
 - 保険セクターの流動性リスクに関してはすでにICP16において、マージン、コラテラル、リスク管理・ガバナンス、ストレステストを含めた、基準が設けられており、今般のFSBの内容と重複している。新規の規定を設ける際に不要な重複を避けることを考慮すべきである。
 - 保険セクターではマージンおよびコラテラルは流動性リスクの重要なポイントの一つであり、保険セクターの事業モデルにおいてすでに適切に管理されており、十分な規定が設けられている。
 - 市場参加者の透明性の向上は流動性資金の準備の向上にもつながる点に同意する。中央清算機関が要求するコラテラルのモデリングや計算方法の透明性が向上すれば保険会社も予想外のケースに対応しやすくなる。
 - より多くの資産の種類がコラテラル資産として認められれば企業の流動性ポジションを強化し、システミックリスクを軽減できることから、コラテラルとして認められる資産の種類に関して業界との技術的な話し合いを行うことを奨励する。
- ※詳細な内容は記載省略。

⑤ IAIS「多様な消費者の公正な取扱いの実現に関する適用文書（案）」に対する意見提出

2024年6月25日付で、IAISが公開した、「多様な消費者の公正な取扱いの実現に関する適用文書（案）」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を9月25日付で提出した。

- リスクベースの保険料設定をする際にDEIを考慮に入れることには賛同するが、商品設計、複数言語の資料の作成や新技術の利用に関してはすべて監督局の認可が必要となるため、監督局の役割も検討すべきである。
- DEIの原則は支援するが、保険セクターに特化した具体的な方針を設けることに懸念がある。その代わり、既存のガイダンス資料の中に多様な消費者の公正な取扱いに関する記述を提案する。主な理由は以下の通り。
 - ・多くの国ですでに人権保護に関する規則によって差別が禁止されている。
 - ・保険会社の保険料算出やリスクにつながる個人情報把握するのは、逆選択の防止、将来の保険金支払いの準備、健康な人への不公正な取扱いの防止等を行うために必要である。そのため保険会社は人種、ジェンダー、既往症等に対応できる保険を提供しようとするがために保険料の上昇や商品の販売停止等をせざるを得ない状況が出てくる可能性がある。
- 多様な消費者の公正な取扱いに関する適用文書を作成するのであればハイレベルかつプリンシ

ブルベースであるべき。現状のままでは詳細すぎるため対応が困難となる区域が多い。

- 同文書では新しく行動観察調査や評価等を行う必要があり、非現実的かつ非効率的である。リソースもかかることが予測されるため、結果的に（コストの上昇等を理由に）すべての消費者の保険へのアクセスが悪くなる可能性がある。

※詳細な意見は記載省略。

⑥ IAIS「オペレーショナル・レジリエンスの目標 [およびツールキット] に関する適用文書 (案)」に対する意見提出

2024年8月8日付で、IAISが公開した、「オペレーショナル・レジリエンスの目標 [およびツールキット] に関する適用文書 (案)」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を10月11日付で提出した。

- オペレーショナル・レジリエンスに対する決定的な解決策はないため、IAISの本トピックに対する議論のステータスを保険会社と共有し続けることを希望する。

- 監督者間での整合性を持たせるためにオペレーショナル・レジリエンスの定義を規制当局が定めた既存の定義に合わせるべきである。

- ガバナンスフレームワークにおけるオペレーショナル・レジリエンスの実行的な対応を行うために、取締役会が保険会社のオペレーショナル・レジリエンスの対応を監督することに賛同する。

- 保険会社が重要なサービスにディスラプションが生じた際の潜在的なダメージを認識すべき点は支持するが、全てのプロセスにおける最大のディスラプションまたはダメージを定量化することは困難と考えるため、定量的に限らず定性的な要因も検討すべきである。

- 保険会社が効果的にサイバーインシデントを管理すべきことを支持する。しかし、保険会社が第三者以降 (第n者) の外部業者で起こりうるインシデント報告は把握していない可能性がある。

- 適切である場合に、監督者はリスクを最低限に抑えるために他の監督者と情報共有および協働することがある点を支持する。

※詳細な意見は記載省略。

⑦ IAIS「気候リスクの監督ガイダンス (Part 4)」に対する意見提出

2024年7月15日付で、IAISが公開した、「気候リスクの監督ガイダンス (Part 4)」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を10月28日付で提出した。

- 気候リスクのパブリックディスクロージャーおよび監督上の報告に関する適用文書への意見：

- ・ 本適用文書では誰がリスクの重要性を判断するのかが特定されていない。GFIAは少なくとも

も保険の専門家がすべきと考える。

- ・ 軽減措置によって重要性がないとみなされたりリスクは開示義務から除外されるべきである。
- ・ データ収集が健全性監督または非金融の一般向けESGレポートを目的にしているのか明確に区別すべきである。
- ・ 開示義務に関してプロポーショナリティの考慮、画一的なアプローチの回避、高度な尺度水準や推測結果が不確かなもの等の利用に関して慎重になるべき記述に賛同する。
- ・ 新規の開示義務を設ける前に既存の開示義務を確認すべきである。また、各監督区域における規定以上の義務を設けるべきではない。

○マクロ健全性およびグループ監督における課題ならびに気候リスクに関する支援資料（案）への意見：

- ・ 保険会社はシステミックリスクを発生するより、軽減する役割があることを考慮すべきである。
- ・ 監督者の対応は、監督者および保険会社への過度な負担や保険業界の機能に対する悪影響を回避するためにプロポーショナルかつリスクベースであること。監督者はすでに適切な原則を設けているため、気候リスクはその中に組み込むべきである。
- ・ 気候リスクへの監督対応の一例として保険会社の資本の上乗せが提案されているが、これは潜在的な気候関連システミックリスクへの適切な対応としてみなされることはほとんどない。
- ・ 保険会社のコアリスクカテゴリーを、市場、信用、流動性、引受、準備金リスクと列挙しているが、気候リスクはオペレーショナルリスクに分類するのが適切と考える。

※詳細な意見は記載省略。

⑧ GFIA「保険業界におけるAI」に関するペーパーを公表

2024年11月13日付でGFIAは「保険業界におけるAI」に関するペーパーを公表した。

○総論

- ・ 人工知能（AI）はグローバルな経済にまたがる多くのセクターを変化させており、保険業界も例外ではない。保険のバリューチェーン全体を通じて新たなAIアプリケーションが見られるようになっており、効率性と実効性を促進している。当初は保険業界でのAIは、チャットボット形式でのカスタマー・サービスを中心としていた。最近では、保険引受、保険金請求処理および販売・流通の領域のアプリケーションがより広まっている。生成AIのような発展や、モノのインターネット（IoT）およびオープンデータを通じた新たなデータセットの入手可能性により、今後の数年で発展がさらに加速することが期待される。

- ・本文書でGFIAは、保険会社がAIを利用する手段および理由についていくつかの具体例を示す。さらに本文書では、AIの利用によって生じる潜在的な意図されない結果を防止するために保険会社が既に整備している多くの保護措置の一部を説明する。最後に本文書では、保険業界におけるAIの利用に対する現在の監督上および規制上の対応に注目し、その領域における可能性のある将来の措置に向けていくつかの原則を示す。

※詳細な内容は記載省略。

⑨ FATF「AML・CFTと金融包摂に関するFATF勧告の改定案」に対する意見提出

2024年10月28日付で、FATF（金融活動作業部会）が公開した、「AML・CFTと金融包摂に関するFATF勧告の改定案」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を12月6日付で提出した。

○同市中協議の全ての問いに対してGFIAは賛同する。また各問に対して以下の意見を示す。

- ・ Q1：“commensurate”を”proportionate”に変更することはリスクベース・アプローチをサポートしている。リスクベース・アプローチでのプロポーショナリティへのフォーカスや簡素化された対応をとることは金融包摂の促進という目的を達成できると考える。
- ・ Q2：同改定により、企業がリスク軽減措置を行った後の残余リスクを監督者が評価するための条件をより明確にすると考ええる。
- ・ Q3：同改定により、NRAのプロセスの信憑性を向上することができ、高リスクに焦点を当て、低リスクにも意味を見出す各国および業界の努力を認識できると考える。
- ・ Q4：近年では非対面式の顧客確認や取引は日常的なものと認識し、高リスクの指標ではないと考える。また、同形態のリスクプロファイルを低くすることを考慮すべきである。

※詳細な意見は記載省略。

⑩ FSB「インシデント報告交換フォーマット（FIRE）」に対する意見提出

2024年10月17日付で、FSB（金融安定理事会）が公開した、「インシデント報告交換フォーマット（FIRE）」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を12月18日付で提出した。

○世界共通の報告フォーマットや枠組みの作成には賛同するが、すでにいくつかの監督機関において同様の取り組みを行っている。いずれ各国の特徴を取り入れた主観的なフォーマットと共通の客観的なフォーマットが統合されると思うが、それまでは各国の特徴を反映したフォーマットを使用すべき。

○報告フォーマットに一貫性があると役立つ。ユニバーサルな基準として監督機関が求める情報

の最低基準を定めることを望む。

○他の規制等で定められている基準との矛盾（機密情報の取扱い等）による負荷を考慮してほしい。

○機密情報の取扱いに関してはプロポーショナリティを考慮してほしい。

○FIREの設計が十分であるかに関する問いに対する回答は以下の通り（回答はカナダの意見）

- ・ FIREのスコープ：十分ではない。“operational”の定義は各国の監督機関との整合性が必要
- ・ 第三者の業務委託者に関する報告：十分ではない。カナダではOSFIのガイドラインに基づいた第三者業務委託者リスク管理報告方法を使用しているためFIREとの整合性が必要
- ・ 報告内容：インシデント内容（インシデントの調査中での報告は不可能等）やインパクト評価（インパクトの評価方法の統一等）は不十分、報告情報およびインシデントの完結報告はある程度十分
- ・ FIREのデータモデルは各国の報告モデルのデータとの互換性が必要となるため柔軟な設計であるべき

※詳細な意見は記載省略。

⑪ IAIS「グローバル・モニタリング・エクササイズにおける補助的指標に関する市中協議」に対する意見提出

2024年11月27日付で、IAISが公開した、「グローバル・モニタリング・エクササイズにおける補助的指標に関する市中協議」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を2025年2月3日付で提出した。

○これからも包括的枠組みが保険セクターのシステミックリスクを評価するための適切なツールであり続けることを優先すべきと考える。

○補助的指標の開発やそれらに対する信用は、補助的指標固有の制限とのバランスをとる必要がある。また、複数の指標と時間軸を使用するのは非効率的かつ、システミックリスクの蓄積の間違った情報を示す可能性がある。

○IIMテンプレートの変更は極力制限してほしい。今後保険会社へのデータ要請に関する変更や追加は既存のデータをまず分析し、追加要請の適切な説明が必要である。

○デリバティブ指標について、包括的枠組みではデリバティブのエクスポージャーやリスクを慎重にモニタリングしており、監督者はデリバティブでポートフォリオマネージメントやリスクヘッジを行うことを全体的に反対するべきではない。

○再保険指標について、クロスボーダー再保険はリスクを低減する有効的な方法であることから、これらの指標は慎重に検討すべきである。また保険会社の再保険の利用度を計る指標ではなく、再保険利用の許容度を計る指標を定めるべきである。

○ILRの相関調整に用いられる6つのストレス・シナリオ間の相関係数について、相関係数の修正による影響を推定するための出発点となり得るデータとしてFigure15が示されているが、それ以上の詳細なデータが示されておらず、相関係数の具体的な算定方法が不明。具体的な算定方法がより明確になった段階で、それらを明示の上、ステークホルダーが改めて意見する機会を求める。

○GME補助的指標の開発について、IIMのデータ収集では報告されていないデータや保険会社の推測または想定で報告されているデータがあることを認識すべきである。今後保険会社のデータの解釈や、報告内容が統一されるように、技術的仕様の改善や対象となる資産の例示を増やしてほしい。また、保険会社によっては求められているデータを収集できない可能性があり、GME補助的指標の計算のみを目的としたデータ収集は過度な負担になり得る。

※詳細な意見は記載省略。

⑫ IAIS「AIの監督に係る適用文書（案）」の市中協議に対する意見提出

2024年11月18日付で、IAIS「AIの監督に係る適用文書（案）」に関する市中協議に対し、GFIAとして、以下の意見を2025年2月17日付で提出した。

○AIの活用によるリスクに重点を置いており、利点に関する言及もすべきである。

○AIシステムによって差別的な結果が生じ、最終的に契約者に悪影響を及ぼす可能性があるとは仮定しているが、保険料設定、引受査定、契約者保護等に関しては適切な監督がされており、差別的な要素を含むことはすでに禁止されている。

○AIの監督は、AIシステムの規模や複雑性に応じたリスクベース・アプローチを用いるべきであり、プロポーショナリティの柔軟性を考慮すべきである。

○AIシステムの定義が広いため、保険業界が前から活用している統計データ等の既存AIシステムと新AIシステムの区別を明確にすべきである。

○AIの専門知識の欠如に関する記述はAIの開発者に向けているように読めるため、AIユーザーへのトレーニングの必要性を指摘すべきである。

○AIシステムおよびデータの評価を行う際に第三者の関与を求めているが、どのような状況を想定しているのかを明確にすべきである。また第三者の管理に関する具体例の記載を望む。なお、第三者のデータソースや生成コンテンツに関するすべての情報を得ることは難しいことを認識してほしい。

○AIシステムの結果の透明性には賛同するが、否定的な引受査定結果に対する措置の関連法や規制等に基づき、適切な開示を顧客に行うべきである。

○今後は保険業界におけるAI活用のベストプラクティス事例、各国におけるAIに関する規制等

の情報、生成AIの利点などに関する情報を望む。
※詳細な意見は記載省略。

4. IASB（国際会計基準審議会）を巡る動きと意見表明

IASB（International Accounting Standards Board、国際会計基準審議会）は、ロンドンに拠点を置き、2001年より公共の利益のために、財務諸表における情報の透明性と比較可能性を要求する質の高い世界的な会計基準の開発に取り組んでおり、当協会では、IASBが公表する公開草案等に対して意見提出を行っている。

（1）IASB公開草案「企業結合－開示、のれん及び減損」に対し意見提出

IASBより2024年3月21日付で公表された公開草案「企業結合－開示、のれん及び減損（IFRS第3号及びIAS第36号の修正案）」に対し、以下の意見を7月12日付で提出した。

○過去の協会意見に対し本公開草案では、作成者側の負担に関し一部意見が取り入れられたものの、依然として以下の観点から課題を有しており、更なる改善が可能である。

- ・ 商業的機密の開示に関し、一定の条件のもとでの免除を認めることに賛成する。一方、免除を認める条件について、企業に生じるリスクを企業結合についての主要目的の達成への阻害に焦点を当てることは、範囲が狭すぎる。
- ・ 財務諸表の注記に関し、依然としてIASBは、企業結合の取得価格に関する情報を提供するとの論拠から、企業結合の業績に関する情報の開示を要求している。この点、取得価格に関する情報はシナジーを含み、財務諸表外で経営者の企業結合への期待や想定とセットで提供される方が、利用者の理解に役立ち、作成者のコスト負担の軽減にも繋がり、コスト・ベネフィットの観点からバランスの取れた対応であると考える。

※詳細な意見は記載省略。

5. 令和7年度税制改正

（1）令和7年度（2025年度）税制改正要望

当協会は、2024年7月19日開催の理事会で、「令和7年度税制改正に関する要望」を決定した。

重点要望項目として、「生命保険料控除制度の拡充」を掲げた。具体的には、「令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること」を要望した。昨年度は、扶養している子どもがいる場合に一般生命保険料枠を2万円引き上げる要望を行った結果、「令和6年度税制改正大綱」において、23歳未満の扶養親族がいる場合、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講

じられることなどが示された。示された拡充の方向性については、令和7年度（2025年度）税制改正において検討し、結論を得るものとされたことから、今年度は、23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料枠の所得税・適用限度額に関して2万円の上乗せ措置を講じるなど、「令和6年度税制改正大綱」に記載された内容で税制改正を決定することを要望した。

その他の要望内容も含め、当協会における要望項目一覧は、以下のとおり。

＜令和7年度税制改正要望項目＞

【重点要望項目】

- ◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること
- －令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

現行制度の適用限度額		
所得税 合計適用限度額	12万円	平成24年1月からの契約
一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
4万円	4万円	4万円

改正要望

子育て世帯の万が一への備えに対する自助努力支援を拡充

子を扶養する場合
一般生命保険
6万円
+2万円上乗せ

23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険枠の所得税・適用限度額に関して2万円の上乗せ措置を講ずるなど、税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

【その他の要望項目】

I. 企業年金保険関係

- 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること
- 働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、

年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと

○確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

○企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

Ⅱ．生命保険契約関係

○遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

Ⅲ．資産運用関係

○不動産関連税制の総合的見直しを図ること

Ⅳ．その他

○生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

○破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長すること

○インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じること

「令和7年度税制改正に関する要望」は【資料編】資料1－1参照。

（2）当協会要望項目に対する金融庁要望への反映状況

2024年8月30日、金融庁の税制改正要望が公表され、当協会の重点要望である「生命保険料控除制度の拡充」については、金融庁要望の「主要要望項目」として記載がなされた。なお、本項目については、金融庁を含む農林水産省、厚生労働省、経済産業省、こども家庭庁による共同要望として取り上げられた。

当協会のその他の要望項目については、「死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ」、「保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持」、「破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化又は延長」が金融庁要望の「その他の要望項目」として取り上げられた。

（3）政府税制調査会および与党税制調査会における審議経過と結果の概要

政府税制調査会の役割は、総理からの諮問事項である「あるべき税制のあり方」について中長期的な視点から議論し、答申を出すこととされており、毎年度の税制改正プロセスにおける具体的な税制改革は国会の判断に委ねることとなっている。

2024年度においては、新たに委員が選任され、個人所得課税、法人課税、消費課税等の各税目について、昨年度までの議論の振り返りを中心に計4回の総会が行われた。また、今後総会で扱うことが

想定されるテーマについて、総会傘下に専門家会合（①税制のEBPMに関する専門家会合、②活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合、③経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合）を設置し議論がなされた。

一方、年度改正については、与党の税制調査会が主体となり、その取りまとめを行った。

自民党税制調査会は2024年11月25日に総会を開催し、令和7年度（2025年度）税制改正の審議を開始した。累次にわたる審議を経て、2024年12月20日に与党「令和7年度税制改正大綱」が取りまとめられ、公表された。その後、2024年12月27日に「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

※与党「令和7年度税制改正大綱」は下記URLを参照。

(https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf)

※閣議決定「令和7年度税制改正の大綱」は下記URLを参照。

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)

与党内での審議の結果、当協会の重点要望項目である「生命保険料控除制度の拡充」については、「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として、令和8年（2026年）分の所得税において新生命保険料に係る一般生命保険料枠に対し、1年間の時限的な2万円の上乗せ措置がなされることになった。与党「令和6年度税制改正大綱」において控除の適用対象から除外するとしていた「一時払生命保険」については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は、現行のまま、控除の適用対象から除外しないこととなった。令和8年度（2026年度）以降の税制改正では、今回現行制度を維持することになった高校生年代の扶養控除の見直しを検討し、結論を得るとともに、「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」についてもそのあり方を検討することとなった。

その他、当協会の要望事項等に関する与党大綱の記載状況および要望結果は次のとおり。

【重点要望項目】

◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること
－令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること
⇒「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」に伴い、1年間の時限的措置として改組されることが示された。

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し（2）子育て世帯への支援

① 子育て支援に関する政策税制

令和6年度税制改正大綱において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした以下のイからハの子育て支援税制については、上記（１）③の高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討することとなるが、今般、１年間の時限的な措置として対応する。

イ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（略）

ロ 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充（略）

ハ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更しない。

一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。

第二 令和7年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税 3 子育て支援に関する政策税制（国税）

（１）生命保険料控除について、次の見直しを行う。

- ①新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

- ②旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（現行：4万円）とする。

- ③上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。

- ④その他所要の措置を講ずる。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ。）。

【その他の要望項目】

○公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○不動産関連税制の総合的見直しを図ること

⇒【資料編】資料1－2参照。

○生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長すること

⇒次のように記載され、措置期間が2年延長された。

第二 令和7年度税制改正の具体的内容

二 資産課税 1 租税特別措置等（地方税）[延長・拡充等]

- (34) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

○インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じること
⇒大綱に記載がなかった。

当協会要望項目以外で業界に関係する主なものは【資料編】資料1－3参照。

(4) 令和7年度税制改正に関する法案

「令和7年度税制改正大綱」に記載された内容は、「所得税法等の一部を改正する法律案」等に盛り込まれ、同法案は第217回通常国会に提出された。同法案は2025年3月31日に可決・成立し、別段の定めがあるものを除いて4月1日より施行された。なお、生命保険料控除の上乗せ措置に係る改正箇所については、2026年1月1日より施行されることとなった。

6. 金融庁のパブリックコメント等に対する意見提出

(1) 「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正（案）に対し意見提出

2024年6月27日、金融庁より、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、7月18日付で以下の意見を提出した。

<該当箇所>

「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-4-4-1 (1)

<意見>

- ・監督指針案Ⅱ-4-4-1 (1)において「…必ずしも短期的・形式的な意味での利益だけではない『顧客の最善の利益』をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。」とある通り、「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」は、保険会社が規模・特性等を踏まえて自ら考えるべきものである。「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」が法定化されたことに伴い、そのことをもって直ちに何らかの一律の対応が、保険会社や保険募集人に求められるわけではなく、それぞれが自らの特性や経営理念等を踏まえ、創意工夫をもって「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みを進めること等が本義務を履行するにあたっては重要と理解している。

<該当箇所>

「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-4-4-1 (1)

<意見>

- ・「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」に関し、例えば、商品や事務、サービスの設計等においては、顧客全体の利益や保険集団の視点も重要と理解している。

- ・さらに、被保険者や保険金受取人等、加入者（契約者）以外の関係者の利益を担保することが、加入者（契約者）の利益に資するため、これら関係者の利益を考慮することも重要と理解している。

<該当箇所>

「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-4-4-1（1）

<意見>

- ・生命保険は大勢の保険契約者が保険料を負担し、それを財源として、誰かが死亡したときや病気になったときに、保険金や給付金を受け取ることができる「助け合い」「相互扶助」の仕組みにより、リスクに備える機能を特徴とする。
- ・このような死亡したときや病気になったときへの備えを目的とした生命保険の商品特性を踏まえると、生命保険における「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」とは、形式的に投資収益を最大化させるといった観点よりは、むしろ、意向把握義務や適合性原則等、保険業法・監督指針をはじめとしたルールを踏まえた適切な募集を行うこと、また、その結果として着実な支払等を通じ将来のリスクに備えられるようにするといった観点から果たすことが重要であると理解している。

その後、2024年10月30日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）については、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240627/20240627.html>）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=225024032&Mode=1>）参照。

（2）「諸外国の規制に係る規制要望調査」に対し要望提出

当協会では、2024年7月29日に金融庁より依頼のあった「諸外国の規制に係る要望調査」に対応し、9月30日、金融庁総合政策局国際室あてに以下の要望を提出した。

<インド>

- ・保険セクターへの外資出資比率の上限（74%以下）の撤廃
- ・為替取引に係る実需原則に基づく関連エビデンスの作成・提出の免除
- ・直接投資に関わる資金口座の使用期限の廃止。目的（証券投資、直接投資）に応じた口座制限の廃止
- ・資産運用の外部委託規制の緩和
- ・保険会社に課せられる株式市場への強制的上場措置案の不採用
- ・保険料の値上げ等、国策団体定期保険（PMJJB Y）の収益性改善のための適切な措置
- ・ミューチュアルファンドの国外投資上限（10億米ドル）の撤廃
- ・保険会社の人員に関するセーフガード規制の撤廃

- ・ ソルベンシー規制に関する再保険活用の促進
- ・ 報酬規制の対象から外国法人より派遣される駐在員を免除
- ・ 法定シード投資規定の撤廃
- ・ 投信の手数料率上限（Total Expense Ratio）規制撤廃
- ・ InsurTechスタートアップ企業への投資・買収を行う際の規制緩和
- ・ レポ取引の容認
- ・ ヘッジ目的、デリバティブ評価損益の利用可能資本非計上
- ・ 販売手数料の上限規制の緩和
- ・ 報酬の支払方法に係る規制の撤廃
- ・ 国有銀行における従業員への金融商品販売インセンティブの支払い
- ・ 自社株買いに関する税制適正化

<バングラデシュ>

- ・ 外資出資比率の上限（60%以下）の撤廃

<インドネシア>

- ・ 保険会社を対象とする外国人雇用規制の撤廃
- ・ 取締役・監査役に課せられるフィット・アンド・プロパーテストの書類審査化および審査期間の短期化
- ・ ルピアによる外貨購入規制に基づく証明書類の提出免除および取引額規制の免除
- ・ 外資出資比率の上限（80%以下）の撤廃
- ・ 外国人労働者に対する現地当局による推薦状の発行プロセス簡素化・迅速化
- ・ エージェントの引抜行為に対する規制の導入
- ・ 外国人労働者に対する就労期間の制限の緩和
- ・ コミッショナー就任にあたっての他社兼務禁止等の制限緩和

<タイ>

- ・ 外国企業による持株制限の撤廃、もしくは緩和
- ・ 生命保険会社が医療保険を単体で販売することを可能とする規制緩和

<カンボジア>

- ・ 生保各社の乗合が認められること
- ・ 取締役変更にかかる定款変更の事後承認の容認および認可期間の短縮化
- ・ 認可プロセスの一省庁への集約による定款の認可所要期間の短縮化
- ・ 銀行窓販に係る従業員情報提出・認可に係る現地当局申請の簡素化
- ・ 投資委員会の議長となる独立取締役における他委員会委員兼任等の規制の緩和
- ・ IFRS17&9の導入期限について、年単位での延期

- ・取締役会の議長への就任役職に関する規制緩和

<ベトナム>

- ・オンショア（ベトナム）での非居住者による為替取引の自由化

<マレーシア>

- ・生命保険会社の進出に関する外資出資比率の上限（70%以下）の撤廃
- ・外国企業への生命保険業ライセンスの新規発行

<ミャンマー>

- ・資本金全体の10%をミャンマー経済銀行に預金すること、および資本金全体の30%をミャンマー国債に投資することが必要である規制の緩和
- ・中央銀行による外貨強制兌換の見直し
- ・外国保険会社から現地保険会社への出資上限の撤廃
- ・保険会社に対するアニュアルフィー制度の見直し
- ・保険持株会社が保険会社を介さずに直接または間接的に出資できるよう見直し
- ・ミャンマー経済銀行への預金、国債購入プロセスの間も資本金を事業運営資金に活用できるよう緩和
- ・個人代理人の試験を保険会社において実施できるよう見直し
- ・1回あたりの保険料上限の撤廃もしくは見直し
- ・中央銀行による外貨取引認可制の見直し
- ・CFO要件に係る規制の緩和
- ・海外への税金支払における外貨払義務の撤廃
- ・ソルベンシー規制通達案に係る経過措置設定
- ・法人契約における損金算入枠の拡大
- ・外国人の所得税納税に関する外貨払義務の撤廃

<英国>

- ・1年以内の派遣者に適用される所得要件の引き下げ

<インドネシア、タイ、中国、ポーランド>

- ・主要法令・規制の英語による公開

※詳細な意見は記載省略。

**(3)「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等に対し
意見提出**

2024年10月31日、金融庁より、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、11月29日付で以下等の意見を提出した。

＜該当箇所＞

監督指針Ⅱ－2－2－2（2）⑤改善までの期間

＜意見＞

- ・「柔軟性を持って判断する」とは、令和6年5月に公表されている「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」の論点3.5.4.3⑦に記載されている株式リスクの削減や回復期間の延長措置が市場環境に応じて取られると理解して良いか。

(4)「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）に対し意見提出

2024年11月26日、金融庁より、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、12月26日付で以下の意見を提出した。

＜該当箇所＞

企業内容等開示ガイドライン5-19-3-2（新設）

開示府令第二号様式記載上の注意（58）a、e及びfに規定する「純投資目的」とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう。例えば、当該株式の発行者が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえないことに留意する。

＜意見＞

- ・「発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情」の例として、「当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること」が挙げられているが、非上場株式や新規公開株式に関しては、「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする」純投資目的の株式であっても、特性上、発行者の同意が必要なケースがあり、そのような一般的な投資実務上のケースについては、ガイドラインに関わらず、純投資目的と位置付けることが妥当と考えているが、その理解で問題ないか。

※詳細な意見は記載省略

その後、2025年1月31日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）については、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241126/20241126.html>）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250131-2/20250131-2.html>）参照。

（５）「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」等に対し意見提出

2025年1月20日、金融庁より、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」等が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、2月18日付で以下の意見を提出した。

< 2. 対話の手法 >

- ・「金融庁は、金融機関等の直面するマネロン等リスクの特定・評価の結果の仮説を手元に準備し、仮説を踏まえて金融機関等と対話を行い、相互に認識を確認」とあるが、リスクは業態ごとに大きく異なるため、仮説も業態ごとに準備するという理解で良いか。

その後、2025年3月31日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」等については、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250120/20250120.html>）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=225024062&Mode=1>）参照。

（６）「経済価値ベースのソルベンシー規制（第１の柱）に関する告示案」等に対し意見提出

2025年1月31日、金融庁より、「経済価値ベースのソルベンシー規制（第１の柱）に関する告示案」等が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、2月21日付で以下の意見を提出した。

< 該当箇所 >

監督指針Ⅱ－２－２ ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置）

< 意見 >

- ・ソルベンシー・マージン比率告示第七章第二節第二款に規定する「控除合算手法」を適用する会社においては、仮に控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率が100%を下回ったとしても、控除合算手法を適用した場合のソルベンシー・マージン比率が100%を下回らなければ、早期是正措置の対象にはならないと理解して良いか。

その後、（３）の結果とともに、7月23日にパブリックコメントの結果等が公表された。

パブリックコメントの結果については、URL (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250723/20250723.html>) 参照。

7. 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組みについて

当協会では、財務委員会傘下のスチュワードシップ活動WGおよびESG投融資推進WG共同で、両WGの活動内容と企業や投資家等に対する提言をとりまとめたレポートを作成し、2024年4月19日に公表した。本レポートは、本編で2023年度の当協会の取組みとして、（１）企業・投資家・政府向け提言（２）協働エンゲージメントの実施（３）各社の取組・態勢のレベルアップについて取りまとめ、資料編で企業・投資家向けアンケート集計結果を取りまとめている。

2023年度は、上場企業1,200社、機関投資家200社を対象にアンケート調査を実施し、当調査結果を踏まえ、「経営目標／財務戦略」、「ガバナンスの向上」、「対話の質の向上」、「ESG取組促進」の4つの観点から、企業に対し以下の10項目、投資家に対し以下の3項目、政府に対し以下の2項目を提言している。

《2023年度の提言まとめ》

	提言内容	提言先
経営目標／ 財務戦略	①株主還元を含む財務・資本戦略の投資家への十分な説明と、中長期的な株主還元拡大（配当性向30%以上）	企業
	②資本コストや資本収益性の分析・評価に基づいたROE目標設定と水準向上	企業
ガバナンスの向上	③社外取締役に期待する役割・実績についての情報開示充実	企業
対話の質の向上	④経営戦略と連動した人的資本・知的財産への投資を含む中長期的な投資戦略の情報開示・対話充実	企業
	⑤経営層による対話への関与推進	企業
	⑥企業に対する深い理解に基づく対話、企業の課題解決に資する中長期視点での対話を推進	投資家
	⑦対話を通じた総会議案・議決権行使についての相互理解促進	企業・投資家
ESG取組促進	⑧統合報告書等を通じた、ESGを含む非財務情報の更なる開示	企業
	⑨ESG取組を含む、持続的な成長を実現するための中期経営計画の策定と実行	企業
	⑩人権尊重に向けた取組の促進	企業
	⑪気候変動関連情報の適切な開示、温室効果ガス削減目標・ロードマップの策定・開示の検討	企業・投資家
	⑫省庁横断的なESG取組促進策の打ち出し	政府
	⑬カーボンニュートラルの実現に向けた、政策的な支援の更なる拡充	政府

上記レポートについては、URL (https://www.seiho.or.jp/info/news/2024/20240419_3.html) 参照。

8. 公正取引委員会等の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」等に対し意見提出

2024年4月12日、公正取引委員会等より、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」等が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、5月10日付で以下の意見を提出した。

＜該当箇所＞

第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第2 特定受託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条）

1 報酬の支払期日等（本法第4条）

（1）給付を受領した日

ウ 役務の提供を委託した場合

＜意見＞

- ・一般的に、営業活動では、長期の契約継続が見込める顧客の発掘や定期訪問等、契約手続完了に至る準備活動が、長期間にわたる場合がございます。仮に、委託契約において、そのような個々の準備活動については報酬を設定せず、新たな契約手続が完了し、当該顧客からの契約に係る料金の支払があったことを条件として報酬を支払うこととしている場合には、当該条件が成就した時を支払期日の起算日と解釈することが可能でしょうか。
- ・また、同様に、契約期間が長期間に及ぶ場合に、その契約を維持管理するための各種手続きや案内等のサービス提供が必要となる場合において、個々の活動については報酬を設定せず、顧客からの契約継続料の支払、契約の存続・維持があったことを条件として報酬を支払うこととしている場合には、当該条件が成就した時を支払期日の起算日と解釈することが可能でしょうか。

＜該当箇所＞

第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第2 特定受託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条）

2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）

（2）特定業務委託事業者の禁止行為

イ 報酬の減額の禁止（本法第5条第1項第2号）

＜意見＞

- ・一般的に、長期の継続的契約の締結を目的とする業務の委託を行う場合においては、受託者に対して、長期の契約継続が見込める顧客との契約の締結を促す観点から、契約から一定の期間内に当該契約が解除された場合には、委託契約において、既払いの報酬を戻入れすることを定める場合がございます。

- ・この場合、契約当初からその契約の中で、報酬の戻入れが定められていることから、当該報酬の戻入れは「報酬の額を減ずること」（法5条1項2号）、すなわち、「一旦、決定された報酬の額を事後的に減ずること」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（案）P30（ア））には該当しないという理解でよろしいでしょうか。

その後、2024年5月31日にパブリックコメントの結果等が公表された。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）等については、URL（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240408_FL_publiccomment.html）参照。パブリックコメントの結果については、URL（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240531_flenforcementorderetc.html）参照。

9. 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の「アセットオーナー・プリンシプル」（案）に対し意見提出

2024年6月24日、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局より、「アセットオーナー・プリンシプル」（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、7月25日付で以下の意見を提出した。

<該当箇所>

原則4

<意見>

- ・全体を通じて、運用状況について情報を広く提供することも考えられる旨が記載されているが、加入者を含むステークホルダーや関係省庁以外の第三者が、運用方針を踏まえず運用実績を単純に比較することはアセットオーナー等への誹謗中傷に繋がる懸念も考えられるため、関係省庁には、総合的に比較することの周知徹底をお願いしたい。

<理由>

- ・開示された情報が第三者によって運用方針を踏まえず運用実績を単純に比較され、アセットオーナー等への誹謗中傷に繋がる懸念も考えられるため。

※詳細な意見等は記載省略

その後、2024年8月28日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「アセットオーナー・プリンシプル」については、URL（https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/asset_owner/aop.html）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=060240624&Mode=1>）参照。

10. 個人情報保護委員会の「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対し意見提出

2024年６月27日、個人情報保護委員会より、「「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、７月29日付で以下の意見を提出した。

＜該当箇所＞

第２ 個別検討事項

１ 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

（１）個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方

ア 要保護性の高い個人情報の取扱いについて（生体データ）（４頁）

＜意見＞

- ・中間整理では、「生体データの要保護性を踏まえると、生体データを取り扱う場合においては、例えば、どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することを求めることが考えられる」「本人による事後的な利用停止を他の保有個人データ以上に柔軟に可能とすることが考えられる」とされている。
- ・生体データの利用において、対象となるサービスやプロジェクトを予め具体的かつ網羅的に特定することは実務上困難である。また、利用停止を他の保有個人データ以上に柔軟にすることについて、例えば、利用停止を電話のみ等の簡易な方法で行えるようにすると、結果的に望まない利用停止を即時に行ってしまうリスクもあり、かえって顧客利便性を阻害する可能性も考えられる。中間整理にも記載のとおり、「事業者における利活用の実態やニーズ、運用の負担、利用目的の違いによる影響なども考慮し」、顧客利便性等に支障が生じないよう慎重に検討いただきたい。

※詳細な意見は記載省略

その後、2024年９月４日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=240000111>）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=240000111&Mode=1>）参照。

11. SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の「サステナビリティ開示基準の公開草案」に対し意見提出

2024年3月29日、SSBJより、「サステナビリティ開示基準の公開草案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、7月31日付で以下の意見を提出した。

＜質問1（国際的な基準との整合性を図る程度及びその方法について）への意見＞

○SSBJ基準案は、適用対象企業と要求事項の関係性を整理しきれていない部分があり、更なる検討の余地があると考ええる。ある程度柔軟に基準を適用することで、まずは任意開示を奨励したい」といった発言も聞かれ、特段の反対意見は聞かれなかったことから、SSBJ基準開発において、任意開示の企業のニーズやリソースに配慮することの重要性は一定程度認識されていると考えられる。

○一部要求事項においては、適用基準64項（2）、同69項（2）、同76項（2）との整合性を確保しSSBJ基準全体の一貫性を保つために、任意開示企業への適用を場合分けする等の対応を検討することが考えられる。

＜質問3（スコープ1・2・3の合計値要請）＞

○スコープ1・2・3温室効果ガスの絶対総量の合計値の開示は発行体のサステナビリティ戦略やリスク管理に関してミスリーディングな情報を与える可能性があり、気候関連開示基準第49項の「また、これらの温室効果ガスの絶対総量の合計値を開示しなければならない。」は削除すべきと考える。

＜質問11（その他、本公開草案に関する意見）＞

○残された時間は短いものの、SSBJ基準案が予定通り2025年3月末に最終化されることを強く期待しており、当協会としても最大限協力したい。

※詳細な意見は記載省略

その後、2025年3月5日に確定されたサステナビリティ開示基準が公表された。

サステナビリティ開示基準の公開草案については、URL（https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html）参照。確定基準については、URL（https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html）参照。

12. 警察庁のパブリックコメント等に対する意見提出

(1) 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対し意見提出

2024年8月23日、警察庁より、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、9月20日付で以下の意見を提出した。

<該当箇所>

(1) 改正法の一部施行等に伴う改正（規則第7条関係）イ

<意見>

- ・健康保険証等について、犯収法施行規則第7条第1号ハから削除されたのち、「一定期間」を経過するまでの間、健康保険証等は「ハ」に相当する書類として使用可能としていただきたい。

<理由>

- ・現行、取引時確認における本人確認書類として健康保険証等が提示される事例も多く、「一定期間」を経過するまでの間の本人確認書類としての位置付けが変更となった場合、各種帳票改訂等に加えて、顧客等の本人特定事項の確認（同施行規則第6条）にかかる事務変更等、社内対応に一定程度期間を要し、施行日までの対応が困難と考えられるため。

※詳細な意見は記載省略

その後、2024年11月29日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000283143>）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120240023&Mode=1>）参照。

(2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対し意見提出

2025年2月28日、警察庁より、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、3月28日付で以下の意見を提出した。

○犯収法上の取引時確認は、顧客から申告のあった住居と本人確認書類に記載のある住居が一致していることを前提としていると認識している。

○この場合、例えば「ワ方式（公的個人認証）」で本人確認を実施する際、実際に転居したものの住民票の転居届がされていない場合等については、「ワ方式」では犯収法の要件を満たさないため、例えば、「チ方式（原本＋転送不要郵便）」等のその他の方式で対応することになると理解しているが、「ワ方式」については公的個人認証サービスにより本人性が強力に担保できることから、住居が一致していなくとも「ワ方式」にて確認ができたものと取扱うことはできるのか。

※詳細な意見は記載省略

その後、6月24日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=120250002>）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120250002&Mode=1>）参照。

13. 経済産業省の「事業再構築小委員会報告書（案）」に対し意見提出

2024年12月27日、経済産業省より、「事業再構築小委員会報告書（案）」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、2025年1月24日付で以下の意見を提出した。

【意見概要】

○総論

- ・新制度は、多数決による事業再生計画の採択を通じて金融債権者の権利変更を可能とする設計であるため、全債権者にとって納得性のある制度・運営が望ましいと考える。

第2部 各論

（1）対象事業者

①対象となる事業者

- ・「事業再構築」を要件に設けない場合、既存の私的整理との違いがあいまいとなることを踏まえ、少額債権者保護の観点から、本制度において対象となる「経済的に窮境に陥る恐れのある段階」につき、該当する具体的な水準、状況を明らかにしていただきたい。

（３）新たな制度の利用要件

①指定法人による確認

- ・ 本制度の指定法人への申請時に、「主要債権者が本制度の利用に異議を示していない」ことを要件とするのであれば、少額債権者における合理的判断材料の一つとして、指定法人の確認結果のみならず、主要債権者が異議を唱えない理由も明確に示していただきたい（対象債権者集会の場合でも可）。
- ・ 指定法人の確認事項に、「対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込みがあること」に加えて、「少額債権者にとって不利益な計画となっていないこと」という点も追加することについて、検討いただきたい。

その後、2025年２月13日にパブリックコメントの結果が公表された。

URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595224048&Mode=1>）参照。

〔SDGs達成に向けた取組み〕

1. 「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」の作成・改訂

2024年4月19日、持続可能な社会の実現に向け、地球環境等の課題解決に資するハンドブック（以下「ハンドブック」）を作成した。

持続可能性に関する議論は、気候変動や生物多様性等の地球環境から、人権・人的資本などの社会課題（以下「地球環境等に係る課題」）へと広がりを見せており、こうした状況を踏まえ、会員各社が活用するための、「基礎編」「応用編」2種類のハンドブックを作成している。

「基礎編」は従業員全層を対象とし、専門用語を極力使用せず、地球環境等に係る課題について平易に解説するとともに、ペーパーレスの活用等、日常における具体的なアクションを示している。

「応用編」は、ESG投融资等、地球環境等の課題解決に取り組む担当者を対象とし、グローバルなイニシアティブの動向等、専門的なテーマを解説するとともに、取組みを進めるにあたって必要な視点等を示している。また、2025年2月21日、「応用編」について、「情報開示」や「サステナブルファイナンス」、「環境・社会インパクト」のテーマなど最新動向を反映し改訂した。

当協会は、会員各社における地球環境等課題の解決に向けた取組みを後押しし、今後も持続可能な社会の実現に貢献していく。

2. 「SDGsリーフレット」の作成

2025年2月21日、持続可能な社会の実現に向けた取組みを促進すべく、SDGsの達成にかかる生命保険業界の取組みを紹介するリーフレット（以下、「リーフレット」）を作成した。

生命保険会社は、保険事業を行う「事業会社」と、お客さまの保険料をお預かりし運用する「機関投資家」としての両面でSDGs達成に向けて取り組んでおり、リーフレットでは、生命保険業界および当協会がSDGsの達成に向けてどのような取組みを行っているのか分かりやすく解説している。

今後、全国でリーフレットを配布し、多くの方に生命保険業界のSDGsの取組みについてご理解いただけるよう活動を展開していく。

3. 「子育て支援等に係る報告書」および「情報提供冊子『知っておきたい子育てに役立つ知識 子育て支援制度』」の作成

2024年4月19日、子育て支援等に関する取組みの一環として「子育て支援等に係る報告書」および「情報提供冊子『知っておきたい子育てに役立つ知識 子育て支援制度』」を作成した。

2023年4月にこども家庭庁が設置され、政府の異次元の少子化対策として、「こども未来戦略方針」が閣議決定された。当協会は、少子化という社会全体で取り組むべき重要課題に対して、当業界が果たすべき役割を改めて発信し、社会全体の子育て支援の一助となるために、子育て支援等の取組みを

取りまとめた「子育て支援等に係る報告書」を作成した。加えて、地域における子育てを支える取り組みを後押しするために、国や地方自治体等の子育て支援制度、子育てに役立つ情報等を取りまとめた情報提供冊子を作成した。

公的な各種支援制度、地域の子育て支援体制の拡充なども踏まえ、当協会および会員各社は、少子化対策や子育て世代への支援などを通して、社会課題の解決に貢献していく。

〔広報活動〕

1. 広報活動等

報道関係者に対する頻繁な接触活動を通じ、人的ネットワークの拡充に努めるとともに、生命保険に関する各種取材対応や情報提供活動、勉強会の開催等により、理解のある報道がなされるべく努めた。特に、営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点のフォローアップや代理店業務品質評価運営といった「顧客本位の業務運営の推進に向けた取り組み」等、当協会が実施している重点取組等について、正確な理解が得られるよう配意した。

（1）協会長定例記者会見

開催日	出席者	開催日	出席者
4月19日	清水協会長、村路理事事務局長	9月20日	永島協会長、村路理事事務局長
6月14日	同上	11月15日	同上
7月19日	永島協会長、村路理事事務局長	2月21日	同上

（2）記者発表

発表日	内 容	対 象
4月16日	2024年度も介護・保育の専門家を目指す全国の学生に総額6,864万円の奨学金を支給します	金融記者クラブ
4月19日	生命保険協会長の内定について	金融記者クラブ
4月19日	「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新および公表について	金融記者クラブ
4月19日	生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組みについて	金融記者クラブ、兜倶楽部
4月19日	「子育て支援等に係る報告書」および「情報提供冊子『知っておきたい子育てに役立つ知識 子育て支援制度』」の公表について	金融記者クラブ
4月19日	「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」の公表について	金融記者クラブ
5月16日	2024年度も保育所・放課後児童クラブを対象とした助成活動（総額2,500万円）を実施します	金融記者クラブ、厚生労働記者会、こども家庭庁記者クラブ
5月30日	企業年金（確定給付型）の受託概況（2024年3月末現在）	金融記者クラブ
5月30日	確定拠出年金（企業型）の統計概況（2024年3月末現在）	金融記者クラブ
6月14日	副会長および委員会委員長の内定について	金融記者クラブ

発表日	内 容	対 象
6月14日	「生命保険協会 SR報告書2024」の公表 ～ 2023年度の生命保険協会の社会的責任活動の報告～	金融記者クラブ
7月3日	「介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度」奨学生286名を決定	金融記者クラブ、厚生労働記者会
7月8日	「セイホスカラーシップ」2024年度奨学生7名を決定 ～アジアからの私費留学生へ1名あたり総額240万円を給付し、勉学を支援～	金融記者クラブ、文部科学記者会
7月19日	令和7年度税制改正に関する要望	金融記者クラブ
7月19日	生命保険協会会長就任にあたって（所信） 一人ひとりの豊かな人生に寄り添い、持続可能な社会を未来へ	金融記者クラブ
7月26日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
8月29日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
9月24日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
11月1日	「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」助成施設を決定 ～総額2,500万円を全47都道府県の150施設に助成～	金融記者クラブ、厚生労働記者会、 こども家庭庁記者クラブ
11月11日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
12月11日	スチュワードシップ活動ワーキング・グループによる協働エンゲージメントの実施	金融記者クラブ、兜倶楽部
12月16日	副会長の国際保険協会連盟（GFIA）執行委員への就任	金融記者クラブ
12月20日	保険監督者国際機構（IAIS）による国際資本基準（ICS）の採択について	金融記者クラブ
12月20日	与党「令和7年度税制改正大綱」について	金融記者クラブ
1月6日	2025年 年頭所感	金融記者クラブ
1月10日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月10日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月11日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月20日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月26日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月27日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月14日	詐欺等被害防止のための広報啓発活動の推進	金融記者クラブ
2月21日	「SDGs リーフレット」の作成と「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」の改訂	金融記者クラブ
2月26日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月27日	2024年度代理店業務品質調査結果	金融記者クラブ
2月27日	「生命保険の引受・支払における遺伝情報の取扱いに関するQ & A」の公表	金融記者クラブ
3月26日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ

（3）ディスクロージャーの充実

- ① 2024年度決算に係るディスクロージャー開示基準および要綱様式モデルの改訂
 - ② 2024年度決算（案）発表様式モデルの改訂
 - ③ 2024年度第1・第3四半期報告モデル・第2四半期（上半期）報告モデルの改訂
- ①～③とも、関係部会の意見等を踏まえ所要の改訂を行った。

また、各社ディスクロージャー誌を協会ホームページにて紹介している。

(4) ホームページ、XおよびYouTubeにおける情報発信

当協会のホームページでは、当協会の活動内容、会員各社の取組事例・業績、生命保険に関する相談窓口・手続きや実績等の情報発信を行い、当協会と会員各社、消費者等のステークホルダーをつなぐプラットフォームとして、生保業界の信頼確保やプレゼンス向上に貢献している。

2024年度は、地方CR活動紹介ページのリニューアルを行った。また、「金融・保険に関する学習情報サイト」のポータルサイト化を目的に、協会ホームページの現状分析および第三者評価を実施した。

Xにおいては、当協会のニュースリリースのほか、「生命保険事業概況」や「会員各社決算発表資料」、「相談所りポート」などの情報発信を行った。

YouTubeにおいては、認定代理店同士のコミュニティであるニンダイチャンネルを開催し、動画のアップロードを行った。また、2024年度認定代理店の認定証授与式の様子をライブ配信した。

2. 自助の日

国民一人ひとりが「自分らしい人生を送るために必要なこと」について考えるきっかけとなるよう5月28日を記念日「自助の日」と定めているところ、2024年は、その前後の時期において、会員各社による金融リテラシー等の教育推進に向けたセミナー・イベント、当協会の教育教材等の周知等を実施した。併せて、当協会ホームページやXのほか、地方協会や全国生命保険労働組合連合会との連携による自助の日の周知活動を展開した。

3. 大学実学講座

保険分野における金融リテラシー向上に寄与するため、2024年度は44の大学で生命保険に関する実学講座を開催し、約4,000名の学生が受講した。

〔お客さまの声・苦情情報等の活用〕

1. お客さまの声・苦情情報等の活用

(1) 消費者（関連）団体等との意見交換会

生命保険事業への一層の理解を深めてもらうことを目的に、消費者（関連）団体等との意見交換会を次のとおり、合計14回開催した。

- ・ 8月7日 全国消費生活相談員協会 本部
- ・ 9月21日 全国消費生活相談員協会 中部支部
- ・ 9月27日 全国消費生活相談員協会 関東支部
- ・ 10月1日 埼玉県消費生活コンサルタントの会
- ・ 10月5日 全国消費生活相談員協会 北海道支部
- ・ 12月7日 全国消費生活相談員協会 九州支部
- ・ 1月15日 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室
- ・ 1月16日 消費者支援機構関西（KC's）
- ・ 1月25日 全国消費生活相談員協会 東北支部
- ・ 2月8日 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 中国支部
- ・ 2月15日 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 西日本支部
- ・ 2月26日 消費者5団体（日本消費者協会、消費科学センター、主婦連合会、東京都地域婦人団体連盟、全国消費者団体連絡会）
- ・ 3月3日 国民生活センター
- ・ 3月11日 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 本部

(2) 当協会、生命保険文化センター共催のせいほ意見交換会

業界の適切な情報提供・消費者意向の吸収を目的とした当協会、生命保険文化センターとの共催による「せいほ意見交換会」を次のとおり、地元消費者行政・団体と会議形式で54回、地元マスコミとは、57回開催した。

協会名	消費者	マスコミ	協会名	消費者	マスコミ
札幌	10月21日（月）	10月21日（月）	静岡県	9月17日（火）	1月17日（金）
函館	7月8日（月）	12月2日（月） 12月17日（火）	愛知県	10月24日（木）	10月7日（月）
旭川	10月25日（金）	10月24日（木）	三重県	9月25日（水）	12月12日（木）
苫小牧（※）	11月6日（水）	11月6日（水）	滋賀県	8月29日（木）	11月19日（火）
釧路	9月12日（木）	11月12日（火）	京都府	11月6日（水）	2月20日（木）
帯広	9月18日（水）	11月14日（木）	大阪府	11月14日（木）	－
北見	10月18日（金）	10月18日（金）	兵庫県	1月23日（木）	9月17日（火） 10月16日（水）

協会名	消費者	マスコミ	協会名	消費者	マスコミ
青森県	10月17日（木）	7月3日（水）	奈良県	11月20日（水）	8月7日（水）
岩手県	9月10日（火）	11月28日（木）	和歌山県	7月17日（水）	7月4日（木）
宮城県	9月11日（水）	9月11日（水）	鳥取県	9月11日（水）	12月4日（水）
秋田県	9月11日（水）	9月4日（水）	島根県	8月26日（月）	11月7日（木）
山形県	10月2日（水）	12月4日（水）	岡山県	9月11日（水）	9月18日（水） 11月13日（水）
福島県	1月23日（木）	11月6日（水） 11月15日（金）	広島県	9月18日（水）	7月3日（水）
茨城県	10月2日（水）	9月4日（水）	山口県	7月19日（金）	8月1日（木）
栃木県	9月5日（木）	2月5日（水）	徳島県	9月6日（金）	7月17日（水）
群馬県	10月22日（火）	6月26日（水）	香川県	11月12日（火）	6月24日（月）
埼玉県	7月5日（金）	12月12日（木）	愛媛県	11月27日（水）	9月19日（木）
千葉県	11月11日（月）	5月14日（火）	高知県	6月24日（月）	6月19日（水）
東京都	9月6日（金）	－	福岡	8月1日（木）	10月30日（水）
神奈川県	9月4日（水）	9月4日（水）	北九州	8月2日（金）	11月6日（水）
新潟県	9月9日（月）	1月22日（水）	佐賀県	8月21日（水）	12月12日（木）
山梨県	8月23日（金）	9月19日（木）	長崎県	11月6日（水）	2月19日（水）
長野県	9月4日（水）	11月27日（水）	熊本県	11月13日（水）	1月15日（水）
富山県	11月13日（水）	11月13日（水）	大分県	7月18日（木）	10月24日（木）
石川県	7月23日（火）	11月6日（水） 11月13日（水）	宮崎県	9月19日（木）	9月11日（水）
福井県	11月13日（水）	11月13日（水）	鹿児島県	7月19日（金）	11月13日（水）
岐阜県	7月11日（木）	11月20日（水）	沖縄県	11月7日（木）	10月2日（水）

※消費者・マスコミ合同開催

（３）意見・要望等の分析・情報共有

せいは意見交換会において消費者行政・団体等から提示された意見・要望や裁定諮問委員会での意見等について、2023年度に寄せられた意見・要望等を2024年6月に、2024年度上半期に寄せられた意見・要望等を2024年11月に、それぞれ一般委員会等に報告を行った。

２．お客さま本位推進会議の活動

当協会では、2019年11月の理事会において、当協会におけるお客さまの声・苦情情報等の活用高度化に向けた諸策を実施することを決議し、2020年4月に、各社のお客さま対応部門の担当役員を中心とした委員から成る「お客さま本位推進会議」を設置した。

また、お客さまの声・苦情情報等の分析結果によらず、業界として「お客さま本位の業務運営」を推進する必要がある課題等に対しより深掘りした情報共有の実施を可能とするため、2023年7月の理事会において、「お客さま本位推進会議規則」の一部改正等を行い、現在に至っている。

本会議は、消費者の声に係る分析結果、お客さま本位の業務運営にかかる各種取組、その他の情報共有・意見交換等により、会員各社におけるお客さま本位の業務運営に資するとともに、社会環境の変化等に伴う業界課題の早期把握および未然防止等の推進ならびに生命保険事業の社会的役割の向上・発揮等を図ることを目的としている。

2024年度は、協会に寄せられる苦情情報、裁定審査会の裁定事例、消費者団体・行政との意見交換会での意見や質問等の分析を踏まえ、12月4日に第9回、2月5日に第10回のお客さま本位推進会議を開催し、以下のテーマについて、課題や会員会社における対応の共有等を図った。

12月4日 第9回お客さま本位推進会議

テーマ 「各社における金融機関代理店チャネルにおける外貨建一時払保険への対応について」

2月5日 第10回お客さま本位推進会議

テーマ 「各社におけるコンプライアンス・リスク管理態勢について」

〔生命保険相談活動〕

1. 2024年度裁定諮問委員会の活動状況

当協会では、生命保険相談所および裁定審査会の中立性・公正性を確保するため、運営状況のチェック等を行う機関として「裁定諮問委員会」を設置しており、2024年度は2024年9月2日（対面開催）と2025年3月4日（対面開催）の2回開催し、相談・苦情の受付状況および事例の傾向、裁定審査会の活動状況ならびに当協会の最近の取組み（顧客本位の業務運営の推進、外貨建て保険等に関する苦情対応等）について報告をし、裁定諮問委員から意見が述べられた。

【裁定諮問委員（2023年4月1日から2025年3月31日）】

沖 野 眞 己（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

橋 本 副 孝（東京八丁堀法律事務所弁護士）

垣 内 秀 介（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

磯 部 光 章（榊原記念病院院長）

増 田 悦 子（全国消費生活相談員協会理事長）

（順不同 敬称略）

2. 2024年度裁定審査会の活動状況

(1) 裁定申立の状況

生命保険相談所が生命保険会社に苦情の解決依頼を行ったにもかかわらず、原則として1か月を経過しても当事者間で問題が解決しない場合には、保険契約者等は裁定審査会に紛争裁定の申立てを行うことができる。

裁定審査会が2024年度に受け付けた裁定申立件数は382件（対前年度比100.5％）で、前年度に比べ2件増加した。申立事案の内容の内訳は下表のとおりとなっており、「契約取消もしくは契約無効請求」が142件、「給付金請求（入院・手術・障害等）」が110件、「保全関係遡及手続請求」が65件と、この合計で全体の83.0％を占めている。

2024年度 申立事案の内容

申立内容	件数
契約取消もしくは契約無効請求	142
銀行等代理店販売における契約無効請求	7
給付金請求（入院・手術・障害等）	110
保険金請求（死亡・災害・高度障害等）	12
配当金（祝金）等請求（買増保険金・年金等）	11
保全関係遡及手続請求（注1）	65
収納関係遡及手続請求（注2）	6
その他（注3）	29
受案件数	377
不案件数	5
合計	382

（注1）「保全関係遡及手続請求」には、更新無効請求、解約無効請求、遡及解約請求、契約解除無効請求などが含まれる。

（注2）「収納関係遡及手続請求」には、失効取消請求、自動振替貸付利息免除請求、復活保険料利息免除請求、などが含まれる。

（注3）「その他」には、損害賠償請求、慰謝料請求などが含まれる。

なお、金融ADR法（保険業法）に定める指定紛争解決機関となった2010年10月1日以降に受け付けた裁定申立件数は4,493件である。

(2) 審理結果等の状況

2024年度において裁定審査会が裁定手続を行った事案は613件で、そのうち手続が終了した事案は325件であり、審理結果等の状況は下表のとおりであった。

2024年度 審理結果等の状況

審理結果等	2022 年度 申立分	2023 年度 申立分	2024 年度 申立分	合計
和解が成立したもの	0	71	17	88
和解が成立しなかったもの	3	142	87	232
和解案の受諾勧告がなされたが、当事者が受諾しなかったもの	1	6	1	8
和解による解決の見込みがなく、裁定手続を終了したもの	2	112	64	178
相手方会社からの裁判等による解決の申出が認められ、裁定手続を開始しなかったもの	0	0	0	0
申立人から裁定申立が取り下げられたもの	0	3	7	10
事実認定の困難性等の理由から裁判等での解決が適当であると判断し、裁定手続を終了したもの	0	21	15	36
適格性がないものとして、裁定を行わなかったもの（不受理）	0	0	5	5
継続審理中のもの	0	15	273	288
合 計	3	228	382	613

3. 2024年度生命保険相談所における受付状況

生命保険相談所（地方の連絡所を含む）が2024年度に受け付けた一般相談と苦情の合計件数は9,267件となり、前年度より386件、4.3%の増加となっている。

受付件数のうち、一般相談は5,286件で、前年度より223件、4.4%増加し、苦情は3,981件で、前年度より163件、4.3%の増加となっている。

<一般相談項目別>

一般相談を項目（内容）別にみると、「契約有無照会」が3,074件（占率58.2%）で最も多く、2021年7月より開始した生命保険契約照会制度に関する照会が多くを占めている。

第2位は、「保険金・給付金」が390件（同7.4%）で、保険金・給付金の支払可否や支払手続に関する照会が多く、死亡した親族の契約に関する請求可否や死亡保険金受取人が被保険者より先に死亡した場合の手続方法等の照会も寄せられている。

第3位は「加入・保険種類」の350件（同6.6%）で、契約内容や契約形態といった加入に関する全般的な相談や、検討している保険の商品の紹介希望等が寄せられている。

第4位は「隣接業界」の347件（同6.6%）で、県民共済ほか各種共済等、損害保険、少額短期保険に関する照会が多く寄せられている。

第5位は「その他」の279件（同5.3%）で、個人情報の取扱等に関する照会が寄せられている。

第6位は「会社の内容等」の208件（同3.9%）で、生命保険会社の連絡先の照会等が寄せられている。

第7位は「解約」の127件（同2.4%）で、解約手続に関する全般的な相談や認知症等による権利者に意思能力がない場合の解約手続方法、解約返戻金に関する照会等が多く寄せられている。

<苦情項目別>

苦情件数を項目別にみると、最も多いのは「保険金・給付金関係」の1,380件（占率34.7％）で、前年度より占率が0.4ポイント上昇している。

第2位は「新契約関係」の1,068件（同26.8％）で、前年度より占率が3.0ポイント低下している。

第3位は「保全関係」の892件（同22.4％）、第4位は「その他」の471件（同11.8％）、第5位は「収納関係」の170件（同4.3％）となっており、前年度から引き続き「保険金・給付金関係」の苦情が最も多く寄せられている。

内容別には、「入院等給付金不支払決定」が704件（同17.7％）と最も多く、第2位は「説明不十分」の498件（同12.5％）、第3位は「解約手続」の304件（同7.6％）、第4位は「入院等給付金支払手続」の266件（同6.7％）、第5位は「不適切な募集行為」の258件（同6.5％）と続いている。

2024年度 項目別受付件数

項 目 (内 容)		件数 (件)	占 率 (%)
一 般 相 談	加入・保険種類	350	6.6
	診査・告知	55	1.0
	クーリング・オフ制度	23	0.4
	保険料の払込	36	0.7
	失効・復活	9	0.2
	契約内容の変更	83	1.6
	保障の見直し	41	0.8
	契約者貸付	17	0.3
	解約	127	2.4
	契約者配当	2	0.0
	保険金・給付金	390	7.4
	税金	85	1.6
	会社の内容等	208	3.9
	営業職員・代理店	57	1.1
	生命保険契約の保護	17	0.3
	業績、ディスクロージャー等	5	0.1
	契約有無照会	3,074	58.2
	生命保険相談所	81	1.5
	隣接業界	347	6.6
	その他	279	5.3
	小 計	5,286	100.0
苦 情	新契約関係	1,068	26.8
	収納関係	170	4.3
	保全関係	892	22.4
	保険金・給付金関係	1,380	34.7
	その他	471	11.8
	小 計	3,981	100.0
合 計		9,267	-

苦情内容の上位10項目

内 容	件数（件）	総件数占率（％）
①入院等給付金不支払決定	704	17.7
②説明不十分	498	12.5
③解約手続	304	7.6
④入院等給付金支払手続	266	6.7
⑤不適切な募集行為	258	6.5
⑥解約返戻金	150	3.8
⑦個人情報取扱関係	136	3.4
⑧契約内容変更	135	3.4
⑨死亡等保険金支払手続	123	3.1
⑩職員の態度・マナー	119	3.0

<受付場所別>

受付場所別にみると、本部相談室84.2%（前年度81.5%）、連絡所は15.8%（同18.5%）となっており、前年度と比べて本部相談室の占率が上昇している。

<受付経路別>

受付経路別にみると、「電話」によるものが8,798件で94.9%（前年度95.1%）と大半を占めている。「WEBフォーム」は409件で4.4%（同4.0%）、「訪問」は45件で0.5%（同0.5%）、「文書」によるものは15件で0.2%（同0.5%）となっている。「WEBフォーム」の占率が増加する一方、「電話」および「文書」の占率が減少した。

<認知経路別>（判明分のみ）

認知経路別にみると、「インターネット（当協会のホームページ等）」によるものが3,953件、53.9%（前年度55.6%）と最も多いが、占率は前年度から減少している。

第2位の「生保会社、代理店の職員」は、998件、13.6%（同12.8%）で、占率は前年度から増加している。

第3位の「消費者行政機関」は、942件、12.8%（同13.6%）で、占率は前年度から減少している。

〔社会貢献活動〕

「相互扶助」の精神に基づく生命保険業の性格から、人々の生活と社会福祉の向上に寄与するため、1989年度より「社会貢献活動」に取り組んでいる。

1. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

保育施設・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対して資金助成を行うことにより、子育てと仕事を両立できる環境の整備を目的として、2014年度より「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」を実施している。

2024年度は、1,013施設から応募をいただき、全47都道府県の150施設に総額2,500万円を助成した。

2014年度から2024年度までの11年間で合計1,255施設に対し、累計2億6,400万の助成を行った。

なお、同活動は単に資金助成にとどまらず、助成決定通知書授与式の開催（交流会）、助成施設の訪問等により、助成施設と当協会との交流等を図っている。

2. 介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度

高齢者介護や子育て支援の量の拡充および質の向上が社会的課題となる中、両分野における専門職の養成が求められていることから、介護福祉士・保育士の養成を支援する目的で、1989年度より「介護福祉士養成給付型奨学金制度」を、2017年度より「保育士養成給付型奨学金制度」を実施している。

2024年度は286名に奨学金を支給し、2024年度までの累計で、「介護福祉士養成給付型奨学金制度」の奨学生は5,986名、「保育士養成給付型奨学金制度」の奨学生は800名となった。

なお、奨学生へ単に奨学金を支給するだけでなく、各地方協会において給付決定時や卒業時等の機会をとらえ、奨学生および学校関係者と交流を深めている。

介護福祉士養成給付型奨学生数の推移（単位：校、名）

年度	1989年～2022年度	2023年度	2024年度	合計
指定校	5,804	171	157	-
奨学生	5,647	169	170	5,986

保育士養成給付型奨学生数の推移（単位：校、名）

年度	2017年度～2022年度	2023年度	2024年度	合計
指定校	609	115	107	-
奨学生	568	116	116	800

3. 生命保険協会留学生給付型奨学金

当協会80周年記念事業の一環として、わが国の国際化がますます進展する中で、当協会が国際貢献・交流の重要性を認識し、次の時代を担う東南アジア・東アジア等からわが国へ来る私費留学生（大学学部生）に対する奨学金の支給を行い、日本における勉学の支援を目的に「外国人私費留学生奨学金制度」として、1990年度から2011年度までに「財団法人国際文化教育交流財団（現：公益財団法人経団連国際文化教育交流財団）」を通じ339名の留学生に奨学金を給付した。

2013年11月、その運営等を「公益財団法人日本国際教育支援協会」へ移管し、「生命保険協会留学生給付型奨学金（セイホスカラーシップ）」として、新たに奨学金制度を発足し、2014年度より奨学生募集を開始した。

2024年度は、韓国・台湾・中国・ベトナム・ミャンマーからの留学生7名を新たに奨学生として決定した。

＜制度概要＞

1. 対象 …… 指定大学の学士課程3年次、修士（博士前期）課程1年次、専門職学位課程1年次、一貫制博士課程1年次に在籍する私費外国人留学生で、金融業界、特に生命保険に関心のある者。

＜対象国＞

インド・インドネシア・韓国・カンボジア・シンガポール・スリランカ・タイ・台湾・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・東ティモール・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・モルディブ・モンゴル・ラオス

2. 奨学金 …… 月額10万円（返済義務なし）
3. 支給期間 …… 最大2年間
4. 運営 …… 公益財団法人 日本国際教育支援協会
5. 出身国別奨学生

年度 \ 出身国	インドネシア	韓国	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	台湾	中国	バングラデシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル
(ご参考) 1990～2018年度	4	77	0	1	2	3	37	221	2	2	9	16	1	4
2019年度						1	1	4	1		1			
2020年度	1	2					1	3	1					
2021年度		1	1				1	4	1					1
2022年度		1					1	4	1					1
2023年度		4			1			3						1
2024年度		1					1	2			1		2	

4. 地方CR活動

全国54の地方協会では、地域との良好な関係づくりを目指した「地方CR（コミュニティ・リレーションズ）活動」と称する地域貢献活動を1991年度より展開しており、2024年度においてもそれぞれの地域の特色を活かした活動を実施した。

このうち、全地方協会において加盟各社の営業職員等を対象に実施した募金活動については、2024年度は全国合計で1億円余の募金が寄せられた。

各地方協会ではこれらの募金をもとに、市町村社会福祉協議会等に在宅介護サービス活動を支援するための軽自動車（福祉巡回車）等の寄贈（2024年度の寄贈台数は63台、1993年度からの累計寄贈台数3,412台）、障がい者支援団体・高齢者支援団体・こども食堂等に対する寄付や福祉関係物品の寄贈、および健康関連の取組みとして各種基金や日本赤十字社支部、社会福祉協議会などへの寄付や健康関連物品の寄贈等を実施した。

各地方協会の主なCR活動の実施状況は次のとおり。

2024年度地方CR活動の実施状況

募金活動	54 協会
福祉巡回車寄贈活動	45 協会
障がい者支援	52 協会
高齢者支援	27 協会
こども食堂支援	50 協会
福祉関係物品等の寄贈	26 協会
健康関連の取組み	14 協会
献血活動	45 協会
各種ボランティア活動	16 協会
福祉・ボランティア等の勉強会・公開介護講座	4 協会
介護福祉士養成給付型奨学生に対する決定通知書授与式（交流会）	46 協会
保育士養成給付型奨学生に対する決定通知書授与式（交流会）	40 協会
子育てと仕事の両立支援に対する助成決定通知書授与式（交流会）	27 協会

5. 心身障害者扶養者生命保険

心身障害者扶養者生命保険とは、心身障害者を扶養する者が死亡または高度障害になった場合に心身障害者に対して終身年金を支給するという共済制度を、生命保険会社10社が独立行政法人福祉医療機構から再保険的契約として共同受託しているものであり、各生命保険会社は、保険契約に係る事務を当協会に委託している。

2024年度決算では、追加加入（扶養者の新規追加加入者数）は756人で、前年度（703人）に比べて53人の増加となった。

被保険者死亡（加入者の死亡による脱退者数）は1,593人（前年度1,620人）で前年度より27人の減

少、被保険者高度障害（加入者の高度障害状態該当による脱退者数）は21人（同29人）で前年度より8人の減少、障害者死亡（心身障害者の死亡による脱退者数）は286人（同281人）で5人の増加、任意脱退（加入者の脱退したい旨の申し出による脱退者数）は105人（同104人）で1人の増加となっている。

この結果、2024年度末現在契約高は、人数で前年度より1,249人減少し34,592人となった。また、保険金額では、前年度より0.9%減少し、2,411億円となった。

2024年度心身障害者扶養者生命保険決算概要

	被保険者数		金額	
	人	対前年増減 人	千円	対前年比 %
年度始現在契約高	35,841	△ 1,331	243,495,800	98.8
追加加入	756	53	10,353,300	107.1
被保険者死亡	1,593	△ 27	7,558,200	99.1
被保険者高度障害	21	△ 8	93,300	59.3
障害者死亡	286	5	1,415,900	105.0
任意脱退	105	1	1,250,600	111.6
保険金額の減少	－	－	2,342,900	93.5
その他の増減	0	0	0	－
年度末現在契約高	34,592	△ 1,249	241,188,200	99.1

〔生命保険販売等に係る諸施策〕

1. 保険募集人の体制整備に関するガイドライン、募集関連行為に関するガイドラインの改正

一部の代理店間において、代理店（出向元等）から代理店（出向先等）へ、使用人を形式的に「出向」「派遣」「雇用」させたうえで、出向元等が当該使用人の出向先等での保険募集に関与し、実質的には当該保険募集への関与の対価として、出向先等から業務委託費等の名目で手数料を収受するといった保険業法第275条3項やその他関連法令に抵触する懸念のある事例が発生していたことから、改めて保険業法等の趣旨を踏まえ、保険代理店および保険会社の体制整備を図る観点から、2024年6月27日付で「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」、「募集関連行為に関するガイドライン」の改正を行った。

2. 自主ガイドラインの見直し後のフォローアップ

当協会では、必要に応じ、各種自主ガイドラインの見直しを実施するとともに、ガイドラインの実効性を確保するためのフォローアップを行っている。

2024年度においても、各種自主ガイドラインの経営への反映に向け、会員各社の取組状況の確認、好取組事例の収集・共有化を行った。なお、フォローアップの際には、お客さま視点に立脚した取組みの一層の推進の一環として、該当ガイドラインに関連する業界外部からの声を踏まえて実施している。

好取組事例をとりまとめた対象ガイドラインは次のとおり。

- ・「生命保険会社の資産運用におけるESG投融資ガイドライン」
- ・「未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン」
- ・「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」
- ・「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」
- ・「金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドライン」
- ・「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」

3. 生命保険乗合代理店業務品質評価運営「2024年度認定代理店」の公表

2024年度業務品質調査に申込のあった76社への初回調査および、2023年度認定代理店83社に対する更新調査を2024年5月から実施した。学者・弁護士・消費者団体の有識者で構成される代理店業務品質審査会を2025年2月25日に開催し、初回調査実施の33社および、更新調査対象の77社が2024年度認定代理店として認められた。

2025年2月27日に、当協会ホームページにて2024年度認定代理店110社の一覧を公表し、同日に初回調査実施の認定代理店33社を対象とした認定証授与式を開催した。

2024年度認定代理店の一覧は、URL（https://www.seiho.or.jp/quality_result/list/）参照。

4. 災害地の被災者に対する特別措置

生命保険会社では、1956年9月の当協会役員会（現理事会）の決定により、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、次の特別措置を実施している。

（1）保険料払込猶予期間の延長

保険契約者の申し出により、最長6か月間保険料払込猶予期間を延長。

（2）保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払い

申し出により、必要書類を一部省略する等、簡易迅速な支払いを実施。

内閣府発表の災害救助法の適用状況は以下のとおりである。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
2024年 7月9日	【島根県】 出雲市（いずもし）	7月10日公表 7月9日から大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
7月25日	【秋田県】 横手市（よこてし） 湯沢市（ゆざわし） 由利本荘市（ゆりほんじょうし） 大仙市（だいせんし） にかほ市（にかほし） 仙北市（せんぼくし） 北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこあにむら） 仙北郡美郷町（せんぼくぐんみさとちょう） 雄勝郡羽後町（おがちぐんうごまち） 雄勝郡東成瀬村（おがちぐんひがしなるせむら） 【山形県】 鶴岡市（つるおかし） 酒田市（さかたし） 新庄市（しんじょうし） 寒河江市（さがえし） 村山市（むらやまし） 尾花沢市（おばなざわし） 最上郡金山町（もがみぐんかねやままち） 最上郡最上町（もがみぐんもがみまち） 最上郡舟形町（もがみぐんふながたまち） 最上郡真室川町（もがみぐんまむろがわまち） 最上郡大蔵村（もがみぐんおおくらむら） 最上郡鮭川村（もがみぐんさけがわむら） 最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら） 東田川郡三川町（ひがしたがわぐんみかわまち） 東田川郡庄内町（ひがしたがわぐんしょうないまち） 飽海郡遊佐町（あくみぐんゆざまち）	7月25日、26日公表 7月25日から大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月29日	【静岡県】 静岡市（しずおかし） 浜松市（はままつし） 沼津市（ぬまづし） 熱海市（あたみし） 三島市（みしまし） 富士宮市（ふじのみやし） 伊東市（いとうし） 島田市（しまだし） 富士市（ふじし） 磐田市（いわたし） 焼津市（やいづし） 掛川市（かけがわし） 藤枝市（ふじえだし） 御殿場市（ごてんばし） 袋井市（ふくろいし） 下田市（しもだし） 裾野市（すそのし） 湖西市（こさいし） 伊豆市（いずし）	8月29日公表 台風第10号に伴う災害により被害を受け るおそれが生じている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
8月29日	御前崎市（おまえざきし） 菊川市（きくがわし） 伊豆の国市（いずのくにし） 牧之原市（まきのはらし） 賀茂郡東伊豆町（かもぐんひがしいずちょう） 賀茂郡河津町（かもぐんかわづちょう） 賀茂郡南伊豆町（かもぐんみなみいずちょう） 賀茂郡松崎町（かもぐんまつざきちょう） 賀茂郡西伊豆町（かもぐんにしいずちょう） 田方郡函南町（たがたぐんかなみちょう） 駿東郡清水町（すんとうぐんしみずちょう） 駿東郡長泉町（すんとうぐんながいずみちょう） 駿東郡小山町（すんとうぐんおやまちょう） 榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう） 榛原郡川根本町（はいばらぐんかわねほんちょう） 周智郡森町（しゅうちぐんもりまち） 【愛知県】 豊橋市（とよはしし） 岡崎市（おかざきし） 豊川市（とよかわし） 津島市（つしまし） 豊田市（とよたし） 犬山市（いぬやまし） 小牧市（こまきし） 新城市（しんしろし） 高浜市（たかはまし） 田原市（たはらし） 愛知郡東郷町（あいちぐんとうごうちょう） 西春日井郡豊山町（にしかがいぐんとよやまちょう） 海部郡蟹江町（あまぐんかにえちょう） 海部郡飛島村（あまぐんとびしまむら） 知多郡東浦町（ちたぐんひがしうらちょう） 額田郡幸田町（ぬかたぐんこうたちょう） 北設楽郡設楽町（きたしたらぐんしたらちょう） 北設楽郡東栄町（きたしたらぐんとうえいちょう） 北設楽郡豊根村（きたしたらぐんとよねむら）	8月30日公表 台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。
8月28日	【福岡県】 久留米市（くるめし） 飯塚市（いいづかし） 田川市（たがわし） 柳川市（やながわし） 八女市（やめし） 筑後市（ちくごし） 行橋市（ゆくはしし） 豊前市（ぶぜんし） 中間市（なかまし） 小郡市（おごおりし） 筑紫野市（ちくしのし） 春日市（かすがし） 大野城市（おおのじょうし） 宗像市（むなかたし） 太宰府市（だざいふし） 古賀市（こがし） 福津市（ふくつし） うきは市（うきはし）	8月29日公表 台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
8月29日	宮若市（みやわかし） みやま市（みやまし） 糸島市（いとしまし） 糟屋郡志免町（かすやぐんしめまち） 糟屋郡新宮町（かすやぐんしんぐうまち） 糟屋郡粕屋町（かすやぐんかすやまち） 遠賀郡芦屋町（おんがぐんあしやまち） 遠賀郡水巻町（おんがぐんみずまきまち） 遠賀郡岡垣町（おんがぐんおかがきまち） 遠賀郡遠賀町（おんがぐんおんがちょう） 嘉穂郡桂川町（かほぐんけいせんまち） 三井郡大刀洗町（みいぐんたちあらいまち） 三潞郡大木町（みづまぐんおおきまち） 八女郡広川町（やめぐんひろかわまち） 京都郡荊田町（みやこぐんかんだまち） 京都郡みやこ町（みやこぐんみやこまち） 築上郡吉富町（ちくじょうぐんよしとみまち） 築上郡上毛町（ちくじょうぐんこうげまち）	8月29日公表 台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。
8月28日	【大分県】 大分市（おおいたし） 別府市（べっふし） 中津市（なかつし） 日田市（ひたし） 佐伯市（さいきし） 臼杵市（うすきし） 津久見市（つくみし） 竹田市（たけたし） 豊後高田市（ぶんごたかだし） 杵築市（きつきし） 宇佐市（うさし） 豊後大野市（ぶんごおおのし） 由布市（ゆふし） 国東市（くにさきし） 東国東郡姫島村（ひがしくにさきぐんひめしまむら） 速見郡日出町（はやみぐんひじまち） 玖珠郡九重町（くすぐんここのえまち） 玖珠郡玖珠町（くすぐんくすまち） 【宮崎県】 宮崎市（みやざきし） 都城市（みやこのじょうし） 延岡市（のべおかし） 日南市（にちなんし） 小林市（こばやしし） 日向市（ひゅうがし） 串間市（くしまし） 西都市（さいとし） えびの市（えびのし） 北諸県郡三股町（きたもろかたぐんみまたちょう） 西諸県郡高原町（にしもろかたぐんたかはるちょう） 東諸県郡国富町（ひがしもろかたぐんくにとみちょう） 東諸県郡綾町（ひがしもろかたぐんあやちょう） 児湯郡高鍋町（こゆぐんたかなべちょう） 児湯郡新富町（こゆぐんしんとみちょう） 児湯郡川南町（こゆぐんかわみなみちょう） 児湯郡都農町（こゆぐんつのちょう）	8月28日公表 台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
8月28日	東臼杵郡門川町（ひがしうすきぐんかどがわちょう） 東臼杵郡諸塚村（ひがしうすきぐんもろつかそん） 東臼杵郡椎葉村（ひがしうすきぐんしいばそん） 東臼杵郡美郷町（ひがしうすきぐんみさとちょう） 西臼杵郡高千穂町（にしうすきぐんたかちほちょう） 西臼杵郡日之影町（にしうすきぐんひのかげちょう） 西臼杵郡五ヶ瀬町（にしうすきぐんごかせちょう） 【鹿児島県】 鹿児島市（かごしまし） 鹿屋市（かのやし） 枕崎市（まくらざきし） 阿久根市（あくねし） 出水市（いずみし） 指宿市（いぶすきし） 西之表市（にしのおもてし） 垂水市（たるみずし） 薩摩川内市（さつませんだいし） 日置市（ひおきし） 曾於市（そおし） 霧島市（きりしまし） いちき串木野市（いちきくしきのし） 南さつま市（みなみさつまし） 志布志市（しぶしし） 奄美市（あまみし） 南九州市（みなみきゅうしゅうし） 伊佐市（いさし） 始良市（あいらし） 鹿児島郡三島村（かごしまぐんみしまむら） 鹿児島郡十島村（かごしまぐんとしまむら） 薩摩郡さつま町（さつまぐんさつまちょう） 出水郡長島町（いずみぐんながしまちょう） 始良郡湧水町（あいらぐんゆうすいちょう） 曾於郡大崎町（そおぐんおおさきちょう） 肝属郡東串良町（きもつきぐんひがしくしらちょう） 肝属郡錦江町（きもつきぐんきんこうちょう） 肝属郡南大隅町（きもつきぐんみなみおおすみちょう） 肝属郡肝付町（きもつきぐんきもつきちょう） 熊毛郡中種子町（くまげぐんなかたねちょう） 熊毛郡南種子町（くまげぐんみなみたねちょう） 熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう） 大島郡大和村（おおしまぐんやまとそん） 大島郡宇検村（おおしまぐんうけんそん） 大島郡瀬戸内町（おおしまぐんせとうちちょう） 大島郡龍郷町（おおしまぐんたつごうちょう） 大島郡喜界町（おおしまぐんきかいちょう） 大島郡徳之島町（おおしまぐんとくのしまちょう） 大島郡天城町（おおしまぐんあまぎちょう） 大島郡伊仙町（おおしまぐんいせんちょう） 大島郡和泊町（おおしまぐんわどまりちょう） 大島郡知名町（おおしまぐんちなちょう） 大島郡与論町（おおしまぐんよろんちょう）	8月28日公表 台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
8月30日	【神奈川県】 平塚市（ひらつかし） 小田原市（おだわらし） 秦野市（はだのし） 厚木市（あつぎし） 伊勢原市（いせはらし） 中郡大磯町（なかぐんおおいそまち） 中郡二宮町（なかぐんにのみやまち） 足柄上郡中井町（あしがらかみぐんなかいまち） 足柄上郡大井町（あしがらかみぐんおおいまち） 足柄下郡湯河原町（あしがらしもぐんゆがわらまち）	8月30日公表 台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月31日	【岐阜県】 大垣市（おおがきし） 揖斐郡池田町（いびぐんいけだちょう）	8月31日公表 台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月29日	【静岡県】 静岡市（しずおかし） 焼津市（やいづし） 磐田市（いわたし）	9月3日、4日公表 台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月30日	浜松市（はままつし）	
9月1日	熱海市（あたみし）	
8月27日	【愛知県】 蒲郡市（がまごおりし）	8月28日公表 台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月29日	【福岡県】 福津市（ふくつし）	9月2日公表 台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月29日	【宮崎県】 宮崎市（みやざきし）	9月3日公表 台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月28日	【鹿児島県】 熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう） 大島郡龍郷町（おおしまぐんたつごうちょう）	
9月21日	【石川県】 七尾市（ななおし） 輪島市（わじまし） 珠洲市（すずし） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち） 鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち） 鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう）	9月21日公表 低気圧と前線による大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
11月8日	【鹿児島県】 大島郡与論町（おおしまぐんよろんちょう）	11月9日公表 11月8日から大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
2025年 1月4日	【青森県】 青森市（あおりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし） 平川市（ひらかわし） 南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち） 南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち） 南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）	1月7日公表 12月28日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月7日	【福島県】 会津若松市（あいづわかまつし） 喜多方市（きたかたし） 南会津郡檜枝岐村（みなみあいづぐんひのえまたむら） 南会津郡只見町（みなみあいづぐんただみまち） 南会津郡南会津町（みなみあいづぐんみなみあいづまち） 耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら） 耶麻郡西会津町（やまぐんにしあいづまち） 耶麻郡磐梯町（やまぐんぱんだいまち） 耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち） 河沼郡会津坂下町（かわぬまぐんあいづばんげまち） 河沼郡湯川村（かわぬまぐんゆがわむら） 河沼郡柳津町（かわぬまぐんやないづまち） 大沼郡三島町（おおぬまぐんみしままち） 大沼郡金山町（おおぬまぐんかねやままち） 大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら） 大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）	2月7日、8日、9日、10日公表 2月4日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月9日	岩瀬郡天栄村（いわせぐんてんえいむら）	
2月10日	南会津郡下郷町（みなみあいづぐんしもごうまち） 郡山市（こおりやまし）	
2月7日	【新潟県】 長岡市（ながおかし）	2月7日、9日、10日、12日公表 2月4日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月9日	東蒲原郡阿賀町（ひがしかんばらぐんあがまち） 十日町市（とおかまちし）	
2月10日	魚沼市（うおぬまし） 上越市（じょうえつし）	
2月12日	中魚沼郡津南町（なかうおぬまぐんつなんまち） 妙高市（みょうこうし）	
1月29日	【埼玉県】 八潮市（やしおし）	2月11日公表 1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月25日	【青森県】 青森市（あおりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし） つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし）	2月25日公表 2月17日からの日本海側を中心とした大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
2月20日	西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち） 【新潟県】 南魚沼市（みなみうおぬまし）	2月20日公表 2月17日からの日本海側を中心とした大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月26日	【岩手県】 大船渡市（おおふなとし）	2月26日公表 岩手県大船渡市における大規模火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
3月23日	【愛媛県】 今治市（いまばりし） 西条市（さいじょうし）	3月26日公表 3月23日に発生した林野火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

5. 2024年度機構団信保険の状況

独立行政法人住宅金融支援機構と当協会の会員会社16社が締結している団体信用生命保険契約の2025年3月末保有残高等は以下のとおりであった。

なお、2017年10月より新機構団信制度の取り扱いが開始された。

機構団体信用生命保険制度

	機構団信	3大疾病付機構団信	合計
人数（人）	599,524	33,341	632,865
保有残高（千円）	6,437,491,830	514,174,732	6,951,666,562
収入保険料（千円）	36,314,241	3,242,163	39,556,404
支払保険金（千円）	31,622,192	2,267,367	33,889,559

新機構団体信用生命保険制度

	新機構団信	新3大疾病付 機構団信	新機構団信 （死亡保障限定型）	合 計
人数（人）	288,358	52,618	646	341,622
保有残高（千円）	7,885,919,183	1,420,348,346	15,722,778	9,321,990,307
収入保険料（千円）	24,796,860	5,392,783	50,968	30,240,611
支払保険金（千円）	9,185,074	2,777,145	30,008	11,992,227

〔生命保険募集人等の教育〕

1. 業界共通各課程試験

一般課程試験、専門課程試験、変額保険販売資格試験、外貨建保険販売資格試験、応用課程試験を毎月、生命保険大学課程試験を5～6月、9～10月、1～2月に合計6科目実施した。

業界共通各課程試験の年度合計の数値は、次のとおり。

2024年度業界共通教育課程試験結果（年度計）

試験名	申込者数	受験者数	合格者数	受験率	合格率
一般課程	114,266人 (108,206人)	108,288人 (101,991人)	106,240人 (99,989人)	94.8% (94.3%)	98.1% (98.0%)
専門課程	94,461人 (91,774人)	84,614人 (80,752人)	65,116人 (60,464人)	89.6% (88.0%)	77.0% (74.9%)
応用課程	41,294人 (43,479人)	34,124人 (35,522人)	21,778人 (20,752人)	82.6% (81.7%)	63.8% (58.4%)
大学課程	50,594人 (47,088人)	46,065人 (42,160人)	35,686人 (32,649人)	91.0% (89.5%)	77.5% (77.4%)
変額保険 販売資格	86,054人 (47,614人)	79,219人 (45,114人)	65,846人 (37,231人)	92.1% (94.7%)	83.1% (82.5%)
外貨建保険 販売試験	86,046人 (82,147人)	76,949人 (71,014人)	55,510人 (57,534人)	89.4% (86.4%)	72.1% (81.0%)

（注）（ ）内は前年度計の数値を示す。

2. トータル・ライフ・コンサルタントの認定

2024年度「トータル・ライフ・コンサルタント（略称TLC）」の称号認定について、各社から推薦のあった11,486人全員にトータル・ライフ・コンサルタントの称号を授与することとした。

トータル・ライフ・コンサルタントの内訳は、次のとおり。

トータル・ライフ・コンサルタントの新規認定人数

職種別

（ ）内は構成比

職 種	2024 年度	2023 年度
営業職員	2,734 人 （ 23.8%）	2,403 人 （ 21.0%）
内務職員	982 人 （ 8.5%）	1,166 人 （ 10.2%）
代理店等	7,770 人 （ 67.7%）	7,881 人 （ 68.8%）
合 計	11,486 人（100.0%）	11,450 人（100.0%）

3. 生命保険講座試験

生命保険講座の試験を、次のとおり実施した。

科目名	申込者数	受験者数	合格者数	受験率	合格率
生命保険総論	5,877 人	5,491 人	4,910 人	93.4%	89.4%
生命保険計理	6,390 人	5,872 人	4,199 人	91.9%	71.5%
危険選択	5,502 人	5,148 人	4,626 人	93.6%	89.9%
約款と法律	6,026 人	5,593 人	4,549 人	92.8%	81.3%
生命保険会計	6,433 人	5,838 人	4,694 人	90.8%	80.4%
生命保険商品と営業	5,415 人	5,023 人	4,474 人	92.8%	89.1%
生命保険と税法	6,389 人	5,826 人	4,740 人	91.2%	81.4%
資産の運用	6,028 人	5,445 人	4,618 人	90.3%	84.8%
合 計	48,060 人 (47,848 人)	44,236 人 (43,814 人)	36,810 人 (36,009 人)	92.0% (91.6%)	83.2% (82.2%)

(注) () は前年度数値を示す。

4. 生命保険面接士試験

生命保険面接士制度は、アメリカのパラメディカル・イグザミネーション（医師による診査以外の選択方法）に範をとり、1973年に検定調査士制度として発足、1987年に改称され、現在に至っている。

生命保険面接士の業務に従事する者は、当協会が実施する業界統一試験に合格し、生命保険面接士としての認定を受けることが義務付けられている。

2024年度に実施した生命保険面接士試験の結果は、次のとおり。

	受験者数	合格者数	合格率
第 128 回試験 (2024 年 9 月 4 日)	503 人	335 人	66.6%

なお、近年、面接士扱い実施会社の減少や、当試験の受験者数減少が著しく、今後の制度のあり方について契約サービス委員会にて協議した結果、一定の経過期間を設けた上で本制度を収束することとし、2024年4月19日の理事会にて決定された。（試験は2026年9月（第130回）まで実施し、本制度は2032年3月末をもって収束）

5. 生命保険支払専門士試験

「不適切な保険金支払」等により、生命保険業界に対する契約者や社会からの信頼が揺らいでいたことから、適切な保険金等の支払管理態勢確保のため、各生命保険会社において様々な取組みを行ってきた。当協会としても、業界一丸となって迅速かつ適切な支払管理体制の確立に取り組む必要があるとの認識の下、検討を行った。

その結果、適切な支払管理態勢確保のためには、支払部門を支える人材の育成が重要であることから、各社の支払担当者の教育充実に向けた取組みに対する支援策の一つとして、2007年度より業界共通の試験制度である「生命保険支払専門士試験」を新たに創設・実施することとなった。

2024年度に実施した「生命保険支払専門士試験」の結果は、次のとおり。

試験実施日	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
2024年10月23日	1,640人	1,497人	91.3%	1,059人	70.7%

〔調査研究〕

1. 調査研究活動による刊行物の発行等

調査研究の成果として、以下の報告書等を作成した。

○欧米主要国および金融リテラシー上位国（デンマーク）における金融経済教育の推進主体や推進施策、金融リテラシーの定義・KPI、保険教育の位置づけやその動向等に関する調査を実施し、2024年12月に会員会社に連携した。

○欧米主要国の「生命保険事業における監督規制」について、「業務」および「ディスクロージャー」に係る部分を改訂のうえ、全項目の最新版データを2025年3月に会員会社に連携した。

2. 「保険INDEX」の発行

内外の生命保険に係る情報提供の迅速性と利便性の向上を図るため、ニュース記事のタイトル、掲載記事のポイント、情報源へ直接アクセスできるホームページ・アドレスを掲載した情報誌「保険INDEX」は、2002年1月から毎週、会員会社等の希望者へ電子メールにより提供しており、2024年度は次のとおり提供した。

○No.1079（2024年4月4日）～No.1126（2025年3月27日）

○配信先：約530名（2025年3月末、登録メールアドレス数）

3. 図書室

1913年3月の開設以降、主に生命保険に係る書籍（法律、行政統計資料、社史、業界紙等）、内外の保険関連文献・資料等を収集・所蔵しているが、2024年度における新規所蔵は、次のとおり。

○購入図書:59冊

○寄贈図書:38冊

〔国際対応〕

1. モロッコ保険協会主催国際イベントへの参加

2024年4月17日から18日にかけて、モロッコ・カサブランカにてモロッコ保険協会主催の国際イベント「Rendez-vous de Casablanca de l'assurance（カサブランカ保険会合）」が開催された。

当協会からは佐々木副会長が参加し、「The Role of Insurance in Addressing Protection Gaps – Japan's Perspective in the Wider Global Context（プロテクションギャップへの対処における保険の役割-より広いグローバルな文脈における日本としての視点）」をテーマに基調講演を行った。

2. OLISセミナーへの参加

アジア生命保険振興センター（OLIS）とは、アジア諸国における生命保険に関する知見の深化と人材の育成を通じ、相互理解を深めることによって、生命保険事業の健全な発展に広く寄与することを目的として、国内外の研修等の事業を行う団体である。

2024年5月23日、アジア各国の生命保険会社や監督官庁等に所属する職員等を対象に東京にて「OLIS春季セミナー」が開催された。当協会からは国際部より職員1名が参加し、「日本の生命保険業界の概要」をテーマにプレゼンテーションを行った。

3. GFIA総会への参加

2024年5月29日、フィンランド・ヘルシンキにおいて、また12月4日、南アフリカ・ケープタウンにおいて、国際保険協会連盟（GFIA）の総会が開催された。

ヘルシンキ総会には、当協会からは佐々木副会長、国際部長が参加した。

当日の議題として、会員関係の活動報告では、ガーンジー国際保険協会（GIIA）をはじめとする複数の協会からの加盟検討状況について説明があった。また、前副会長のティム・グラフトン氏の任期途中の退任に伴い、新副会長の選任が行われ、スティーブン・フランク氏が就任した。

このほか、GFIA事務局より、保険のアクセシビリティ・アベイラビリティ・アフオーダビリティのテーマに関連するポジションペーパー作成について提案があり、今後の活動方針を検討するため、取り上げるべき課題や各国の動向について活発な議論が行われた。GFIAのポジションペーパーは、主に保険監督者国際機構（IAIS）等への積極的な情報発信等に活用される予定である。

ケープタウン総会には、当協会からは佐々木副会長の代理として、国際部長が参加した。

当日の議題として、会員関係の活動報告では、ロイズ市場協会（LMA）の正会員への加盟申請およびGIIAのオブザーバーへの加盟申請の提案があり、異議なく承認された。また、オーストラリア生命保険協会（CALI）が正会員からオブザーバー会員への移行の提案があり、異議なく承認された。加えて、アルジェリア保険・再保険会社連合（UAR）をはじめとする複数協会の加盟検討について

報告があった。加えて、佐々木副会長の地域代表執行委員のアウトリーチ活動として、ネパール生命保険協会 (JEBISAN) およびタイ生命保険協会 (TLAA) に対する加盟勧奨活動についての報告があった。

このほか、GFIAにおける次期取組みとして、「保険のアクセシビリティ・アベイラビリティ・アフォーダビリティ」をテーマとしたペーパーを作成すること等の決定がされた。

最後に、任期満了を迎えた執行委員の改選が実施され、佐々木副会長は会員担当執行委員に選任された。

4. OECD保険・私的年金委員会への参加

OECD保険・私的年金委員会 (IPPC) は、2024年12月4～5日、フランス・パリで会合を開催した。当協会からは調査部の職員1名がオブザーバーとして参加した。

初日にはIPPCと私的年金作業部会 (WPPP) による共同ラウンドテーブルが開催され、「資本市場における保険会社と年金基金の機関投資家としての役割」について、OECD関係者、規制監督当局者、保険会社関係者等の登壇者が意見交換を行った。

2日目の本会合では、「OECD世界保険統計」「コスタリカ、アイルランド、日本、米国の保険市場」「アジアの保険・退職貯蓄に関するプロテクションギャップ (日本政府拠出プロジェクト)」「洪水保険プログラム」「森林火災」「大規模災害への保険ベースアプローチの利点と限界」「保険会社のガバナンス・ガイドラインに関するOECD勧告の改訂」「国際機関の活動」等について情報提供や意見交換を行った。

5. 第30回東アジア保険会議 (EAIC) への参加

第30回東アジア保険会議 (EAIC) が、2024年9月24日から9月27日にかけて香港で開催され、東アジアの各地域を中心に1000名以上が参加した。日本からは生損保業界より合計で約20名が参加し、当協会からは宇田川理事を含む3名が参加した。

〔総会・理事会等〕

1. 第11回定時社員総会

○2024年6月28日

(1) 役員補充選任の件

楽天生命および朝日生命からの定款第7条に定める代表者の変更届出に伴う役員補充選任について、承認された。

(2) 令和5（2023）年度事業報告および決算報告承認の件

令和5（2023）年度事業報告および決算報告案について、承認された。

2. 臨時社員総会

○2024年7月19日

〔協議事項〕

(1) 役員改選の件

任期満了に伴う役員改選が行われ、次のとおり選任され、即日就任承諾した。

理事	永 島 英 器	(明治安田生命保険社長)
理事	高 田 幸 徳	(住友生命保険社長)
理事	石 島 健一郎	(朝日生命保険社長)
理事	安 淵 聖 司	(アクサ生命保険社長)
理事	古 出 眞 敏	(アフラック生命保険社長)
理事	小 川 靖 子	(エヌエヌ生命保険代表取締役専務)
理事	山 岸 英 樹	(FWD生命保険社長)
理事	片 岡 一 則	(オリックス生命保険社長)
理事	中 村 望	(カーディフ生命保険社長)
理事	ニコラ・ソヴァーデュ	(クレディ・アグリコル生命保険代表取締役兼CEO)
理事	添 田 毅 司	(ジブラルタ生命保険社長)
理事	高 橋 薫	(ソニー生命保険社長)
理事	大 場 康 弘	(SOMPOひまわり生命保険社長)
理事	隅 野 俊 亮	(第一生命保険社長)
理事	川 本 哲 文	(東京海上日動あんしん生命保険社長)
理事	清 水 博	(日本生命保険社長)
理事	米 山 好 映	(富国生命保険社長)
理事	三 浦 章 生	(マニユライフ生命保険代表執行役ジェネラル・カウンセラー)

理事	加 治 資 朗	(三井住友海上あいおい生命保険社長)
理事	泉 祥 子	(メットライフ生命保険代表執行役専務)
理事	森 亮 介	(ライフネット生命保険社長)
理事	佐々木 豊 成	(生命保険協会)
理事	藤 戸 方 人	(生命保険協会)
理事	村 路 光 義	(生命保険協会)
理事	駒 田 勇 人	(生命保険協会)
理事	宇田川 俊 秀	(生命保険協会)

[報告事項]

(1) 2023年度の相談・苦情受付状況の件

生命保険相談所が2023年度において受け付けた相談・苦情の状況等について、報告があった。

○2025年1月28日（みなし決議）

(1) 役員補充選任の件

FWD生命の代表者の交代に伴う役員補充選任が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項および社員総会・理事会会議運営規則第7条の規定で定める方法により行われ、理事として、FWD生命社長伊地知剛氏が選任され、2025年1月28日付で就任することについて、承認された。

○2025年3月21日

[協議事項]

(1) 令和7（2025）年度事業計画および収支予算書承認の件

令和7（2025）年度事業計画および収支予算書案について、承認された。

(2) 役員補充選任の件

SOMPOひまわり生命、東京海上日動あんしん生命、日本生命、富国生命および太陽生命からの定款第7条に定める代表者の変更届出に伴う役員補充選任について、承認された。

3. 理事会

○2024年4月19日

[協議事項]

(1) 次期会長の内定の件

次期会長として永島副会長（明治安田生命）を内定することについて、承認された。

(2) 2023年度「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる

着眼点」に係るフォローアップを踏まえた対応の件

フォローアップを踏まえ、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」に、各社の新たな取組みを追加することについて、承認された。

(3) 生命保険面接士制度の今後の運営の件

試験の実施は2026年9月の第130回をもって終了し、本制度は2032年3月末をもって収束することについて、承認された。

[報告事項]

(1) 外貨建保険の販売・管理等に関するガイドラインの改正の件

3つのガイドラインを2024年4月3日付で改正したことについて、報告があった。

(2) 「子育て支援等に係る報告書・情報提供冊子」の作成の件

子育て支援等に係る報告書および情報提供冊子を作成したことについて、報告があった。

(3) 「分散型デジタル社会およびWeb 3.0に関する調査報告書」の作成の件

国内外における分散型デジタル社会およびWeb 3.0等に関する取組みについて調査を実施し、報告書を作成したことについて、報告があった。

(4) 「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」の作成の件

「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」として、「基礎編」および「応用編」の2種類のハンドブックを作成したことについて、報告があった。

(5) 代表理事および業務執行理事の職務の執行状況に関する報告の件

代表理事および業務執行理事の職務の執行状況について、報告があった。

(6) お客さま本位推進会議議長の指名の件

お客さま本位推進会議委員および議長に宇田川理事を指名したことについて、報告があった。

(7) 委員会委員長等の審議会委員等への就任の件

金融庁主催の「インパクトコンソーシアム運営委員会」の第1回総会後に協会長は運営委員を退任するとともに、財務委員長会社である第一生命より就任者を選出することについて、報告があった。また、金融庁主催の「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」のオブザーバーとして、財務企画部会から日本生命より就任者を選出することについて、報告があった。

(8) 裁定諮問委員会の開催状況の件

2024年3月5日に開催した裁定諮問委員会について、報告があった。

(9) 2023年度寄付の状況の件

2023年度寄付の状況について、報告があった。

○2024年6月14日

[協議事項]

(1) 令和5(2023)年度事業報告および決算報告案の件

令和5(2023)年度事業報告および決算報告案を定時社員総会に諮ることについて、承認された。

(2) 次期副会長および委員会委員長内定の件

社員代表者の次期副会長に高田理事(住友生命)、石島理事(朝日生命)を内定することについて、承認された。また、委員会委員長の内定についても承認された。

(3) 第11回定時社員総会・臨時社員総会の開催日程および議題の件

第11回定時社員総会を2024年6月28日、臨時社員総会を同年7月19日に開催することおよびそれらの議題について、承認された。

(4) 令和6(2024)年度の役員報酬の件

令和6(2024)年7月1日から令和7(2025)年6月30日までの役員報酬について、承認された。

[報告事項]

(1) SR報告書の件

「SR報告書2024」について、報告があった。

(2) 自主ガイドラインのPDCAによる経営品質向上に向けた取組みの件

Value Upアンケートの結果(全体版・外貨建て保険版)について、報告があった。

(3) お客さま本位推進会議の活動状況の件

お客さま本位推進会議の活動について、報告があった。

(4) 令和5(2023)年度「生命保険意見交換会」等で寄せられた意見・要望・質問等の件

令和5(2023)年度「生命保険意見交換会」等の場で寄せられた意見・要望・質問等の内容について、報告があった。

(5) 令和5年度資産運用・管理状況および退職給付引当資産積立状況の件

令和5年度資産運用・管理状況および退職給付引当資産積立状況について、報告があった。

(6) 生命保険協会の意見表明の件

当協会が行った意見表明について、報告があった。

(7) 生命保険協会大規模災害対策本部の収束の件

「令和6年能登半島地震」に伴い2024年1月3日に設置した協会対策本部について、被害状況や、当協会および会員各社の対応状況等を踏まえ、本災害に係る協会対策本部を収束し、今後は平常時における災害対応を継続することについて、報告があった。

○2024年7月19日

[協議事項]

(1) 会長・副会長の選定等の件

任期満了に伴う新会長の選定について、2024年4月19日の理事会で内定したとおり、永島理事（明治安田生命）の就任が承認された。

副会長の選定については、同年6月14日の理事会で内定した高田理事（住友生命）および石島理事（朝日生命）、ならびに佐々木理事（協会）および藤戸理事（協会）の就任が承認された。

また、代表理事として永島会長（明治安田生命）、高田副会長（住友生命）、佐々木副会長（協会）および藤戸副会長（協会）が、業務執行理事として村路理事・事務局長、駒田理事および宇田川理事が選定された。

(2) 委員会委員長の委嘱の件

委員会委員長について、2024年6月14日の理事会で内定したとおり委嘱することが承認された。

一 般 委 員 会 中村 篤志 （明治安田生命 取締役代表執行役副社長）

業 務 委 員 会 合田 真 （第一生命 常務執行役員）

財 務 委 員 会 藤本 宣人 （日本生命 代表取締役副社長執行役員）

企 業 保 険 委 員 会 渡辺 康幸 （第一生命 執行役員）

情報システム委員会 汐満 達 （住友生命 執行役常務）

経 理 委 員 会 角 英幸 （住友生命 取締役代表執行役副社長）

契約サービス委員会 新井 健一 （明治安田生命 常務執行役）

(3) 役員の兼職等の件

清水前会長が兼職していた団体の役員等に、引き続き永島会長が就任することについて、承認された。

(4) 令和7（2025）年度税制改正要望の件

令和7（2025）年度税制改正要望は、重点要望1項目、その他の要望9項目の計10項目とし、重点要望項目として、生命保険料控除制度の拡充を要望することについて、承認された。

[報告事項]

(1) 第66回金融トラブル連絡調整協議会の件

第66回金融トラブル連絡調整協議会の開催概要について、報告があった。

(2) 生命保険協会の意見表明の件

当協会が行った意見表明について、報告があった。

○2024年9月20日

[協議事項]

(1) 役員の兼職の件

国際保険協会連盟（GFIA）の役員改選に伴い、佐々木副会長が会計担当執行委員または他の役職の執行役員に立候補し、就任することについて、承認された。

[報告事項]

(1) 2024年度の保険教育の取組み（教材・コンテンツの認知度向上に向けた取組み等）の件

国民一人ひとりへの保険教育の更なる浸透を図る必要があるとの認識を踏まえ、外部のコンサルティング会社による現状分析・第三者評価を行い、中長期的な取組方針を策定するほか、当協会における効率的なPDCA運営の仕組みを構築することについて、報告があった。

(2) マイナンバー制度（公的個人認証サービス）利活用促進に向けた取組みの件

公的個人認証サービスの利活用促進に向けて、サービス導入コストの低減に繋がるスキームの構築の検討、およびマイナンバー制度に関する情報提供として有識者・システムベンダー等を招いた勉強会を開催することについて、報告があった。

(3) 2024年度SDGs推進に係る取組みの件

会員各社向けの情報提供として、「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」の更新等を行うこと、また、一般消費者向け情報発信として、SDGs推進に係る生保業界の取組みに関する情報提供ツールの作成およびJapan Weeksにおける日本経済新聞社主催のイベントへの協賛を行うことについて、報告があった。

(4) 国際活動に係る発信情報の整理・拡充に関する取組みの件

日本語版ホームページにおける「国際活動」ページの新設、および英語版ホームページにおける掲載情報の整理・拡充について、報告があった。

(5) 委員会委員長等の審議会委員等への就任の件

金融庁に設置される「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の委員として、財務委員長である日本生命の藤本代表取締役副社長執行役員を派遣することについて、報告があった。

(6) 生命保険協会の意見表明の件

当協会が行った意見表明について、報告があった。

○2024年11月15日

[報告事項]

(1) 代表理事および業務執行理事の職務の執行状況に関する報告の件

代表理事および業務執行理事の職務の執行状況について、報告があった。

(2) 令和6（2024）年度上期の資産運用状況の件

令和6（2024）年度上期の資産運用状況について、報告があった。

(3) 令和6（2024）年度上期の予算執行状況報告および予備費充当状況の件

令和6（2024）年度上期の予算執行状況報告および予備費充当状況について、報告があった。

(4) 国際活動に係る発信情報の整理・拡充に関する取組みの件

日英ホームページの改訂および英語版Xアカウントの開設をするとともに、SNS運用ポリシーを改訂することについて、報告があった。

(5) 令和6（2024）年度第2四半期の苦情受付状況等（ボイス・リポート）の件

令和6（2024）年度第2四半期の苦情受付状況および裁定審査会における紛争解決手続きの状況について、報告があった。

(6) 裁定諮問委員会の開催状況の件

2024年9月2日に開催した裁定諮問委員会の開催状況について、報告があった。

(7) 生命保険協会の意見表明の件

当協会が行った意見表明について、報告があった。

○2025年2月21日

[協議事項]

(1) 令和7（2025）年度事業計画および収支予算書案の件

令和7（2025）年度事業計画および収支予算書を社員総会に諮ることについて、承認された。

(2) システム開発等に関する中長期計画・年度計画（案）の件

システム中長期計画・年度計画について、承認された。

(3) 代理店業務品質評価業務規程の改正の件

代理店業務品質評価業務規程の改正について、承認された。

(4) EAIC2026東京大会の開催の件

当協会および日本損害保険協会が共同でEAIC2026東京大会を開催することについて、承認された。

(5) 役員の兼職団体に対する寄付金の件

村路理事・事務局長が監事に就任している一般財団法人経済広報センター、永島会長が財界募金実行委員会委員、藤戸副会長が評議員に就任している一般財団法人スポーツ振興資金財団および藤戸副会長が理事に就任している公益財団法人日本対がん協会に対して寄付を行うことについて、承認された。

(6) 臨時社員総会の開催日程および議題の件

2025年3月21日に臨時社員総会を開催することおよびその議題について、承認された。

[報告事項]

(1) 役員の兼職の件

役員の兼職にかかる就退任について、報告があった。

(2) 令和7（2025）年度税制改正要望の件

令和7（2025）年度税制改正要望項目の実現状況について、報告があった。

(3) 令和6（2024）年度SDGs推進PTの活動報告の件

令和6（2024）年度SDGs推進PTの活動について、報告があった。

(4) 令和6（2024）年度第3四半期の苦情受付状況等（ボイス・レポート）の件

令和6（2024）年度第3四半期の苦情受付状況および裁定審査会における紛争解決手続の状況について、報告があった。

(5) 生命保険協会の意見表明の件

当協会が行った意見表明について、報告があった。

○2025年3月21日

[協議事項]

(1) 委員会委員長の一部委嘱替えの件

2025年3月25日付で財務委員会委員長の委嘱替えを行うことについて、承認された。

(2) 役員の兼職の件

永島会長が2027年国際園芸博覧会協会の財務委員会委員に就任すること、また、藤戸副会長が経団連の2027年国際園芸博覧会特別委員会の委員に就任することについて、承認された。

(3) 2027年国際園芸博覧会に係る寄付金の件

2027年国際園芸博覧会に関して、2億円の寄付を行うことについて、承認された。

(4) 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組の件

生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組をまとめたレポートについて、承認された。

(5) 裁定審査会委員の委嘱の件

裁定諮問委員会委員および裁定審査会委員の任期満了に伴い、2025年4月1日から2年間、各委員を委嘱することについて、承認された。

(6) 役員賠償責任保険への加入の件

役員賠償責任保険への加入について、承認された。

[報告事項]

(1) 第67回金融トラブル連絡調整協議会の件

第67回金融トラブル連絡調整協議会の開催概要について、報告があった。

(2) 生命保険協会の意見表明の件

当協会が行った意見表明について、報告があった。

4. 2025年新年賀詞交歓会の開催

2025年1月6日、経団連会館において新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、金融庁ほか行政関係者、関係団体、学識者、国会議員、生命保険各社役職員等645名が出席し、新年の賀詞交歓を行った。

5. 2024年度全国地方事務局長会議の開催

2025年3月10日および11日、全国の地方事務局長のほか、当協会本部および生命保険文化センターの役職員の出席のもと、2024年度全国地方事務局長会議を開催した。

第1日目は、永島協会長の挨拶、藤戸副会長の講話、生命保険文化センターの浅野代表理事の挨拶、当協会本部各部室および生命保険文化センターの業務連絡、退任事務局長の挨拶等を行った。

第2日目は、3つの分科会に分かれての情報交換や意見交換、佐々木副会長の閉会挨拶等を行った。

〔その他〕

1. 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新

2024年4月19日、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」（2023年2月公表、以下「本着眼点」）を更新した。

当協会は、各社の営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を、引き続き後押ししていく観点から、「本着眼点」に関する各社の取組状況や、取組みを進めていく中での運用上の課題等について、各社に対するアンケート等を通じて確認し、その結果を踏まえ必要に応じ「本着眼点」の更新を実施して各社に共有する等、取組みを促すフォローアップを継続的に実施している。

今般、当協会では、フォローアップの一環として、共有された会員各社の新たな取組みを「参考となる取組例等」に追加したほか、営業職員チャネルを有する会員各社の代表者が一堂に会する意見交換会を開催し、本着眼点の内容を参考としつつ、自社のリスクを踏まえた態勢強化に継続的に取り組んでいく必要があることを改めて確認した。

今後とも当協会は、会員各社における営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化に向けた取組みを後押しし、「顧客本位の業務運営」を推進していく。

2. 「SR報告書2024」を発行

平成19（2007）年度以降、当協会における社会的責任（SR：Social Responsibility）に関する活動を消費者団体、消費者行政といったステークホルダーのみなさまに広くお知らせするため、「生命保険協会 SR報告書」を作成・公表している。

2024年度においては、「生命保険協会 SR報告書2024」を、2024年6月14日に理事会に報告後、対外発表した。

2024年版では、行動規範における3つの行動原則に則り、「1. お客さま本位の行動」、「2. コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動」、および「3. 社会的責任に基づく行動」の三章立てで、当協会の事業の全体像を示している。

各章で紹介している主な取組みは以下のとおりである。

「1. お客さま本位の行動」では、顧客本位の業務運営の推進に資する取組みとして、営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点のフォローアップ、「新型コロナウイルス感染症を巡る生命保険業界の取組み及び次のパンデミックに向けた経験の継承」報告書の作成・公表、ならびに保険教育に関する包括連携協定の締結等について報告している。「2. コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動」では、「生命保険会社の公正取引に関する手引きの改訂」等について報告している。「3. 社会的責任に基づく行動」では、地域社会における課題解決に資する取組みとして分散型デジタル社会等に関する調査、「子育て支援等に係る報告書」等の作成・公表を、地球環境の課題解決に資する取組みとして「ハンドブック」と「2023年IAIS年次コンファレンスに伴うサイドイベント」等について報告している。

また、2024年版では本冊子に加えて新たにハイライト版を作成した。

各冊子は消費者団体、消費者行政、マスコミ、消費者、学生等の幅広いステークホルダーに幅広く配布するとともに、当協会ホームページにも掲載し、当協会の諸事業・諸活動の理解促進を図っている。

3. 「生命保険協会会報2023年度」を発行

当協会はこの1年、「1. 顧客本位の業務運営の推進に資する取組み」、「2. 地域社会における課題解決に資する取組み」、「3. 地球環境の課題解決に資する取組み」の3点を軸に取り組み、関係省庁のパブリックコメント等に対する意見提出、IAIS（保険監督者国際機構）等への意見提出、2024年度税制改正要望活動等、様々な意見表明・要望等1年間の協会活動を収録した「生命保険協会会報2023年度」を作成（2024年7月）し、会員会社等に配布した。

4. 「生命保険の動向2024年版」を作成

2024年11月、標記資料を作成し、ホームページに掲載した。

また、英訳版を「Life Insurance Fact Book（2024）」として英語版ホームページに掲載した。

5. 「生命保険事業概況（CD-ROM）2023年度版」を発行

2024年12月、上記4. の内容を併せて掲載している標記資料を作成、発行した。

6. 「生命保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いに関するQ & A」の公表

2025年2月27日、生命保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いに関するQ & Aを作成し、当協会HPにて公表した。

本Q & Aは、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」が遺伝情報による不当な差別等への適切な対応の確保を求めることを踏まえ、広く一般の方向けに、生命保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いについて、現在の一般的な取扱い等をQ & A形式で取りまとめている。

7. LINC基盤更改

生保共同センター（LINC）では、2024年7月に生保団体ネット業務システム基盤の更改を実施した。

この更改では、従来の同システム基盤の保守切れに伴う機器・ソフトウェアの更改とともに、グローバルIPアドレス認証情報の各社参照・更新機能の新設、適用業務部会から要望のあった「Google Chrome」を動作保証対象ブラウザに追加した。

2022年度から検討・開発に着手、2024年7月16日に本稼動を開始した。

8. 情報セキュリティ対策の向上に向けた取組み

生命保険業界では、国民生活や社会経済活動を支える重要インフラの情報セキュリティ対策の向上を図るため、生命保険セプター（※1）を組織し、サイバー攻撃を含むIT障害対応等に関して、内閣サイバーセキュリティセンター（以下、NISCという）をはじめとする政府機関や他重要インフラセプターとの情報共有を推進することを通じて、障害の未然防止・被害拡大防止・再発防止を図っている。

（※1）セプターとは、重要インフラ分野毎に整備された情報共有・分析機能の呼称。金融分野では、銀行等、証券、生保、損保、資金決済の5つのセプターがある。

（1）「セプターカウンスル」

生命保険セプターは、重要インフラ各分野のセプターが連携して組織する「セプターカウンスル」の会議（総会、運営委員会、ワーキンググループ等）に参加し、サイバー攻撃を含むIT障害対応等

に関する情報共有を推進するとともに、NISCおよび生命保険業界の所管省庁である金融庁から生命保険セプターに提供されるサイバー攻撃等に関する情報について、生命保険セプター事務局である当協会から生命保険各社に速やかな連携を行うことを通じて、障害の未然防止・被害拡大防止・再発防止を図った。

加えて、情報共有体制の維持・向上への取組みとして、NISC・金融庁・当協会・生命保険セプター各社間における情報連携訓練「CEPTOAR訓練」（2024年11月27日）を実施するとともに、サイバーセキュリティ対策強化への取組みとして、NISC主催「全分野一斉演習」（2024年12月5日）に当協会および生命保険各社が参加した。

（２）「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」

金融庁は、金融分野に広範な影響を及ぼし得る事象（重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃、大規模なIT障害等）が発生した場合に、金融機関等の被害の状況及び対応状況等を収集し、速やかな情報連携に繋げることを目的として、日本銀行、金融情報システムセンター（FISC）、金融ISAC、日本取引所グループ、金融分野の各セプターと連携する「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」を設けており、生命保険セプターも同会議に参画している。

Ⅱ 生保各社の動向

〔合併・組織変更・業務提携等〕

＜合併＞

アクサ生命とアクサダイレクト生命の合併

アクサ生命とアクサダイレクト生命は、両社が合併することを2023年7月に公表、2024年3月15日に金融庁より合併の認可を取得し、アクサ生命（安瀬聖司代表取締役社長兼CEO）として2024年4月1日付で合併した。

＜業務・資本提携等＞

かんぽ生命

2024年5月15日付で、株式会社大和証券グループ本社および大和アセットマネジメント株式会社と3社で資産運用分野における資本業務提携を行うことを公表。

日本生命

2024年12月9日（米国東部時間）、アメリカン・インターナショナル・グループから、コアブリッジ・ファイナンシャルの発行済株式約21.6%分を約3,838百万ドルで取得し、コアブリッジは当社の関連法人等になったことを発表。

明治安田生命

2024年4月1日付で、明治安田生命の米国子会社であるStanCorp Financial Group, Inc.が米国のElevance Health, Inc.の子会社3社（Anthem Life Insurance Company、Greater Georgia Life Insurance Company、Anthem Life & Disability Insurance Company）を買収。

〔関連会社動向〕

アフラック生命

2024年4月15日付で、子会社が次のとおり社名を変更した。

（新）アフラック少額短期保険株式会社

（旧）SUDACHI少額短期保険株式会社

2024年10月31日付で、株式会社T&Dホールディングスおよびその子会社である株式会社All Rightと3社で株式譲渡契約を締結し、アフラックペット少額短期保険株式会社の全発行済株式を2025年4月1日付（予定）で株式会社All Rightに譲渡することを公表。

オリックス生命

2025年1月27日付で、ライフタイムコンサルティング株式会社を解散した。

住友生命

2024年3月31日付で、日本企業年金サービス株式会社を解散、同年12月18日付で清算終了した。

2024年8月5日付で、Symetra CLO 2024-1, Ltd.を子会社とした。

2024年11月18日付で、Greenwell Springs Road, LLCを設立した。

Symetra CLO 2024-1, Ltd.は、2025年2月26日よりSymetra CLO 2025-1, Ltd.に商号（社名）を変更した。

大樹生命

2023年10月31日付で、三生キャピタル株式会社を解散、2024年6月11日清算終了。

2024年3月31日付で、日本企業年金サービス株式会社を解散、2024年12月18日清算終了。

太陽生命

2025年3月1日付で、東陽興産株式会社を子会社とした。事業内容は、物品の斡旋・販売業務。

太陽生命・大同生命

2024年9月30日付で、関連会社であるT&D情報システム株式会社の両社が保有する全株式を、株式会社T&Dホールディングスに譲渡し、同日付で株式会社T&Dホールディングスの直接保有子会社に移管した。

日本生命

2024年12月11日付で、関連法人等であるレゾリューションライフグループホールディングスリミテッドを当社の完全子会社とすることについて発表。

〔本社の移転〕

SOMPOひまわり生命

2024年8月1日付で、本社を次のとおり移転した。

（新）東京都千代田区霞が関三丁目7番3号 損保ジャパン霞が関ビル

（旧）東京都新宿区西新宿六丁目13番1号 新宿セントラルパークビル

ライフネット生命

2024年11月25日付で、本社を次のとおり移転した。

（新）東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

（旧）東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル

〔社長の交代〕

朝日生命

2024年4月1日付で木村博紀代表取締役社長が代表取締役会長に就任されたことに伴い、石島健一郎取締役が代表取締役社長に就任された。

石島健一郎氏の略歴は次のとおり。

1988年一橋大学法学部卒業、朝日生命保険相互会社入社、
2011年経営企画ユニットゼネラルマネージャー、
2015年代理店事業部長、2017年4月執行役員代理店事業本部長、
2018年7月取締役執行役員、2020年4月取締役常務執行役員、
2021年4月なないろ生命保険株式会社代表取締役社長
2024年4月代表取締役社長に就任



SBI生命

2024年6月17日付で小野尚代表取締役社長が退任されたことに伴い、篠原秀典氏が代表取締役社長に就任された。

篠原秀典氏の略歴は次のとおり。

1981年大阪大学経済学部卒業、住友生命保険相互会社入社、
1999年阪神支社長、2001年営業企画部次長兼営業企画課長、
2003年営業企画部長、2005年福岡支社長、
2008年執行役員兼コンプライアンス統括部長、
2009年執行役員兼経理部長、2010年常務執行役員兼経理部長、
2011年常務執行役員、2012年取締役常務執行役員、2015年4月取締役専務執行役員、7月執行役専務、
2017年取締役代表執行役専務、2019年取締役代表執行役副社長、2021年4月取締役、7月特別顧問、
2022年株式会社アドバンスクリエイト社外取締役、
2023年1月SBIネオファイナンスサービス株式会社取締役会長、
6月株式会社福島銀行社外取締役、2024年6月SBI生命保険株式会社代表取締役社長に就任。



FWD生命

2025年1月14日付で山岸英樹代表取締役社長が退任されたことに伴い、伊地知剛氏が代表取締役社長に就任された。

伊地知剛氏の略歴は次のとおり。

1988年東京大学経済学部卒業、三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行、
1993年デューク大学フクアビジネスクール卒業、
2004年UFJ銀行（現三菱UFJ銀行）企画部次長、
2005年General Electric Company入社
GEコンシューマー・ファイナンス株式会社ディレクター、
2006年ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社代表取締役社長兼CEO、
2011年日本GE株式会社事業開発本部長、
2014年メットライフアリコ生命（現メットライフ生命）執行役員常務金融法人担当、
2018年執行役専務最高営業責任者、2022年取締役代表執行役副社長、
2025年1月FWD生命代表取締役社長に就任。



なないろ生命

2024年3月31日付で石島健一郎代表取締役社長が退任されたことに伴い、4月1日付で諸橋武氏が代表取締役社長に就任された。

諸橋武氏の略歴は次のとおり。

1988年慶應義塾大学商学部卒業、朝日生命保険相互会社入社、
2013年事務・システム統括部門契約医務ユニットゼネラルマネージャー、
2015年人事部長、2018年執行役員代理店事業本部長、
2024年4月なないろ生命保険株式会社代表取締役社長に就任。



はなさく生命

2025年3月24日を以て、柏原宏治代表取締役社長が退任されたことに伴い、2025年3月25日付で、山根隆男氏が代表取締役社長に就任された。

山根隆男氏の略歴は次のとおり。

1992年東京大学工学部卒業、日本生命保険相互会社入社、
2013年新横浜支社長、2015年首都圏営業本部都心開発室長、
2016年新潟支社長、2018年ネットワーク業務部長、2021年チャネル開発部長、
2022年株式会社ライフプラザパートナーズ代表取締役社長、
2025年3月はなさく生命保険株式会社代表取締役社長に就任。



フコクしんらい生命

2024年3月31日付で櫻井健司代表取締役社長が退任されたことに伴い、4月1日付で森下俊彦氏が代表取締役社長に就任された。

森下俊彦氏の略歴は次のとおり。

1986年3月関西大学経済学部卒業、4月富国生命保険相互会社入社、
2004年7月北九州支社長、2006年10月宮崎支社長、2010年4月京浜支社長、
2012年4月京浜支社長兼首都圏第二ブロック長、2013年4月業務部部长、
2015年4月大阪北支社長兼近畿ブロック長、
2018年4月池袋支社長兼首都圏第一ブロック長、
2020年4月執行役員池袋支社長兼首都圏第一ブロック長、
2022年4月フコクしんらい生命常務執行役員営業本部副本部長、
2022年6月取締役常務執行役員営業本部副本部長、
2024年4月代表取締役社長 社長執行役員営業本部長に就任。



メディケア生命

2024年4月1日付で野村洋一取締役社長が退任されたことに伴い、西野貴智住友生命山梨支社長が取締役社長に就任された。

西野貴智氏の略歴は次のとおり。

1993年慶應義塾大学経済学部卒業、住友生命入社、
2011年代理店事業部代理店企画室長、2014年営業企画部営業企画室長、
2015年営業企画部次長兼営業企画室長、
2016年営業企画部次長兼次世代マーケット開発室長、2018年Vitality戦略部長、
2022年山梨支社長、2024年4月メディケア生命取締役社長に就任。



楽天生命

2024年6月24日付けで新開保彦代表取締役社長が退任されたことに伴い、杉山蘭房氏が代表取締役社長に就任された。

杉山蘭房氏の略歴は次のとおり。

1996年明治大学法学部卒業、朝日生命入社、2018年楽天生命執行役員、
2020年楽天少額短期保険取締役、
2022年楽天インシュアランスホールディングス取締役、
2024年6月楽天生命代表取締役社長に就任。



〔叙 位〕

故 上山保彦氏（うえやま やすひこ、住友生命元代表取締役社長）

2024年7月10日 叙位、正四位。受章者の略歴は、次のとおり。

1929年8月22日生まれ、1953年京都大学卒業、住友生命入社、1977年取締役、1979年常務取締役、1983年専務取締役、1986年代表取締役社長、1992年取締役会長、1994年取締役相談役、1995年相談役、1999年名誉顧問に就任。2002年退任。

〔叙勲・褒章〕

政府は、2024年4月29日付で2024年春の叙勲および褒章受章者を発表したが、生保関係からは元第一生命特別顧問森田富治郎氏が旭日大綬章を受章した。

受章者の略歴は、次のとおり。

森田富治郎氏（もりた とみじろう）

1940年8月16日生まれ、1964年東京大学法学部卒業、第一生命保険相互会社入社、1991年7月取締役運用本部長兼運用企画部長、1992年4月取締役運用本部長、1993年常務取締役、1996年代表取締役副社長、1997年代表取締役社長、2004年7月代表取締役会長、2010年第一生命保険株式会社 代表取締役会長、2011年6月特別顧問、2020年8月退任。



政府は、2024年11月3日付で2024年秋の叙勲および褒章受章者を発表したが、生保関係からは大樹生命代表取締役社長社長執行役員吉村俊哉氏、太陽生命代表取締役社長副島直樹氏が藍綬褒章を受章した。

受章者の略歴は、次のとおり。

吉村俊哉氏（よしむら としや）

1960年7月4日生まれ、1983年東京大学経済学部卒業、三井生命入社、2006年企画部長、2007年愛媛支社長、2009年運用企画部長、2010年1月営業企画担当部長審議役、4月営業統括部 営業企画担当部長、2011年執行役員主計部長、2013年常務執行役員、2014年取締役常務執行役員、2018年代表取締役社長社長執行役員（2019年より大樹生命へ社名変更）。



副島直樹氏（そえじま なおき）

1958年11月20日生まれ、1981年慶應義塾大学商学部卒業、太陽生命入社、
2004年企画部長、2005年商品部長、2007年営業部部長、2008年営業企画部長、
2009年執行役員営業企画部長、2011年3月執行役員、4月常務執行役員、
6月取締役常務執行役員、2014年代表取締役専務執行役員、
2015年代表取締役専務執行役員営業本部長、
2016年代表取締役副社長営業本部長、2019年代表取締役社長。



〔訃 報〕

上山保彦氏（うえやま やすひこ、住友生命元代表取締役社長）

2024年7月10日に逝去された。享年94歳。

1953年住友生命入社、1977年取締役、1979年常務取締役、1983年専務取締役、1986年代表取締役社長、1992年取締役会長、1994年取締役相談役、1995年相談役、1999年名誉顧問、2002年退任。

同氏は、1985年7月から1986年7月まで当協会財務委員会委員長、1986年7月から1992年7月まで理事、1987年7月から1988年7月まで副会長、1988年7月から1989年7月まで会長を務められた。

山口昇氏（やまぐち のぼる、大樹生命元代表取締役副社長）

2025年1月26日に逝去された。享年92歳。

同氏は、1994年7月から2000年7月まで当協会副会長を務められた。

Ⅲ 審議会・行政および関係団体等の動向

〔審議会・行政等の動向〕

1. 金融審議会の開催状況

金融審議会は、1998年8月6日開催の第1回総会以後、2025年2月19日まで54回開催されている。
2024年度の開催状況は以下のとおりである。

(1) 金融審議会総会

○第53回総会：2024年8月26日（第41回金融分科会との合同会合）

<議題>

- ① 政務挨拶及び諮問
- ② 諮問事項にかかる報告
- ③ 討議

<内 容>

- ① 政務官より挨拶後、「資金決済制度等のあり方に関する検討」および「保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策に関する検討」について諮問。
- ② 諮問事項について、事務局より補足説明。また、「市場制度ワーキング・グループ」の報告書について、神田座長より説明。
- ③ 意見交換の後、諮問事項はそれぞれワーキング・グループを設置することとし、資金決済制度等に関するワーキング・グループの座長は森下専門委員とし、保険に関するワーキング・グループの座長、および2つのワーキング・グループの名称およびメンバーは会長一任とした。また、「市場制度ワーキング・グループ」の報告書については、金融審議会として了承した。

○第54回総会：2025年2月19日（第42回金融分科会との合同会合）

<議題>

- ① 政務挨拶
- ② 会長互選
- ③ 諮問事項にかかる報告
- ④ 信託業法の一部改正について
- ⑤ 討議

<内 容>

- ① 副大臣より挨拶。
- ② 会長および分科会会長に神作委員を互選、会長より挨拶。

- ③ 諮問事項に係る報告として、「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書および「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」の報告書について、事務局より概要説明。
- ④ 新しい公益信託制度に関する信託業法の適用の整備について、事務局より説明。
- ⑤ 意見交換の後、「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書および「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」の報告書について、金融審議会として了承した。

(2) 金融審議会金融分科会

○第41回金融分科会：2024年8月26日（第53回総会との合同会合）

＜議題＞ 前掲

＜内容＞ 前掲

○第42回金融分科会：2025年2月19日（第54回総会との合同会合）

＜議題＞ 前掲

＜内容＞ 前掲

開催状況の詳細は、URL（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html）参照。

2. 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

2024年度における開催状況および議事の概要は次のとおり。

○第66回：2024年6月27日

＜議事概要＞

(1) 各指定紛争解決機関の業務実施状況（2023年度）について

事務局から、2023年度の各指定紛争解決機関の業務実施状況について概要報告があった。

(2) 金融ADR制度の認知度向上に資する取組について

指定紛争解決機関から、金融ADR制度の認知度向上に資する取組について説明があり、その後質疑応答および意見交換が行われた。

(3) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について

(4) 「金融ADR連絡協議会（第38回～39回）」の概要報告について

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況の詳細は、URL（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/gijiroku/20240627.html）参照。

○第67回：2025年2月12日

＜議事概要＞

(1) 各指定紛争解決機関の業務実施状況（2024年度上半期）について

事務局から、2024年度上半期の各指定紛争解決機関の業務実施状況について概要報告があった。

(2) 「金融機関とのトラブルに関する相談・苦情窓口（金融ADR機関）一覧」の作成について

事務局から、「金融機関とのトラブルに関する相談・苦情窓口（金融ADR機関）一覧」について説明があった。

（３）指定紛争解決機関における苦情処理手続の対応について

指定紛争解決機関から、苦情処理手続の対応について説明があり、その後質疑応答および意見交換が行われた。

（４）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について

（５）「金融ADR連絡協議会（第40回～41回）」の概要報告について

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況の詳細は、URL（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/gijiroku/20250212.html）参照。

3. 金融庁、「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」を更新

2017年2月14日、金融庁では、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点を公表することとした。

以下の通り、2024年6月14日に開催された当協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議について

○損害保険業界で発生した自動車保険における保険金不正請求及び保険料等の調整行為に関する一連の行政対応の中で、不適切行為を誘引する構造的課題や、適切な競争を阻害する要因があることが認められたところ、3月から6月にかけて、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、顧客本位の業務運営の徹底や健全な競争環境の実現に向けた必要な取組みについて、幅広く議論を行った。

○これまでのところ、計4回会議を実施しており、生保業界に関連するものとして、メンバーからは、例えば、

- ・大規模乗合代理店への実効的な指導・監督を行うための仕組みを設けるべき
- ・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律における顧客等に対する誠実義務の趣旨も踏まえ、適切な比較推奨販売を行うよう求めるべき

等の意見が示されている。

○本有識者会議の報告書については、6月中の公表を予定しており、金融庁としても、本報告書の内容を踏まえ、制度や監督のあり方の見直しを実施していくところ、貴協会及び会員各社におかれても、引き続きご協力いただきたい。

2. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 5月29日、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）の2025年度からの導入に向け、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」を公表した。
- 金融庁では、新規制について、2020年6月の有識者会議の報告書公表以降、毎年その検討状況等を公表してきた。今般公表した資料は、2023年6月に公表した検討状況で残された論点について、その方向性を示したものである。
- 具体的には、
 - ・経済価値ベースのソルベンシー比率を計算する際の標準モデルに関して、株式リスクの評価方法や海外子会社に係る統合手法
 - ・監督措置に関しては、その枠組みや区分命令に応じたソルベンシー比率の水準及び回復期間等に関する検討結果を示している。
- 新規制導入に向けた法令等の改正案等については、2024年秋頃を目途にパブリック・コメントに付す予定であり、引き続き、2025年度の導入に向け着実に準備・検討を進めていく。各保険会社においては、新規制への移行が円滑に行われるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げるとともに、必要な態勢整備を着実に進めていただきたい。

3. 契約者配当について

- 有配当契約については、契約者配当による保険料の事後精算の後に実質的な保険料が決まるため、契約者配当は保険契約者の最善の利益の観点から重要である。
- 相互会社においては、このような契約者配当について、総代会等において保険契約者と相互会社との間で活発な対話が行われ、適切なガバナンス機能が発揮されることが期待される。
- 2023事務年度は、保険契約者と相互会社の活発な対話に資する観点から、契約者配当に係る情報提供のあり方等を中心に、相互会社の皆様と対話を実施したところ、
 - ・多くの相互会社において配当性向や配当還元割合に係る情報提供が行われており、一部の社では配当性向等に関して契約者との間で質疑応答が行われる事例
 - ・またさらに一部の社では配当性向等を上げ、契約者配当を充実させようとする動きが見られた。
- このような取組を通じた保険契約者と相互会社の対話の充実、ひいては相互会社のガバナンスの強化が重要であり、引き続き契約者配当に関する簡潔明瞭かつ丁寧な情報提供に努めていただきたい。

4. 代理店ヒアリングについて

- 2023事務年度は、顧客本位の業務運営の取組み、公的保険制度を踏まえた保険募集、貴協会が運営する代理店業務品質評価運営への取組み等をヒアリング項目として、金融庁ウェブサ

イトの「金融事業者リスト」に掲載された先を中心に、86の保険代理店へのヒアリングを実施した。

- 生命保険の販売については、ほとんどの代理店において公的保険制度を踏まえた保険募集の必要性を認識しており、必要保障額を算出した上で適切なプランを提案し、過度な提案を避けることで顧客からの信頼を得られているといった回答も見られた。
- また、貴協会の業務品質評価運営における評価基準を基に、意向把握シートの全面改訂を行うなど、自社の業務品質向上のために活用している等の前向きな意見が多数確認された。
- 保険代理店チャネルは、営業職員チャネルに並ぶ主力チャネルに成長しているところ、その重要性はますます高まっている。保険代理店からはヒアリングを通じて自らの課題を認識したという声もあり、保険代理店の業務品質を底上げする観点からも、引き続き各財務局と連携し、継続的な実態把握を進めてまいりたい。
- 各社においては、引き続き、保険代理店の業務品質向上に向けた支援をお願いしたい。

5. 持続的な賃上げを実現するための「パートナーシップ構築宣言」に係る周知について

- サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、発注者が下請け企業との共存共栄を宣言するいわゆる「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を政府全体で推進してきたところ。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を受けて、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたことを踏まえ、4月15日付で、各業界団体を通して、本宣言の周知等を行った。
- 既に宣言していただいている保険会社においては、「パートナーシップ構築宣言」の更新や実行を、まだ宣言されていない保険会社においては、新しいひな形での宣言の検討をお願いしたい。

6. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法第440条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切に対応していただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度確認をお願いしたい。

7. ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止について

- 全銀協TIBOR運営機関（JBATA）は、3月6日にユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果を公表し、JBATAが算出・公表する金利指標のうち、ユー

ロ円TIBORの全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）を2024年12月末で恒久的に公表停止することを決定した。

- 金融庁としては、これまで、ユーロ円TIBOR参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組が進められることを期待する旨のアナウンスや、遅くとも2024年6月末までにユーロ円TIBORを参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを行ってきた。
- また、今般のJBATAの決定を受けて、金融庁においても、ユーロ円TIBORの秩序ある公表停止に向けて市場参加者による適切な移行対応が進められることを期待する旨のアナウンスを行ったところ。
- ユーロ円TIBOR参照契約を有する保険会社においては、これまでの金融庁のアナウンス内容も踏まえながら、時間軸を意識した移行対応をしっかりと進めていただきたい。

8. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 同事業の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、本ガイドラインにおいては、遵守すべき法律上の規定や留意すべき事項などについて整理されているところ、当該事業に係る保険会社等におかれては、ご参考にしていただければ幸いである。

9. 女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム 中間取りまとめ「男女間賃金格差の解消に向けた職場環境の変革」について

- 2024年6月5日、政府の女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチームにおいて、各業態の男女の賃金格差に関する現状や課題が分析され、中間取りまとめが公表された。
- 本取りまとめの中で、金融業・保険業を含めた5産業が業界平均と比較して男女の賃金格差が特に大きいことが指摘されており、男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、2024年内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することが要請された。
- 今後、金融庁から貴協会に対して別途相談するので、アクションプラン策定に向けた協力をお願いしたい。

10. 5月G7財務トラックの成果物について

- 5月23日から25日にかけて、イタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。
 - ・まず、金融システムの安定や規制上の論点に引き続き焦点を当てる必要性が再確認された。
 - ・また、ノンバンク金融仲介（NBFI）に関して、同セクターの強靱性を強化するための金

融安定理事会（FSB）の作業を強く支持している。具体的には、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。

- ・サイバーセキュリティに関しては、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7サイバー専門家グループ（G7 CEG）が2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7 CEG に対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。
- ・暗号資産に関しては、金融活動作業部会（FATF）の取組として、FATF基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。FATF基準の実施に関しては、2024年3月に公表された実施状況一覧表を支持している。また、2023年5月の G7 新潟声明で、G7は、FSB勧告等に整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回のG7ストレーザ声明で当該コミットメントを再確認した。
- ・最後に、2023 年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みはOECD及び保険監督者国際機構（IAIS）と共にG7で策定された。

○（クロスボーダー送金や移行計画といったその他の論点についても、声明に盛り込まれているため、関心に応じて資料を参照していただけると幸い。）

○（今後は、今月13～15日にイタリア・プーリアにてG7首脳会議が開催される予定。）引き続き、各社の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

11. IMF金融セクター評価プログラム（FSAP）について

○2023年4月～2024年5月にかけて、IMFの金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program：FSAP）に基づく対日審査が行われ、IMFによる報告書が5月14日に公表された。

○IMFは、FSAPを通じ、加盟国の金融セクターの安定性を評価しており、日本を含む主要国は5年に一度審査を受ける（前回の対日審査は2017年に実施）。本プログラムでは、システミック・リスクや金融規制・監督の枠組み等について、包括的かつ深度ある評価がなされる。

○報告書において IMF は、日本の金融システムは最近の一連のショックに対して強靱であり、金融規制・監督の枠組みは 2017年の前回評価時から顕著に進展したなど、日本の金融シス

テムの現状を高く評価している。

- 他方で、システミック・リスク分析等を踏まえて一部脆弱性が指摘されているほか、日本の金融規制・監督に関する更なる改善点について提言があった。
- 今回の審査にあたっては、金融機関の皆様にもデータ提供やヒアリング等協力いただいた。金融庁としては、IMFの提言内容も参考にしつつ、金融システムの強靱性を確保するための努力を継続していく。

12. 「NGFSシナリオの活用方法に関する調査」の公表について

- NGFS (Network for Greening the Financial System) シナリオは、国内外で実施されている多くの気候シナリオ分析に、直接採用或いは参照されており、気候リスク分析において重要な役割を果たしている。
- NGFSでは、2020年6月に初めて気候シナリオを公表して以来、中長期的なものを含む炭素価格やエネルギー消費量といったデータをシナリオ毎に提供し、シナリオの更新や加除を行ってきた。2023年11月には、第四版として、世界全体で2050年にGHG排出量を正味ゼロに抑えるシナリオ (Net Zero 2050) を含む7つのシナリオを公表している。
- 金融庁では、2021年度より、気候変動関連リスクに係るNGFSシナリオに関する調査を行い、シナリオの代表的な更新点の解説を行っている。
- 2023年度の調査では、NGFS シナリオ第四版における重要な変数に係る更新点の解説を行った。具体的には、ポストコロナの経済回復などの要因による足元の排出量の増加と、将来の炭素除去技術の導入量が保守的に見直され、「Net Zero 2050 シナリオ」において、炭素価格 (シャドウプライス) の上昇等の移行リスクの高まりが見られた。また、物理的リスクについては、シナリオの不確実性が高く、継続的な更新の余地があるが、干ばつ、熱波、洪水、熱帯低気圧が GDP に与える影響の確率論的な推計値が国別に提供されるようになった。
- 本調査では、さらに、委託事業者が、定量的なリスク分析に留まらない金融機関のシナリオ分析の活用事例を調査し、NGFSシナリオの活用方法を検討している。
- 本調査が広く金融機関の経営層やリスク管理担当者に周知され、金融機関のリスク分析の高度化が進むことを期待する。

13. 顧客本位の業務運営の確保

- 2023事務年度は、顧客本位の業務運営に関する原則を踏まえ、外貨建一時払保険、仕組預金を中心に個別のリスク性金融商品に係るプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢などのモニタリングを行った。
- 当該モニタリングで認められた、販売会社等において共通するとも考えられる課題 (注1) 等を、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」で記載予定である。(7月5日公表)。

(注1)「外貨建一時払保険（特に運用型）」について、モニタリングで認められた課題事例等について

①プロダクトガバナンス態勢について

商品性（リスク・リターンの合理性等）に係る検証が十分に行われていないまま、実質的な議論を行うことなく、販売会社が商品を導入していた事例が見られた。

組成会社である保険会社と販売会社間で連携を進め、商品性の検証を行った上、リスク性金融商品の導入が判断されるとともに、導入後においても販売実績等を踏まえた商品性の継続的な検証が行われることが重要と考えている。

②販売・管理態勢について

販売会社におかれては、以下の事例も踏まえ、必要に応じて組成会社と連携し、顧客属性やニーズ等を把握した上で、当該顧客にふさわしい金融商品を販売するとともに、商品販売後のフォローアップにも努めていただきたい。

- ・為替や金利リスクを理解できていない可能性のある顧客や安定的な運用を希望するリスク許容度が低いと考えられる顧客に、外貨建一時払保険を販売している事例が見られた。
- ・目標値に到達したターゲット型保険の多くが解約され、当該解約後、同一商品を同一顧客に販売する乗換販売（※1）が発生していた事例が見られた。

（※1）乗換販売は、販売手数料等が二重に発生することを考慮すると、必ずしも顧客にとって経済合理性があるとは言えないと考えられる。

○このほか、2023事務年度は、「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」（注2）も併せて公表する予定である。

（注2）数年に一度実施しており、今回で3回目（前回は2021年6月公表）

○経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んで頂きたい。併せて、会員会社において、協会の「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」等（2024年4月改正）に沿った対応とともに、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げが図られるよう、引き続き、業界全体で取り組んで頂くことを期待している。

14. マネロン等対策に係る当面の対応について

○マネロン等対策については、2024年3月末を期限として、ガイドラインに基づく態勢整備をお願いしてきたところ、皆様のご尽力に改めて感謝申し上げる。

○各金融機関においては、自社で整備し運用を開始しているマネロン等リスク管理態勢の有効性を検証し、必要な改善を繰り返しながら管理態勢を維持・高度化していく必要がある。

○経営陣におかれては、3月末までに整備いただいた管理態勢をスタート地点と捉え、リーダーシップを発揮して、管理態勢の有効性を高める取組を継続的に行っていただきたい。

- 金融庁としても、有効性検証に関して、取組事例等の共有や、皆様方の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

15. 次回のサイバーセキュリティ・セルフアセスメント（CSSA）について

- 2022事務年度から実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント：CSSA）の取組み（※）については、2024事務年度の実施に向けて準備中であり、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼する予定である。

※2023事務年度分の結果は、4月に金融庁のホームページにおいて公表した

(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)。

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

16. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」について

- 4月17日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画は、今後3年間の政府及び金融機関等が実施すべき取組みを取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。
- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応いただいていたところ、先ほど申し上げたとおり、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。

17. Japan Fintech Week 2024開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2024」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外を含め多くの方が Japan Fintech Week2024に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- また、中核イベントとして開催した FIN/SUM 2024も、Japan Fintech Week 2024との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。
- FIN/SUMや民間事業者主催のインシュアテックイベントでは、組込型保険（Embedded Insurance）、生成AI、プロテクションギャップなど、昨今のトレンドとなっているテーマについてパネルやラウンドテーブルで議論を行った。ネットワーキングも実施し、様々なステークホルダー間の連携強化の機会となったのではないかと思います。

- 皆様には FIN/SUM 2024をはじめとして、多くのイベントへの参加やご支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week 2024」が充実したものとすることができ、ご協力に感謝申し上げます。
- 来年も、3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日～7日に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 皆様のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、今年以上に連携を強化させて頂ければ幸い。

18. Japan Weeks 2024について

- 国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組みの一環として2024年秋に開催する「Japan Weeks」について、先月、特設サイトを開設した。
 - 特設サイトは今後更新していくので、皆様におかれてはぜひご注目いただきたい。また、Japan Weeks 中にイベント開催を予定している方におかれては、総合政策課に随時情報をお寄せいただきたい。
- (参考) Japan Weeks 2024 特設サイト URL

<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/>

19. 資産運用フォーラムについて

- 2023年末公表した「資産運用立国実現プラン」の施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるため、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、Japan Weeks中の10月3日に立ち上げる予定。
 - それに向けて、先日、「資産運用フォーラム」やその立ち上げイベントの概要が公表され、会員募集が開始された。国内外の金事業者や機関投資家を中心となる組織であるところ、ぜひご注目いただきたい。詳細は、総合政策課や、資産運用フォーラムの事務局となるブルームバーグ社までご連絡いただきたい。
- (参考) 資産運用フォーラム特設サイト URL : <https://amforum.jp/>

20. アセットオーナー・プリンシプル

- 6月3日にプリンシプル案の最終案を内閣官房の作業部会にて決定し、今月中にパブコメに付す予定。本プリンシプルは幅広い適用が想定され、その中には中小の企業年金や大学法人も含まれる。
 - 生保の皆様はアセットオーナーであるとともに、アセットオーナーから業務の委託を受ける立場でもある。こうした重要な立場の生保の皆様には、今後、最終化されるプリンシプルの普及・実行に是非ご協力をお願いしたい。
- ①まず、ご自身の運用について、プリンシプルの適用の可否をご検討いただきたい。なお、政府は別途、公的アセットオーナーに対して、プリンシプルの最終化後、速やかにプリン

シプルの受入れと、運用力向上に向けた取組方針を発表し、他の中小のアセットオーナーの参考となるよう求めている。

②これらの中小のアセットオーナーの方にとって、同プリンシプルを実行しようとしても、運用に関する専門的知見や、現状の体制等が十分でないケースもあり得る。皆様が業務委託を受けている先等の他のアセットオーナーの方々へのプリンシプル周知にご協力いただくとともに、その適用に関する取組みをサポートしていただきたい。

○もし、必要であれば、協会の皆様に対して事務的に内容の説明等を行う用意があるので、内閣官房、金融庁までお問い合わせいただきたい。

(以上)

以下の通り、7月19日に開催された当協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 不適切事案を踏まえた対応について

○金融庁においては、2024年3月から6月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、6月25日に、その報告書が公表された。

○金融庁としても、有識者会議の議論等を踏まえ、必要な調査・分析を行い、制度・モニタリングの具体的な見直しについて、検討を進めていくので、貴協会及び会員各社におかれても、損害保険業界における議論を注視しつつ自らの商慣習を改めて点検していく等、更なる顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組みを検討していただきたい。

2. 保険モニタリングレポートについて

○保険会社は、少子高齢化や金融市場の変化を見据え、顧客基盤の強化や収益の多角化に向けた取組みなどを通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められる。

○金融庁は、こうした観点等から2023事務年度においてもモニタリングを行い、2024年7月3日、その結果を取りまとめた「2024年 保険モニタリングレポート」を公表した。

○生命保険業界に関連するものとして、例えば

- ・ 持続可能なビジネスモデル構築に向けた取組み
- ・ 経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入
- ・ 外貨建保険の募集管理等の強化

などが記載されている。

○2024事務年度においても様々な論点について意見交換させていただきたいと考えているところ、引き続きご協力をお願いしたい。

3. 資産運用立国の実現に向けた取組みについて

- 現在パブリック・コメントに付されている「アセットオーナー・プリンシプル」について、その対象となりうるアセットオーナーの範囲は幅広く、その中には中小の企業年金や学校法人のほか、保険会社も含まれている。
- 生命保険会社の皆様には、今後、プリンシプルが最終化された暁には、その受入をご検討いただくとともに、企業年金の運営をサポートされる立場から、プリンシプルの普及にご協力をお願いしたい。

4. 商品審査の効率化への協力について

- 2023年11月の意見交換会において、商品審査の効率化に向けたご協力をお願いさせていただいた。その後、各保険会社の皆様との対話や意見交換の場を通じ、金融庁において、監督指針の解説や商品審査における注意点等を纏めた「商品認可申請に関する監督指針の解説および具体例」を作成し、2024年6月に共有させていただいている。
- 当該「監督指針の解説および具体例」も参考にいただき、各社における商品開発プロセスの更なる効率化が図られ、顧客にとって有益な保険商品が、よりタイムリーに提供されることを期待している。
- 今般の取組に感謝申し上げるとともに、金融庁としても、引き続き、商品審査の効率化に努めてまいりたい。

5. 保険商品審査事例集の公表について

- 2024年6月25日に、金融庁では、「保険商品審査事例集」を公表した。本事例集は、各保険会社が商品開発に取り組む際の参考資料として利用されること等を目的に、実際の審査に当たって、当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等についてまとめたもので、半期に一度公表している。
- 今回の公表では、顧客の利便性を高めつつも、保険業法等の趣旨を踏まえた商品開発を行う上で必要な対応について掲載している。各社におかれては、本事例集も参考にいただき、顧客の需要及び利便に適合する優良な商品開発を引き続き行っていただきたい。

(参考)「保険商品審査事例集」抜粋

(事例) 住宅ローン融資におけるペアローン付帯団体信用生命保険の連生被保険者の取扱いについて (生保)

団体信用生命保険において、住宅ローン債務に対する持分を有さない連帯保証人を被保険者とすることは認められていないが、同一物件に対して複数の債務者（夫婦等）が同じ金融機関でそれぞれローン契約を行うペアローンにおいては、同一物件に対して各々が債務者となり、互いの連帯保証人として賦払債務を償還しており、どちらか

に万が一のことがあった場合には生計の安定に影響を与えることとなる。

近年、住宅ローンにおいてペアローン利用者が増加している背景や、ペアローンにおける債務者と連帯保証人の関係は、現行の連帯債務者と同様、夫婦や親子等が想定されることから、既存の連生被保険者の関係を超えるものではないことを考慮し、個人向け住宅ローン融資に限定して現行の連帯債務者と同様、連生被保険者としての取扱いを認めることとした。

6. 2024年7月9日からの大雨災害等に対する金融上の措置要請について

- 2024年7月9日からの大雨災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 係る大雨災害等に対し、島根県に災害救助法が適用されたことを受け、7月11日（木）、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を島根県内の関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

7. 顧客本位の業務運営の確保について

- 2024年7月5日に公表した「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」において課題提起した外貨建一時払保険の乗換販売等については、（モニタリング結果の公表を待つことなく、）課題改善に向けて、いち早く業界ガイドラインを改正し、業界全体で自律的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。
- 顧客の最善の利益を追求するに当たっては、顧客ニーズに適った良質な金融商品を組成した上で、その商品特性が活かされるように適切な想定顧客層に販売し、顧客にとって最良な付加価値を提供することが重要であり、そのためには製販一体で顧客本位に取り組むことが不可欠である。今般のモニタリングで認められた製販に跨る難しい課題について、業界全体で迅速に対応いただいたことは、「顧客本位の業務運営に関する原則」に則った顧客に寄り添った取り組みであると考えている。
- 各他方、顧客本位の業務運営は、こうした業界の対応が営業現場において実践されることが何よりも重要である。

改正ガイドライン等を踏まえ、態勢改善に向けて取り組んでいただくとともに、募集人管理の観点からも、販売会社の態勢改善に向けた取組みを適切に支援いただきたい。また、生命保険協会においても、こうした取組みを支援していただくことを期待している。
- 最後に、生命保険業免許を受けている保険会社は、保険契約者等の保護が求められ、国民から信頼される存在である必要がある。

経営陣がリーダーシップを発揮して、まず、健全なリスクカルチャーを醸成すること、そ

して第1線、第2線、第3線を全体として有効に機能させることにより、顧客利益を最優先とする取組みを着実に実行して頂きたい。

金融庁としても、そうした態勢改善に向けた取組みをモニタリングするとともに、必要に応じてサポートして参りたい。

8. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

9. 金融犯罪対策について

- 2024年6月、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害の拡大を背景として、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。
- これを受け、2024年7月より従来のマネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- 従来のマネロン等対策も含めて、これからはFATF対応・制度対応だけでなく、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害の防止にも力点を置くことの重要性を皆様方にもご理解いただきたい。
- 金融庁としては、今般の「総合対策」に盛り込まれた施策も含め、投資詐欺等をはじめとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携しつつ、スピード感を持って進めてまいりたい。

10. 「マネー・ロンダリング等対策の取組と課題（2024年6月の公表）」について

- 2024年3月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後はFATF第4次審査での指摘への対応から第5次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。
- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。
- このような認識の下で、「マネー・ロンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、2024年6月28日に公表した。
- 2024年3月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関におかれては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

11. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2023年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を2024年6月26日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、ITレジリエンス強化の参考となるよう、ATM停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。
- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関におかれは、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

12. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 2024年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、
 - ・金融機関等による経営改善・再生・再チャレンジ支援、事業承継及びM&A支援の促進、
 - ・NISAの活用等や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革の実質化、資産運用業とアセットオーナーシップの改革など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - ・非上場株式の流通活性化など、スタートアップへの資金供給に関する環境整備、
 - ・インパクト投資の推進や、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、サステナビリティ情報開示の充実など、サステナブルファイナンスの取組、などの施策が盛り込まれている。
- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融が实体经济や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点をご理解のうえ、金融機関の皆様のご理解・ご協力を今後、よろしくお願いしたい。

(以上)

以下の通り、9月20日に開催された当協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 保険代理店における情報漏えいについて

○保険代理店における顧客情報の漏えい事案等を受け、貴協会を通じて、会員各社に対する調査を進めているところであり、しっかりとご対応いただきたい。

2. 2024年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

○2024年台風第10号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

○今回の台風に伴う災害等に関し、愛知県、鹿児島県、宮崎県、大分県、福岡県、静岡県、神奈川県及び岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。

○被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

3. 金融行政方針の公表について

○2024年8月30日、2024事務年度の金融行政方針を公表した。

○金融行政方針には、

- ・「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書を踏まえた、監督指針の改正等の実施
- ・代理店監督の高度化、内部監査の高度化、グループ・グローバルのガバナンスの高度化の促進
- ・資産運用状況のモニタリング及び経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入などを記載している。

○金融庁としては、これらの措置を着実に進めていくことで、我が国保険業・保険市場の健全な発展に貢献したいと考えているところ、保険会社の皆様にも引き続きご協力をお願いしたい。

(参考) 2024事務年度 金融行政方針 (抄)

2. 業種別モニタリング方針

(4) 保険会社

①保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書(2024年6月公表)を踏まえ、第三者による評価の仕組みの導入等による損害保険会社の大規模代

理店に対する指導等の実効性の向上や保険会社による自社商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与の解消、保険会社における適切な保険金支払管理態勢の確保、企業内代理店の実務能力の向上や自立の促進などについて、今後、必要な調査・分析を行った上で、監督指針の改正及び業界ガイドラインの策定・改正等を進める。

さらに、金融審議会において、大規模な保険代理店における態勢整備の厳格化、保険仲立人の活用促進、企業向け火災保険の赤字状況等の論点について、制度改正の必要性を含め、具体的な対応を検討する。

大手損害保険会社各社の業務改善計画については、その着実な実施と実効的な改善に向けフォローアップを行う。生命保険会社においては、代理店監督のさらなる高度化を目指す。

②経営基盤の強化と健全性の確保等

保険会社には、顧客ニーズに的確に応えた質の高い保険サービスを提供するとともに、少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、顧客基盤の強化や収益の補完に向けた取組等を通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められる。また、保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、内部監査の高度化、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることも重要である。海外当局とも連携しつつ、これらの取組の着実な進展を促す。

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入を円滑・着実に進める。くわえて、経済・金融市場の動向も踏まえつつ、保険会社の財務・業務の健全性や資産運用の状況について、モニタリングを行う。

自然災害への対応については、近年の自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加等により、保険料率が上昇傾向にある。こうした中で、損害保険会社が自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮できるよう、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（ERM）の高度化、防災・減災のサポート等に向けた対応、気候関連リスクへの取組を促す。

少額短期保険業者については、財務局と連携し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促す。

4. 障がい者アンケートについて

○障がい者に配慮した取組状況について、2023年に引き続き各社にアンケート調査を実施し、その結果を2024年9月6日に公表。聴覚障がい者への対応に関する内部規定の整備率向上など、各社における取組が2023年より一定程度進展している。

○聴覚障がい者等向けの公共インフラとしての電話リレーサービスに対応している社は増加し

ているが、現場職員による対応の徹底や対応可能なサービスの更なる拡充を期待する。

○経営陣のリーダーシップのもと、他社における取組事例や障がい者等から寄せられた意見を参考として、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて

○2024年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴って気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯も踏まえ、現行の「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定している「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめとする災害時の対応に関する規定についても今一度目を通していただき、各金融機関で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

6. 7月G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

○2024年7月25日から26日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロにおいてG20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。

- ・まず、金融システムの脆弱性への対処、及び、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルⅢ枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、G20でも再確認されている。
- ・また、ノンバンク金融仲介（NBFIs）セクターの強靱性の強化に関するFSB進捗報告書が歓迎された。オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告の実施への支持が示されるとともに、証拠金の備えやレバレッジに関する政策作業への期待が示された。
- ・暗号資産に関しては、FSBハイレベル勧告を実効的に、適時に、かつ調和された方法で実施するとのコミットメントが再確認された。また、金融活動作業部会（FATF）によるFATF 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。
- ・その他、クロスボーダー送金に関するG20ロードマップの実施へのコミットメントが再確認されるとともに、自然関連金融リスクに関連する金融当局の規制監督上のイニシアティブ及び課題を取りまとめたFSBのストックテイクが歓迎された。
- ・最後に、サステナブル・ファイナンスについては、金融機関及び企業の「公正な」移行計画の推進に焦点を当てた議論への支持が示された。また、サステナビリティ報告基準の実施に当たっての、特に中小企業や新興途上国における課題に対処し、信頼性のある、比較可能で、相互運用性のあるサステナビリティ報告開示基準を促進する方法に関する勧告へ

の期待が示された。

- 次回のG20財務大臣・中央銀行総裁会議は、2024年10月にワシントンD.C.で開催される予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

7. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリングについて

- FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商品の販売状況（※1）を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証する。

※1 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

- 具体的な検証のポイントは、以下の通り。

①過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着目した販売・管理の実態把握を含めて、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況（※2）

※2 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

②「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。

③顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なリテールビジネスの構築に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、（同ビジネスの）管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。

- なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものではない。

8. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。

- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。

- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

9. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野にお

ける新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてきたところ。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html（内閣官房ウェブサイト）

○同戦略においては、重要インフラ分野を含め、

・民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、

・政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化する

などの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。

○今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、当庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

10. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

○サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。

○金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。

○また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。

○金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

11. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）について

○金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024年も10月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）を実施予定。

○各参加金融機関におかれては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に参加いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていた

だきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

12. サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) について

○2024年6月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価について、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中である。

○2024年11月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

※将来的には（2025事務年度分以降）、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容をCSSAに反映していくことを検討する。

13. 金融行政方針の公表について

○2024年8月30日（金）、金融庁の2024事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。

○金融行政方針に盛り込まれている各取組については概要をご覧いただければと思うが、金融庁としては、

- ・これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
- ・社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていく

との方針を示している。

○金融庁としては、金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

14. Japan Weeksについて

○国際金融センターの実現を含む資産運用立国に関する施策や、我が国の金融資本市場としての魅力等を情報発信するため、2023年に引き続き、2024年もJapan Weeks 2024として9月30日より各種イベントを関係者と協力して開催する予定。

○2023年は、25件のイベントが開催され、金融関係者1万人以上に参加いただいたが、2024年は、2023年を大きく上回る40件以上のイベントが開催される見込み。また、その期間中に国内外の資産運用会社等による対話の場として「資産運用フォーラム」を立ち上げる予定。

○皆様におかれては、資産運用立国に関するご意見や、「Japan Weeks」の時期に企画してい

る関連イベントでJapan Weeks関連イベントとして特設サイトに掲載・登録したいもの等があれば、金融庁にお寄せいただければ幸い。

15. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、皆様には、是非関心をもって頂き、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与頂くことを期待したい。
- 多様な投資家がサステナビリティ投資市場に参入しやすくするため、関係者とGX・サステナビリティ投資商品のあり方について対話を実施し、2024年7月に「対話から得られた示唆」を公表した。
- こうした取組を踏まえ、今後、サステナブルファイナンス有識者会議において、投資家の特性等を踏まえた具体的な投資機会のあり方等について議論を行い、サステナビリティ投資の基本的意義・効果を実感できる機会や情報を投資家へ提供していく。皆様からも今後、ご意見をいただければ幸い。

16. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、2024年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 8月2日には、岸田総理及び8業界団体トップにご参加いただき、「J-FLEC 立上げ式」を開催した。その際、岸田総理からも、今回を第1回として「金融経済教育に関するハイレベル会合」を定期開催していく旨、発言があったところ。
- 今後、J-FLECを中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLECと個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、皆様におかれても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLECは、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、この秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。
- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひJ-FLECを活用いただきたいと考えており、こうした取組について、会員各社から取引先企業への周知に協力をお願い

したい。

17. 税制改正要望について

○2024年8月30日（金）、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下のとおりとなっている。

【① 資産運用立国等の実現に向けた措置】

- ・ NISAの利便性向上等
- ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
- ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
- ・ 金融所得課税の一体化

【② 国際金融センターの実現に向けた措置】

- ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

【③ 安心な国民生活の実現に向けた措置】

- ・ 生命保険料控除制度の拡充
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

○今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

18. アセットオーナー・プリンシプルについて

○アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）が、パブリックコメントを経て、内閣官房から 2024年8月28日（水）に公表された。

○生命保険会社の皆様におかれては、率先してプリンシプルの受入れをご検討いただき、保険契約者等のステークホルダーに対して、受益者等の最善の利益を追求するための備えがあることをアピールしていただきたい。また、企業年金の運営をサポートされる立場から、プリンシプルの理解促進にご協力をお願いしたい。

○また、確定給付企業年金を有する生命保険会社においては、企業年金として、アセットオーナーの立場からプリンシプルの受入れをご検討いただきたい。

（以上）

以下の通り、11月15日に開催された当協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 金融庁では、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）について、2020年6月の有識者会議の報告書公表以降、毎年その検討状況等を公表しており、直近では、本年5月に残論点の方向性を公表した。
- こうしたこれまでの方向性に従い、2024年10月31日（木）に、新規制に関する法令等のパブリック・コメントを開始した。公表した法令の改正案等に関するご意見は、2024年12月2日（月）まで受け付けている。
- 今般改正案等を公表したことは一つの節目であり、これまで貴協会及び各保険会社より賜った多大なご助力に感謝申し上げます。
- 今後も2025年度の導入に向けて着実に準備を進めていく予定であり、各保険会社におかれては、新規制への移行が円滑に行われるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げますとともに、必要な態勢整備を進めていただきたい。

2. 2024年11月8日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 2024年11月8日からの大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、鹿児島県に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

3. 10月G20及びG7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024年10月23日から24日にかけて、ワシントン D.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII 枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
- ・ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB等の作業が支持された。NBFIsにおけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。
- ・クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の

適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。

- ・暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関するG20ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。

- ・最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024年の「G20サステブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。

○また、2024年10月25日にG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、

- ・サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるためのG7サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。

○2024年12月から南アフリカがG20議長国を、2025年1月からカナダがG7議長国を務める予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

4. 国際資本基準（ICS）の最終化等について

○金融庁の有泉金融国際審議官が議長を務める、保険監督者国際機構（IAIS）の執行委員会において、保険分野における国際的な資本基準であるICS（Insurance Capital Standard）が承認された。

○今般、年内の最終化に向けて大きな進展が得られたことは、特筆すべき点である。ICSが最終化されれば、資本規制枠組みの収れんが進むことで、日本の国際的に活動する保険会社にとっても公平な競争条件を確保することにつながる。

○今後は、2024年12月に南アフリカ・ケープタウンで開催予定のIAIS年次総会において、ICSの採択が提案される予定である。

○また、IAISは、ICSの最終化の承認と併せて、米国合算手法とICSの比較可能性評価に関する結論を出している。詳細については、IAISのプレスリリース（仮訳）をご覧ください。

○ICSの最終化という目標の下、皆さんにご協力いただいたことに改めて感謝申し上げたい。ICSの採択及び実施に向けて、引き続き、国際的な議論に貢献してまいりたい。

5. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

○量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。

○こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を2024年7月から10月にかけて全3回開催した。

※本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融ISAC、CRYPTRE事務局、FISC、日銀金融機構局、NISCが参加。

○耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにする観点から、本検討会の議論は預取以外の業態にも参考になるはずである。本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を2024年11月中に公表予定であり、ぜひ一読いただきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

6. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

○金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般（2024年9月27日）、最新版を公表した（1,050事業者を掲載）。

※なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月26日）」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

○各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認していく予定である。

7. 気候関連金融リスクへの対応の実態把握について

○今般、モニタリング部門に新設した「気候関連リスクモニタリング室」では、金融機関の経営戦略やリスク管理の枠組みにおける気候関連金融リスクの位置づけ、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等について確認していく。

○先般、実態把握を目的としたアンケート調査を実施させていただいたところであり、対応に感謝申し上げます。

○今後、アンケートで回答いただいた内容を基にヒアリングを実施させていただく予定であり、引き続きご協力をお願いしたい。

（以上）

以下の通り、2月21日に開催された当協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 損保事案を踏まえた対応について

- 金融庁は、2024年12月「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書を公表した。この報告書を受け、現在、国会へ保険業法の改正法案を提出するために作業を進めている。
- 金融庁としては、監督上の対応等もあわせ、保険会社や保険代理店に対して体制整備の強化を求めること等により、顧客本位の業務運営と健全な競争環境の実現に向けた環境整備を行っていく。
- 一連の環境整備は損害保険業界に限らず生命保険業界にも関係するものであり、生命保険会社におかれても、更なる顧客本位の業務運営の徹底・健全な発展に向け、引き続きのご協力をいただきたい。

2. 資産運用立国について

- 資産運用立国については、総理大臣、金融担当大臣からも引き続き力を入れてさらに発展させると御発言があったように、金融庁としてこの力強いモメンタムが失われないようPDCAを回しつつ、取組を進めていく。
- その中で、NISAの適切な活用の促進や金融経済教育の取組を進めるとともに、コーポレートガバナンス改革の推進、さらに資産運用業の改革、公的年金や企業年金をはじめとするアセットオーナーシップの改革など、インベストメント・チェーンの機能強化に取り組んでいく。
- 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れを表明いただいている社や、新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）に係る取組事例を公表している社もある。
- 金融機関の皆様自身が顧客の立場であったとしても満足できる、利益にかなっていると思えるような商品を提供できるよう、顧客本位の業務運営が徹底されることを期待している。

3. 生命再保険に関するモニタリングについて

- 現在、日本の生命保険会社による再保険取引が増加傾向にあり、特に、資産も出再し投資リスクも含めたリスク全体を再保険会社に移転する資産集約型再保険の取引にも関心が高まっていると承知している。
- 国際的にも、資産集約型再保険についてカウンターパーティリスクや集中リスク等が指摘されているとともに、特に資産運用会社を同一グループ内に持つ再保険会社への出再に関しては、利益相反リスクも指摘されている。
- 各保険会社においては、再保険会社の健全性、資産運用管理や担保の有効性、再保険会社へ

の集中度合い等、再保険取引にかかる各種リスクについて、適切なリスク管理を組織的・統合的に行っていただきたい。

- また、今般、生命再保険に関する実態を把握するためアンケート調査を実施している。金融庁としては、これらの生命再保険の実態を踏まえ、今後、国際的な議論も注視しつつ、生命再保険に係るモニタリング方針の検討等を行っていく所存であるので、引き続き、ご協力をお願いしたい。なお、調査結果については、次期保険モニタリングレポート等でフィードバックを行う予定。

4. 保険代理店ヒアリングの実施について

- 2025年2月から3月にかけて、各地の保険代理店に対して、保険募集管理態勢の整備状況などの実態を把握するため、財務局と協働してヒアリングを行っている。
- ヒアリング項目については、「顧客本位の業務運営に係る取組方針」に基づく取組状況のほか、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の提言に関する受け止めや実務面への影響等についても、丁寧に聞き取りたいと考えている。
- 各保険会社においては、ヒアリングの対象となった保険代理店から相談や協力依頼があった場合には、親身な対応やご支援をお願いしたい。

5. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

- 2024年12月3日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、
 - ・ 認知症サポーターの養成促進、
 - ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
 - ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発等が盛り込まれている。
- 金融機関の皆様におかれては、令和元年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」とするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

6. 「2024年12月28日からの大雪」、「2025年2月4日からの大雪」及び「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故」にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 2024年12月28日からの大雪、2025年2月4日からの大雪及び流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、青森県内、新潟県内、福島県内及び埼玉県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係

金融機関等に発出した。

- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和6年12月28日からの大雪			
青森県	1月4日（1月7日）	東北財務局	1月7日
○令和7年2月7日からの大雪			
新潟県	2月7日（2月7日）	関東財務局	2月7日
福島県	2月7日（2月7日）	東北財務局	2月10日
○流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故			
埼玉県	1月29日（2月11日）	関東財務局	2月12日

注：内閣府公表日順

7. FSBによりまとめられた移行計画に関するレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。
- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG:Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、ご紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。
- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。
- 本報告書は2025年1月14日にFSBウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照願いたい。

8. フィッシング対策について

○2023年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ5,578件、約87.3億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024年上半期においては、被害件数1,728件、被害総額約24.4億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している。

○金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024年6月の「国民を詐欺から守るための総合対策」（※1）において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術（DMARC（※2））への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー（※3）の普及促進」を掲げている。

※1 国民を詐欺から守るための総合対策（2024年6月18日、犯罪対策閣僚会議）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※2 DMARC（Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance）：SPF・DKIMの認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー（DMARCポリシー）として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※3 パスキー：パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏洩リスクを低減できる効果があるとされている。

○こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024年12月24日、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請を发出した。

○各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

9. サイバーセキュリティセルフアセスメントの結果還元について

○2024年6月下旬に生命保険協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価の集約結果を、2024年10月末に各金融機関へ還元した。

○各金融機関の経営陣におかれては、

・還元した個票を見ると、他の金融機関と比べた自社の状態が分かるようになっているので、

状況を確認していただきたい。

- ・その上で、業態対比で統制が弱い項目について、重要度及び緊急度に応じ、優先順位を付けて対応方針を決定するとともに、必要な人員、予算を投下していただきたい。

○対応方針については、年次の業務計画に盛り込むことなどにより、経営陣において進捗を確認し、遅延や障害があれば原因を確認して是正していただくようお願いしたい。

10. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）の結果還元について

○2024年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）」の評価結果について、2025年1月末、参加金融機関に還元した。

○評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しを始めとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。

○加えて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。

○また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定のシナリオの下での演習に過ぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。

○さらに、演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、生命保険協会を通じて、各業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

11. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

○マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において2024年3月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。

○また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。

○金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。

○公表は2025年3月頃を目指しており、2025年1月20日よりパブリックコメントに付した（締切日は2025年2月20日）。

- 「有効性検証」はマネロンガイドラインで実施が求められており、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話を行う予定なので、パブリックコメント中のドラフトも参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

12. Japan Fintech Week 2025開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024年3月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ13,000人以上の方に参加いただいた。今回は、新たに運営に加わっていただくFintech協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 生成AIなどテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各金融機関に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AIやデジタル資産、保険、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトで随時更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- ・日時：2025年3月3日～7日【コアウィーク】
- ・会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- ・主催：金融庁、一般社団法人Fintech協会
- ・ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考) FIN/SUM 概要

- ・日時：2025年3月4日～7日[4日間] 9:00-18:00
- ・会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・主催：金融庁・日本経済新聞社
- ・ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・チケット登録：1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始

13. サイバー安全保障について

- 2024年6月から11月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024年11月29日に同有識者会議の提言が示された。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html

(内閣官房ウェブサイト)

※同提言等を踏まえ、2025年2月7日にサイバー対処能力強化法案及び同整備法案が閣議決定されている。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo_torikumi/index.html

(内閣官房ウェブサイト)

○今後、本提言を受けた制度整備に当たり、政府全体の取組の中で、金融庁としても業界とよく意見交換してまいりたい。

14. クライメート・トランジション利付国債について

○2024年2月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」(CT国債)が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT国債に投資した旨を表明しているものと認識している。

○CT国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組みであり、政府としても一丸となって取り組んでいる。皆様においても、CT国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション(GX)への機運を高める観点からも有意義と考えている。

15. 令和7(2025)年度税制改正要望の結果について

○金融庁の令和7(2025)年度税制改正要望においては、

- ・「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
- ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
- ・安心な国民生活の実現として、保険関連

などの項目を要望した。

○その結果、2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱においては、

- ・生命保険料控除制度の拡充
- ・企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

○生命保険料控除制度の拡充については、所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、2026年分における当該控除の最高限度額を6万円(現行4万円)とすることとなった。

○企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型DC・iDeCo全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ7,000円引き上がり、iDeCoの拠出限度額は最大で約3倍になることとなった。また、自営業者のiDeCo等の全体の拠出限度額も同

様に7,000円引き上がることとなった。

○引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていききたい。

○税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援をいただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

16. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

○2024年11月22日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。

○今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の3つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。

○金融庁関連としては、

- ・「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
 - ・プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、
 - ・レビキャリ（REVIC の人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、
- などの施策が盛り込まれている。

○金融庁としては、こうした取組みを通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。金融機関の皆様においても、ご理解・ご協力をよろしくお願いしたい。

17. 金融行政モニター制度について

○金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025年で10年目を迎える。

○2024年（1月～12月）は42件のご意見を受け付けており、

- ・保険募集人に対する規制の強化
- ・事業ファクタリングに関する規制法令の制定

などに関するご意見について、金融庁の対応を公表した。

○金融庁としては、受け付けたご意見について、金融行政の改善につなげる観点から前向きに対応していきたいと考えているので、本金融行政モニター制度を生命保険協会傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直なご意見をお寄せいただけると幸い。

(以上)

「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」については、URL (<https://www.fsa.go.jp/common/roten/index.html>) 参照。

4. その他金融庁の動向

- ①「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の開催状況（4月18日）
- ②スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストの公表（4月26日、7月10日、11月11日、1月22日）
- ③「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正（案）の結果等公表（5月17日）
- ④「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の結果等公表（5月17日）
- ⑤「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表（5月24日）結果等公表（7月10日）
- ⑥「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等の公表（5月31日、9月27日、11月26日、3月7日）
- ⑦コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（7））について公表（6月7日）
- ⑧令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表（6月27日）結果等公表（10月30日）
- ⑨「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）及び「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（案）の公表（6月28日）結果等公表（10月4日）
- ⑩「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（6月28日）結果等公表（11月29日）
- ⑪金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の公表（7月2日）
- ⑫「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）の公表（7月2日）結果等公表（9月26日）
- ⑬「2024年 保険モニタリングレポート」の公表（7月3日）
- ⑭「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（案）」の公表および意見募集（7月4日）結果等公表（10月17日）
- ⑮「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストの公表（7月8日、2月3日）

- ⑩「アセットオーナー・プリンシプル」の公表（８月28日）
 - ⑪2024事務年度金融行政方針の公表（８月30日）
 - ⑫保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査結果の公表（９月６日）
 - ⑬「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト（令和６年
７月12日時点）及び投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析（令和６年３月末基準）の掲載
等の公表（９月27日）
 - ⑭令和５年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表（10月23日）結果等公表（２月７日）
 - ⑮「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等の公表（10
月31日）結果等公表（７月23日）
 - ⑯「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（VCRHs）」の策定の公表（11月８日）
 - ⑰「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正の公表（12月２日）
 - ⑱「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表（12月20日）結果等公
表（３月７日）
 - ⑲「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（12月20日）結果等公表（３月28日）
 - ⑳「金融事業者リスト」の報告様式等の改訂・次回の報告受付について公表（１月10日）
 - ㉑令和６年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表（１月17日）結果等公表（３月28日）
 - ㉒「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」の公表（１
月20日）結果等公表（３月31日）
 - ㉓IAISにおけるICSの採択等に伴う「経済価値ベースのソルベンシー規制（第１の柱）に関する告示案」
等の公表（１月31日）結果等公表（７月23日）
 - ㉔「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト（令和７年
１月10日時点）及び投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析（令和６年３月末基準）の掲載
等の公表（３月10日）
 - ㉕「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企
業の持続的成長を促すために～（案）の公表（３月21日）
- 詳細については、金融庁HPを参照。

〔関係団体の動向〕

＜生命保険文化センター＞

1. 第62回中学生作文コンクール入賞者決定

全国の中学生を対象に実施した標記コンクールには、全国779校から26,241編の応募があり、全国賞入賞者8名が決定した（2024年11月5日公表）。

同コンクールは、文部科学省、金融庁、全日本中学校長会の後援、当協会の協賛を得て、1963年の第1回目以来、毎年全国の中学生から生命保険を題材とした作文を募って実施している。

詳細はURL（<https://www.jili.or.jp/press/2024/9755.html>）参照。

2. 2024（令和6）年度「生命保険に関する全国実態調査」の結果を公表

標記調査は、2024年4月5日～5月26日に全国400地点で実施し、2025年1月31日に調査結果を公表した。

同調査は、一般家庭における生命保険の加入実態および生命保険・生活保障に対する考え方を把握することを目的として、1965年以降3年ごとに実施している。前回調査までの世帯員2人以上の世帯の他、今回より単身世帯を対象とする調査も実施している。

詳細はURL（<https://www.jili.or.jp/research/report/zenkokujittai.html>）参照。

3. 「生命保険判例集第28巻」を発行

2025年3月26日、2019・2020年分の判決85件を収録した「生命保険判例集第28巻」（監修：立命館大学 竹濱修特任教授）を発行した。

なお、2018年11月発行の第22巻からCD-ROMとして発行している。

CD-ROM 786ページ 頒布価格9,000円（税込）

詳細はURL（<https://www.jili.or.jp/workshop/hanrei/9945.html>）参照。

＜日本アクチュアリー会＞

2024年度定時会員総会を開催

2024年6月12日、ビジョンセンター東京 京橋401B会議室において、2024年度定時会員総会を開催した。

詳細はURL（<https://www.actuaries.jp/info/20240628-2.html>）参照。

＜日本保険学会＞

2024年度全国大会・総会を開催

2024年10月26日、27日の2日間、中央大学多摩キャンパスで2024年度全国大会・総会を開催した。

全国大会の詳細はURL（<http://www.js-is.org/?p=7217>）参照。

＜日本保険医学会＞

第121回定時総会を開催

2024年10月10日、11日の両日、有楽町朝日ホールで第121回定時総会を開催した。

詳細はURL（<https://aimj.org/meeting.html>）参照。

＜生保労連＞

第56回定期大会を開催

生保労連（全国生命保険労働組合連合会）は、2024年8月22日、東京都荒川区のホテルラングウッドにおいて、第56回定期大会を開催し、2024年度運動方針等を承認、決定した。

＜生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会＞

第54回定時総会を開催

2024年5月30日、CNAアリーナ★あきた サブアリーナで第54回定時総会を開催した。

＜トータル・ライフ・コンサルタント会＞

第53回定時総会を開催

2024年6月21日、（一社）日本交通協会会議室で第53回定時総会を開催した。

＜生命保険アンダーライティング学院＞

1. 第49期卒業式を開催

2024年8月27日、明治安田ホールで第49期卒業式を開催した。

2. 第50期入学式を開催

2024年9月4日、Alice aqua garden Tokyo銀座で第50期入学式を開催した。

＜生命保険修士会＞

50年記念定時総会を開催

2024年10月16日、如水会館 オリオンルームで50年記念定時総会を開催した。

〔隣接業界の動向〕

＜金融・保険団体＞

金融・保険団体の会長の交代

全国銀行協会、信託協会、日本損害保険協会は、次のとおり新会長を選任した。

＜新会長＞

全国銀行協会	福留 朗裕	三井住友銀行頭取（2024年4月1日付）
信託協会	高倉 透	三井住友トラスト・ホールディングス取締役執行役社長CEO （2024年4月3日付）
日本損害保険協会	城田 宏明	東京海上日動社長（2024年6月30日付）

＜日本損害保険協会＞

1. 2023年度損害保険代理店統計を公表

2024年7月31日、日本に損害保険代理店を有する国内損害保険会社31社および外国損害保険会社10社の2023年度末における代理店実在数や募集従事者数等を取りまとめ、ホームページにて公表した。

詳細はURL（https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i00000037kf-att/0731_01.pdf）参照。

2. 「募集コンプライアンスガイド」（追補版）を策定

2024年7月25日、募集品質の更なる向上に向けて、会員各社が適切に代理店指導を行えるように「募集コンプライアンスガイド」の追補版を策定し、ホームページに掲載した。

追補版では、金融庁が設置した「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」で示された課題の概要を取りまとめるとともに、「代理店に対する不適切な便宜供与の禁止」を新設したほか、「独占禁止法の遵守」について取りまとめている。

詳細はURL（https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i00000037gy-att/240725_02.pdf）参照。

3. 「募集コンプライアンスガイド」（追補版）を改定

2024年12月26日、募集品質の更なる向上に向けて、会員各社がより適切に代理店指導を行えるように「募集コンプライアンスガイド」の追補版を改定し、ホームページに掲載した。

今回の改定では、金融庁が設置した「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」および金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」での議論等を受けて、「顧客本位の業務運営の実現」および「利益相反管理」を新設したほか、「推奨販売」および「特別利益

の提供の禁止」について、基本的な考え方を改めて整理している。

詳細はURL (https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf) 参照。

4. 「募集コンプライアンスガイド」(情報管理版) を策定

2024年3月28日、募集品質の更なる向上に向けて、会員各社が適切に代理店指導を行えるように「募集コンプライアンスガイド」の情報管理版を策定し、ホームページに掲載した。

情報管理版では、損害保険業界として情報管理を強化する取組みの一環として、「個人情報の管理」を改めて取りまとめるとともに、これまで本ガイドに解説等がなかった、「保険募集人の健全かつ適切な業務運営」「情報セキュリティ管理」を新設している。

詳細はURL (https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i00000077ro-att/250328_03.pdf) 参照。

IV 関係法令

1. 関係法令の改正

公 布 日	題 名 (法令番号)	内 容
令和 6 年 5 月 17 日	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和 6 年内閣府令第 57 号)	外国で一般事業を併せ営む金融関連業務会社の業務範囲を緩和するため、第 4 条で保険業法施行規則 (平成 8 年大蔵省令第 5 号) の一部を改正するもの。 ・ 施行: 令和 6 年 5 月 18 日
令和 6 年 6 月 19 日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 56 号)	附則第 15 条で保険業法 (平成 7 年法律第 105 号) の一部を改正するもの。 ・ 施行: 令和 8 年 1 月 1 日
令和 6 年 10 月 30 日	金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (令和 6 年内閣府令第 89 号)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 79 号。公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)について、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うもの。 ・ 施行: 令和 6 年 11 月 1 日
令和 6 年 11 月 29 日	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和 6 年内閣府令第 104 号)	関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、銀行法施行規則等の一部を改正するもの。 ・ 施行: 令和 6 年 11 月 30 日
令和 7 年 2 月 7 日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (令和 7 年政令第 30 号)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 79 号) の一部 (同法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定) の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うもの。 ・ 施行: 令和 7 年 4 月 1 日
令和 7 年 2 月 7 日	金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (令和 7 年内閣府令第 8 号)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 79 号) の一部 (同法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定) の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うもの。 ・ 施行: 令和 7 年 4 月 1 日
令和 7 年 3 月 28 日	金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (令和 7 年内閣府令第 23 号)	「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 32 号。公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)について、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うもの。 ・ 施行: 令和 7 年 5 月 1 日
令和 7 年 3 月 28 日	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和 7 年内閣府令第 24 号)	銀行法施行規則 (昭和 57 年大蔵省令第 10 号)、保険業法施行規則 (平成 8 年大蔵省令第 5 号) 等の各別紙様式について、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表 (2024 年 3 月 22 日企業会計基準委員会) 及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 等の改正を踏まえ、損益計算書に「国際最低課税額に対する法人税等」勘定を追加するもの。 ・ 施行: 令和 7 年 3 月 31 日

２．「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正

公表日	適用日	改正内容	改正指針
令和6年5月17日	令和5年5月18日	銀行等の付随業務として、銀行子会社及び兄弟会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務を明確化するもの	【本編】 Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－13 法第10条第2項の業務の取扱い Ⅲ－2－13－2「その他の付随業務」の取扱い (1)
令和6年5月17日	令和6年5月17日	デジタル庁が策定した「処分通知等のデジタル化に係る共通課題への対応について基本的な考え方（デジタル社会推進実践ガイドブック）」（令和5年3月31日）において、原則全ての対政府の申請等について令和7年末までにデジタル化を図る必要があるとされていることを踏まえ、所要の改正を行うもの	【本編】 Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－1－11 書面・対面による手続きについての留意点 Ⅲ－1－12 申請書等を提出するに当たっての留意点 少額短期保険業者向けの監督指針【本編】 Ⅲ 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－1－10 書面・対面による手続きについての留意点 Ⅲ－1－11 申請書等を提出するに当たっての留意点 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針【本編】 Ⅲ 認可特定保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－1－10 書面・対面による手続きについての留意点 Ⅲ－1－11 申請書等を提出するに当たっての留意点 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針【本編】 Ⅱ 指定紛争解決機関の監督に係る事務処理上の留意点等 Ⅱ－7 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅱ－7－1 書面・対面による手続きについての留意点 Ⅱ－7－2 申請書等を提出するに当たっての留意点

公表日	適用日	改正内容	改正指針
令和6年7月10日	令和6年7月10日	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、金融機関等に対し、金融に関する措置を講ずることを要請する旨定めているが、要請内容の明確化のため、所要の改正を行うもの	【本編】 Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－７ 災害における金融に関する措置 Ⅲ－１－７－１ 災害地に対する金融上の措置 Ⅲ－１－７－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 【本編】 Ⅲ 認可特定保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置 Ⅲ－１－６－１ 災害地に対する金融上の措置 Ⅲ－１－６－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置
令和6年10月4日	令和6年10月4日	近年のサイバーリスクの深刻化に対処していくため、所要の改正を行うもの	【本編】 Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－３ 統合的リスク管理態勢 Ⅱ－３－13 オペレーショナル・リスク管理態勢 Ⅱ－３－13－２ システムリスク管理態勢 Ⅱ－３－13－２－１ 意義 Ⅱ－３－13－２－２ 主な着眼点 (５) サイバーセキュリティ管理

公表日	適用日	改正内容	改正指針
令和6年10月30日	令和6年11月1日	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）について、所要の規定の整備を行うもの	【本編】 Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－4 業務の適切性 Ⅱ－4－2－2 保険契約の募集上の留意点 （8）法第300条第1項第5号関係 ③ Ⅱ－4－4 顧客保護等 Ⅱ－4－4－1 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務 （金融サービス提供法第2条） 少額短期保険業者向けの監督指針【本編】 Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢 Ⅱ－3－1－1 意義 Ⅱ－3－3 保険募集管理態勢 Ⅱ－3－3－1 適正な保険募集管理態勢の確立 Ⅱ－3－3－2 保険契約の募集上の留意点 （7）法第300条第1項第5号関係 ③ 規則第234条第1項第1号関係 Ⅱ－3－5 顧客保護等 Ⅱ－3－5－1 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務 （金融サービス提供法第2条） 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針【本編】 Ⅱ 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢 Ⅱ－3－1－1 意義 Ⅱ－3－1－2 主な着眼点 Ⅱ－3－1－3 監督手法・対応 Ⅱ－3－5 利用者の保護等 Ⅱ－3－5－1 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務 （金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）
令和6年12月2日	令和6年12月2日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号）が令和6年12月2日から施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うもの	【本編】 Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－1 特定保険募集人の登録等事務 （1）特定保険募集人の登録（法第276条関係） ⑥ 登録申請書の添付書類 オ. （ウ）有効期限内の以下の書類の写し 少額短期保険業者向けの監督指針【本編】 Ⅲ 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－4 少額短期保険募集人の登録事務 （1）登録申請書等の受理及び確認 ⑨ 登録申請書の添付書類 カ. （ウ）有効期限内の次の書類の写し

公表日	適用日	改正内容	改正指針
令和7年2月7日	令和7年4月1日	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）の一部（同法附則第1条第4号に掲げる規定）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの	【本編】 II 保険監督上の評価項目 II－4 業務の適切性 II－4－4 顧客保護等 II－4－4－2 顧客に対する説明責任、適合性原則 II－4－4－2－3 特定保険契約における適合性原則 （1）特定保険契約の内容の適切な把握 （2）顧客の属性等の的確な把握、効果的活用及びその管理の徹底 （3）特定保険契約の販売・勧誘に際しての合理的根拠についての検討・評価 （4）不適當な販売・勧誘行為 （5） （6）顧客に対する説明・説明態勢に関する主な着眼点
令和7年3月7日	令和7年3月7日	銀行業高度化等会社の業務内容を変更する場合又は当該業務と異なる業務を新たに営む場合において、業務の大幅な変更がない等の場合に、新規業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更するとともに、当該場合における報告事項等を定めるため、所要の改正を行うもの	【本編】 III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 III－2 保険業法等に係る事務処理 III－2－2 子会社等 III－2－2－5 他業保険業高度化等会社 （1）基本的な考え方 【様式・参考資料編】 I. 申請書等様式集 （2）保険持株会社関係（別紙様式1～24） 別紙様式19

V そ の 他

〔諸 統 計〕

1. 2024年度生命保険事業概況（全41社合計）

(1) 主要契約状況

（単位：件、人、百万円、％）

	新規契約（４月～３月）				保有契約（３月末）				純増加金額 （４月～３月）
	件数・被保険者数		金 額		件数・被保険者数		金 額		
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
個人保険	17,625,606	102.5	53,414,230	99.0	195,301,199	100.2	778,990,245	98.5	△ 11,798,518
個人年金保険	1,495,462	112.5	9,339,727	113.8	20,067,897	100.6	104,142,897	102.0	2,039,172
団体保険	509,601	58.0	4,067,889	42.8	42,281,519	100.6	420,958,151	101.2	4,919,394
団体年金保険	15	12.8	733	283.0	13,452,827	84.4	35,383,701	97.9	△ 759,086
財形保険	3,644	91.7	476	69.6	256,824	92.5	922,769	94.1	△ 58,252
財形年金保険	717	71.9	31	36.5	118,562	94.2	251,205	93.9	△ 16,352
医療保障保険	63,020	68.0	74	46.0	2,336,090	101.4	9,475	98.7	△ 120
就業不能保障保険	3,519	101.9	54,286	101.5	263,824	106.4	82,781	108.0	6,137

（注） 個人保険および個人年金保険の新規契約件数には転換後契約の件数を含み、新規契約金額には転換による純増加金額を含む。

(2) 年換算保険料

（単位：百万円、％）

	新規契約（4月～3月）		保有契約（3月末）	
		対前年比		対前年比
個人保険	1,965,051	105.2	22,144,887	100.0
個人年金保険	600,884	95.0	6,139,905	101.2
合計	2,565,944	102.6	28,284,812	100.2
（うち第三分野）	555,527	103.7	7,306,225	100.8

(4) 主要資産運用状況

（単位：百万円、％）

	月末残高（3月末）		
		構成比	対前年比
現金及び預貯金	8,384,611	2.0	84.5
コールローン	3,301,498	0.8	125.7
買入金銭債権	1,461,953	0.3	101.3
金 銭 の 信 託	11,675,822	2.8	103.8
有 価 証 券	347,150,747	82.9	97.6
（国 債）	163,700,537	39.1	99.0
（地 方 債）	5,027,185	1.2	87.0
（社 債）	24,771,846	5.9	97.8
（株 式）	29,892,881	7.1	90.1
（外国証券）	105,276,140	25.2	98.3
貸 付 金	28,216,821	6.7	95.9
（一般貸付）	25,682,690	6.1	95.6
有形固定資産（注1）	6,374,913	1.5	101.4
運 用 資 産（注2）	407,171,279	97.3	97.4
総 資 産（注3）	418,522,204	100.0	97.6

(3) 主要収支状況

（単位：百万円、％）

	金額（4月～3月）	
		対前年比
収 入 保 険 料	36,803,709	98.1
資 産 運 用 収 益 （利息及び配当金等収入）	12,223,744 9,101,784	67.2 106.5
保 険 金①	9,059,030	97.4
年 金②	4,777,241	100.8
給 付 金③	5,069,744	106.7
小計（①＋②＋③）	18,906,015	100.6
解 約 返 戻 金④	11,871,131	104.1
そ の 他 返 戻 金⑤	1,837,896	162.2
小計（④＋⑤）	13,709,027	109.3
資 産 運 用 費 用	5,623,895	113.0
事 業 費	5,177,165	103.3

※数値は各社の決算案を集計したもの。

2. 2025年3月末現在の企業年金の受託概況

当協会および信託協会・全国共済農業協同組合連合会・運営管理機関連絡協議会の調査による2025年3月末における企業年金の契約状況は、次のとおりである。

1. 企業年金（確定給付型）の受託概況

(1) 企業年金（確定給付型）の受託件数は、厚生年金基金が4件、確定給付企業年金が11,653件となった。

(2) 企業年金（確定給付型）の資産残高は、対前年比2兆2,399億円減（対前年比2.5%減）の84兆1,901億円となった。資産残高の内訳は、厚生年金基金が15兆3,929億円（対前年比4.3%減）、確定給付企業年金が68兆7,972億円（対前年比2.1%減）となっている。

なお、業界別の内訳は、信託業界6兆4,050億円（78.9%）、生命保険業界17兆3,516億円（20.6%）、JA共済連4,334億円（0.5%）となっている。

(3) 企業年金（確定給付型）の加入者数は、それぞれ厚生年金基金が11万人、確定給付企業年金が887万人となっている。加入者総数では、制度への重複加入はあるものの、899万人と、第1号厚生年金保険被保険者数4,211万人（2024年3月末）から推計すれば、民間サラリーマンの約21%が企業年金（確定給付型）に加入していることになる

企業年金（確定給付型）の受託概況（2025年3月末現在）

		受託件数 (基金、件)	資産残高（時価）			加入者数 (万人)
			(億円)	構成比 (%)	対前年比 増減率 (%)	
厚生年金基金	信託銀行	4	148,648	96.6%	△ 4.2%	11
	生保会社	-	5,280	3.4%	△ 7.3%	-
	小計	4	153,929	100.0%	△ 4.3%	11
確定給付企業年金	信託銀行	3,735	515,401	74.9%	△ 2.3%	611
	生保会社	7,623	168,235	24.5%	△ 1.6%	268
	JA共済連	295	4,334	0.6%	△ 0.5%	7
	小計	11,653	687,972	100.0%	△ 2.1%	887
合計		11,657	841,901		△ 2.5%	899

- (注) 1. 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。
2. 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。
3. 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。
4. 生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

2. 確定拠出年金（企業型）の統計概況

- (1) 確定拠出年金（企業型）の規約数は、対前年比212件（対前年比2.9%）増加の7,434件となった。
- (2) 確定拠出年金（企業型）の資産額は、対前年比1兆82億円（対前年比4.4%）増加の23兆6,894億円となった。
- (3) 確定拠出年金（企業型）の加入者数は、対前年差32万人（対前年比3.8%）増加の862万人となった。

確定拠出年金（企業型）の統計概況（2025年3月末現在）

	規約数		資産額（時価）		加入者数	
		対前年比 増減率		対前年比 増減率		対前年比 増減率
	(件)	(%)	(億円)	(%)	(万人)	(%)
確定拠出年金 （企業型）	7,434	2.9%	236,894	4.4%	862	3.8%

（注）上記のデータは、記録関連運営管理機関4社（SBIベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパンDC証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株)）で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したもの。

〔日 誌〕

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
4月	16 2024年度も介護・保育の専門家を目指す全国の学生に 総額6,864万円の奨学金を支給することを公表 19 理事会（次期会長に永島英器明治安田生命社長を内定） ▼ 清水会長、協会会議室にて記者会見 ▼ 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新について公表 ▼ 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組みについて公表 ▼ 「子育て支援等に係る報告書」および「情報提供冊子『知っておきたい子育てに役立つ知識 子育て支援制度』」について公表 ▼ 「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」について公表	1 アクサ生命とアクサダイレクト生命との合併（アクサ生命を存続会社として） ▼ 朝日生命、社長に石島健一郎氏が就任 ▼ なないろ生命、社長に諸橋武氏が就任 ▼ ニッセイ・ウェルス生命、社長に館誠一氏が就任 ▼ ネオファースト生命、社長に上原高志氏が就任 ▼ フコクしんらい生命、社長に森下俊彦氏が就任 ▼ メディケア生命、社長に西野貴智氏が就任 ▼ 住友生命、シンガポール駐在員事務所の設立について公表 2 なないろ生命、株式会社ZENB HOLDINGSとのマーケティング会社共同設立について公表	2 日本銀行、短観（3月）＜調査全容＞について公表 ▼ 金融庁、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂版について公表 3 金融庁、リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2023事務年度中間報告）について公表 5 金融庁、金融経済教育推進機構の設立について公表 11 金融庁、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の改正について公表 16 金融庁、「NGFSシナリオの活用方法に関する調査」報告書を公表 17 金融庁、「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査」報告書について公表 18 金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第29回）開催 19 経済産業省、GX推進機構の設立を認可、理事長を内定（筒井 義信 日本生命代表取締役会長）	1 全国銀行協会、会長に福岡朗裕三井住友銀行頭取が就任 2 日本経済団体連合会、経団連カーボンニュートラル行動計画－2050年カーボンニュートラルに向けたビジョンと2023年度フォローアップ結果 総括編（2022年度実績）〔確定版〕－について公表 3 信託協会、会長に高倉透三井住友トラスト・ホールディングス取締役執行役社長CEOが就任 10 信託協会、第99回信託大会を開催 16 日本経済団体連合会、「高齢社員のさらなる活躍推進に向けて」について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
		10 日本生命、米ドル建劣後特約付社債の発行について公表 11 日本生命、シンガポール現地法人Nippon Life Asia Pacificによるインド子会社の設立について公表	23 金融庁、金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2023年度）について公表 24 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第27回）開催 25 金融庁、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（第2回）開催 26 金融庁、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストの更新について公表 30 金融庁、「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」（第1回）開催	
5月	10 公正取引委員会等の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」等に対し意見提出 16 2024年度も保育所・放課後児童クラブを対象とした助成活動（総額2,500万円）を実施することを公表 30 企業年金（確定給付型）の受託概況（令和6年3月末現在）を公表 ▼ 確定拠出年金（企業型）の統計概況（令和6年3月末現在）を公表	9 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」からの出資による株式会社エナジードとの子どもの教育領域における事業共創について公表 ▼ 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」からの出資によるThe Empathy Project Ltd.との包括的なグリーフケアの取り組み開始について公表 15 日本郵政、日本郵便、かんぽ生命、アフラック・インコーポレーテッド、アフラック生命、「資本関係に基づく戦略提携」における持分法適用と提携関係の発展について公表 ▼ かんぽ生命、大和証券グループとの資産運用分野における資本業務提携について公表 16 日本生命、米国株式会社コアブリッジの株式取得に関する合意について公表	17 金融庁、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等について公表 24 金融庁、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（第3回）開催 ▼ 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第28回）開催	30 信託協会、「企業年金（確定給付型）の受託概況」（令和6年3月末現在）を公表 ▼ 信託協会、「確定拠出年金（企業型）の統計概況」（令和6年3月末現在）を公表 ▼ JA共済、「企業年金（確定給付型）の受託概況」（令和6年3月末現在）を公表 31 生命保険ファイナンス・アドバイザー協会（JAIFA）、2024年次大会を秋田で開催

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
		17 住友生命、東京大学などと共同で新たに設立した一般社団法人「WE AT」について公表	▼ 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表 28 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議」（第23回）開催 ▼ 金融庁、「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」（第2回）開催 29 金融庁、経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性等について公表 31 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：令和6年1月1日～同年3月31日）について公表	
6月	14 理事会 ▼ 清水会長、協会会議室にて記者会見 ▼ 副会長および委員会委員長の内定について公表 ▼ 「生命保険協会 SR報告書2024」を公表～2023年度の生命保険協会の社会的責任活動の報告～ 19 IAIS「気候リスクの監督ガイダンスに関する市中協議（Part 3）」に対し意見提出 27 IAIS「包括的枠組み等の見直しに関する市中協議」に対し意見提出	13 ソニー生命、株式会社クレディセゾンとの業務提携に向けた基本合意締結を公表 17 SBI生命、社長に篠原秀典氏が就任 24 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」からの出資による株式会社SOXAIとのウェルビーイングサービスの創出・拡充に向けた事業共創について公表 ▼ 楽天生命、社長に杉山蘭房氏が就任 28 住友生命、円建永久劣後ローンによる調達の実施について公表	4 金融庁、「金融・資産運用特区実現パッケージ」を公表 5 厚生労働省、令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況を公表 7 金融庁、コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（7））を公表 ▼ 金融庁、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（第4回）開催 ▼ 金融庁、コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について公表 ▼ 金融庁、金融機関におけるEMP取組事例の把握・公表について公表（新興運用業者促進プログラム（日本版EMP））	5 日本少額短期保険協会、2024年通常総会開催 12 日本アクチュアリー会、2024年度定時会員総会開催 17 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「DEI監督に関するアプリケーション・ペーパー」への意見提出を公表 24 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「気候リスク監督ガイダンス（ICPガイダンス・支援文書）」への意見提出を公表 26 日本損害保険協会、令和5年度損保決算概況について公表 28 日本損害保険協会、定時社員総会開催、会長に城田宏明東京海上日動社長が就任

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	28 第11回定時社員総会		10 金融庁、「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」(第11回)開催 14 金融庁、主要生損保の令和6年3月期決算の概要について公表 ▼ 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表 17 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議」(第24回)開催 21 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第29回)開催 ▼ 金融庁、「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」の一部改正(案)を公表 25 金融庁、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書を公表 26 金融庁、「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」(第3回)開催 ▼ 金融庁、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表 ▼ 金融庁、「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」の改訂版を公表 27 日本銀行、資金循環統計(速報)(2024年第1四半期)及び週及改定を公表 ▼ 金融庁、第66回金融トラブル連絡調整協議会開催 ▼ 金融庁、「職域等における金融経済教育を推進するための手法等に関する調査」報告書を公表	▼ 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「包括的枠組みに関連する監督文書の改定案」への意見提出を公表 ▼ 日本アクチュアリー会、「保険負債の検証責任者」の適格性に関するフレームワーク(案)を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			▼ 金融庁、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表 28 金融庁、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(2024年6月)を公表 ▼ 金融庁、大手損害保険会社の保険料調整行為等に係る追加調査の結果について公表 ▼ 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)及び「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」(案)を公表 ▼ 金融庁、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表	
7月	3 「介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度」奨学生286名を決定 8 「セイホスカラーシップ」2024年度奨学生7名を決定～アジアからの私費留学生へ1名あたり総額240万円を給付し、勉学を支援～ 12 IASB公開草案「企業結合－開示、のれん及び減損」に対し意見提出 18 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針改正案」に対し意見提出 19 臨時社員総会、理事会(会長に永島英器明治安田生命社長就任) ▼ 永島会長、協会会議室にて記者会見 ▼ 生命保険協会会長就任にあたって(所信)公表	4 住友生命、睡眠習慣改善サービスの開発に向けた株式会社ACCELStarsへの出資について公表 19 イオン・アリアンツ生命、増資の実施について公表、増資後の資本金および資本準備金の合計467億9,990万円 29 日本生命、円建劣後ローンによる調達の実施について公表 31 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからジオフラ株式会社への出資について公表	2 日本銀行、短観(6月)＜調査全容＞について公表 ▼ 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告を公表 ▼ 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂案)を公表 3 金融庁、「2024年 保険モニタリングレポート」を公表 4 金融庁、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項(案)」および意見募集について公表 5 金融庁、『「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」対話から得られた示唆』を公表 ▼ 金融庁、リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等(2023事務年度)について公表	16 日本損害保険協会、「令和7年度税制改正要望」を決定 25 日本損害保険協会、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)の策定について公表 30 国立社会保障・人口問題研究所、令和4(2022)年度「社会保障費用統計」を公表 31 日本損害保険協会、2023年度損害保険代理店統計について公表 ▼ JA共済連(全国共済農業協同組合連合会)、令和6年通常総代会を開催

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	▼ 令和7年度税制改正に関する要望について公表 25 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に関する意見募集に対し意見提出 29 個人情報保護委員会の「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集に対し意見提出 31 SSBJ「サステナビリティ開示基準の公開草案」に対し意見提出		8 金融庁、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストについて公表 9 金融庁、「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会課題と関係者の今後の取組への期待」を公表 ▼ 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表 10 金融庁、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストの更新について公表 ▼ 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について公表 11 金融庁、「令和4年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表 16 金融庁、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」(第10回)開催 18 金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の改正について公表 26 金融庁、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点について公表 ▼ 厚生労働省、令和5年簡易生命表の概況を公表	
8月		1 SOMPOひまわり生命、本社移転(千代田区霞が関)	22 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について公表	1 日本損害保険協会、SSBJ「サステナビリティ開示基準」の公開草案に対する意見提出を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
		7 富国生命、基金の募集について公表 8 日本生命、事業共創の加速に向けたアスエネ株式会社への出資について公表 14 明治安田生命、米国子会社スタンコープ社によるオールステート社の任意加入型団体保険事業の買収について公表 29 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」からの出資による株式会社400Fとの事業共創について公表	23 金融庁、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点について公表 26 金融庁、第53回金融審議会総会・第41回金融分科会合同会合開催 27 金融庁、「Japan Fintech Week 2025」の開催について公表 ▼ 金融庁、金融経済教育推進機構（J-FLEC）における講師派遣（出張授業）の申込およびJ-FLEC認定アドバイザーの認定申請の受付開始、並びに「J-FLEC キックオフ記者発表会」の開催について公表 ▼ 厚生労働省、「令和6年版厚生労働白書」を公表 28 金融庁、「アセットオーナー・プリンシプル」の策定について公表 30 金融庁、2024事務年度金融行政方針について公表 ▼ 金融庁、令和7年度税制改正要望について公表 ▼ 金融庁、「令和5年度実績評価書」等について公表	2 サステナビリティ基準委員会、サステナビリティ開示基準の公開草案に寄せられたコメントを公表 15 日本公認会計士協会、「業種別委員会実務指針第72号「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」および「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について公表 ▼ 日本公認会計士協会、保証業務実務指針2450「生命保険会社における任意の四半期レビューに係る実務指針」の廃止について公表 22 生保労連、第56回定期大会開催 28 こくみん共済 coop、第142回通常総会開催 30 日本公認会計士協会、「業種別委員会研究報告第8号「金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項」の改正について」を公表
9月	19 IAIS「多様な消費者の公正な取扱いの実現に関する適用文書（案）」に対し意見提出	5 明治安田生命、米ドル建劣後特約付社債の発行について公表	6 金融庁、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について公表	17 全国銀行協会、確定拠出年金制度に関する改善要望について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	20 理事会 ▼ 永島会長、協会会議室にて記者会見 ▼ 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対し意見提出 30 諸外国の規制に係る金融庁規制要望調査に対し要望提出	26 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」から株式会社ファミワンへの追加出資について公表	▼ 金融庁、保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について公表 ▼ 金融庁、経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト（2024年）の仕様書及びテンプレートについて公表 10 金融庁、「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」を公表 13 金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」に対するパブリックコメントの結果等について公表 17 厚生労働省、令和5年（2023）人口動態統計（確定数）の概況を公表 19 日本銀行、資金循環統計（速報）（2024年第2四半期）を公表 26 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 27 金融庁、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（第1回）開催	18 日本証券業協会他、令和7年度税制改正に関する要望を公表 19 日本商工会議所、「令和7年度税制改正に関する意見」を公表 ▼ 全国銀行協会、令和7年度税制改正に関する要望を公表 ▼ 信託協会、令和7年度税制改正要望を決定 ▼ 日本損害保険協会、「政策保有株式に係るガイドライン」の策定について公表 ▼ 日本損害保険協会、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」の策定について公表 ▼ 日本損害保険協会、「代理店業務品質評価に関する第三者検討会」の設置について公表 26 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「多様な消費者の公正な取扱いを実現する方法に関するアプリケーション・ペーパー」への意見提出を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			▼ 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト（令和6年7月12日時点）及び投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析（令和6年3月末基準）の掲載等について公表 ▼ 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：令和6年4月1日～同年6月30日）について公表	30 日本経済団体連合会、次期年金制度改正に向けた基本的見解を公表
10月	10 IAIS「オペレーショナル・レジリエンスの目標〔およびツールキット〕に関する適用文書（案）」に対し意見提出 18 内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン」に対し要望提出 25 IAIS「気候リスクの監督ガイダンス（パート4）」に対し意見提出	8 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからBoston Medical Sciences 株式会社への出資について公表 31 アフラック生命、T&Dホールディングス、アフラックペット少額短期保険株式会社の株式譲渡に関する契約締結を公表	2 日本銀行、短観（9月）＜調査全容＞について公表 3 金融庁、金融機関等のAIの活用実態等に関するアンケート調査について公表 4 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）及び「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 8 金融庁、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）」について公表 15 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表 16 金融庁、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（第2回）開催	2 日本証券業協会他、令和6年全国証券大会開催（於：経団連会館） 3 日本経済団体連合会、令和7年度税制改正に関する提言を公表 10 日本保険医学会、第121回定時総会開催（於：有楽町朝日ホール、11日まで） 15 日本経済団体連合会、企業の生物多様性への取組に関するアンケート調査概要＜2023年度調査＞を公表 16 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「オペレーショナルレジリエンスの目標に関するアプリケーションペーパー」への意見提出を公表 ▼ 生命保険修士会、50年記念定時総会開催（於：如水会館）

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			17 金融庁、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」に対するパブリックコメントの結果等について公表 18 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議」（第25回）開催 ▼ 金融庁、「スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」（令和6年度第1回）開催 ▼ 金融庁、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点について公表 23 金融庁、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表 30 金融庁、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（第3回）開催 ▼ 金融庁、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について公表 31 金融庁、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等を公表 ▼ 公正取引委員会、損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について公表	17 信託協会、規制改革に関する提案提出を公表 ▼ 日本公認会計士協会、「業種別委員会研究報告第4号「生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例」の改正について」を公表 18 日本損害保険協会、10月18日は「東アジア保険の日」～城田協会長がメッセージを発信～ 26 日本保険学会、令和6年度全国大会・総会開催（於：中央大学、27日まで） 29 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「気候リスク監督ガイダンス（第4弾）」への意見提出を公表
11月	1 「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」助成施設を決定～総額2,500万円を全47都道府県の150施設に助成～	12 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドから株式会社miiveへの出資について公表	6 金融庁、気候変動リスク産官学連携ネットワーク公開シンポジウム～サステナビリティ情報開示における気候関連データの活用と「リスクと機会」への実践～の開催について公表	5 生命保険文化センター、第62回中学生作文コンクール入賞者決定

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	15 Japan Weeks 日本経済新聞社主催「「資産運用立国とGXの実現」シンポジウム」への永島協会長の登壇について公表 ▼ 理事会 ▼ 永島会長、協会会議室にて記者会見 29 金融庁の「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等に対し意見提出	▼ 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドから株式会社スマートバンクへの出資について公表 14 かんば生命、自己株式の取得について公表 ▼ 日本生命、ライク株式会社との資本業務提携および「保育イノベーションコンソーシアム」の組成について公表 25 ライフネット生命、本社移転（千代田区二番町） 27 日本生命、介護サービスの共創に向けた株式会社ゼストへの出資について公表 29 イオン・アリアンツ生命、増資の実施について公表、増資後の資本金および資本準備金の合計492億9,990万円	8 金融庁、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（VCRHs）」の策定について公表 ▼ 環境省、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2024年版」を公表 11 金融庁、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストの更新について公表 15 金融庁、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（第4回）開催 ▼ 金融庁、保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会による国際資本基準（ICS）の採択に向けた承認及び米国合算手法（AM）の比較可能性評価の終了について公表 18 金融庁、「スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」（令和6年度第2回）開催 26 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：令和6年7月1日～同年9月30日）について公表 28 金融庁、事業者支援の促進及び金融の円滑化について公表 29 金融庁、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等について公表	6 日本公認会計士協会、「業種別委員会実務指針「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い」」（公開草案）を公表 21 日本公認会計士協会、「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」の改正を受けた業種別委員会実務指針の改正について」を公表 25 生命保険文化センター、「2024（令和6）年度 生命保険に関する全国実態調査（速報版）」を公表 29 日本アクチュアリー会、保険負債の検証レポート記載要領等（2024年11月）、保険負債等の評価・検証に関するガイダンス（案）を公表 ▼ 日本アクチュアリー会、「保険負債の検証責任者」の適格性に関するフレームワーク（案）を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
12月	11 スチュワードシップ活動ワーキング・グループによる協働エンゲージメントの実施について公表 16 佐々木副会長の国際保険協会連盟（GFIA）執行委員への就任について公表 20 保険監督者国際機構（IAIS）による国際資本基準（ICS）の採択について公表 ▼ 与党「令和7年度税制改正大綱」に関するコメントを公表 26 金融庁の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）に対し意見提出（政策保有株式の開示関係）	4 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからamptalk株式会社への出資について公表 10 日本生命、米国株式会社コアブリッジの株式取得完了について公表 11 日本生命、レゾリューションライフの完全子会社化等について公表 18 明治安田生命、未来共創投資からCHEERS株式会社への出資について公表	2 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正について公表 5 金融庁、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（第5回）開催 12 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議」（第26回）開催 ▼ 金融庁、「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」を公表 13 金融庁、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（第6回）開催 ▼ 金融庁、主要生損保の令和6年9月期決算の概要について公表 16 日本銀行、短観（12月）＜調査全容＞について公表 ▼ 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントの結果等について公表 18 日本銀行、資金循環統計（速報）（2024年第3四半期）を公表 ▼ 金融庁、「顧客の立場に立った良質な金融アドバイスの普及へ向けた環境整備に関する調査」報告書を公表 ▼ 金融庁、「令和6年度金融庁政策評価実施計画」等の策定について公表 20 金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表 ▼ 金融庁、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表	3 国際保険協会連盟（GFIA）、下半期総会開催（於: 南ア・ケープタウン、4日まで） 5 保険監督者国際機構（IAIS）、年次カンファレンス開催（於: 南ア・ケープタウン、6日まで） 20 日本損害保険協会、「代理店業務品質に関する評価指針」（案）の策定について公表 26 日本損害保険協会、「募集コンプライアンスガイド」（追補版）の改定について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			▼ 金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）を公表 ▼ 金融庁、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点について公表 24 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表 25 金融庁、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書を公表 ▼ 金融庁、金融機関の内部監査高度化に関する懇談会について公表 27 金融庁、令和7年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について公表 ▼ 金融庁、「金融庁の1年（2023事務年度版）」を公表 ▼ 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表	
1月	6 永島協会会長年頭所感を公表 31 IAIS「グローバル・モニタリング・エクササイズにおける補助的指標に関する市中協議」に対し意見提出	14 FWD生命、社長に伊地知剛氏が就任 ▼ 大同生命、中小企業の「事業承継」を支援するファンドへの出資について公表 16 第一生命、米ドル建永久劣後特約付社債の発行について公表 17 日本生命、ユーロ建劣後特約付社債の発行について公表	6 金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の改正について公表 10 金融庁、令和7年のグローバル・マネー・ウィーク（Global Money Week）について公表 ▼ 金融庁、「金融事業者リスト」の報告様式等の改訂・次回の報告受付について公表 17 金融庁、令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表 20 金融庁、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」を公表	14 日本経済団体連合会、会長候補者の内定（筒井義信 日本生命保険会長）について公表 31 生命保険文化センター、「2024（令和6）年度生命保険に関する全国実態調査」（2025年1月発行）を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			22 金融庁、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書を公表 ▼ 金融庁、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストの更新について公表 23 金融庁、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」（第1回）開催 24 金融庁、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」（第11回）開催 31 金融庁、IAISにおけるICSの採択等に伴う「経済価値ベースのソルベンシー規制（第1の柱）に関する告示案」等を公表	
2月	14 詐欺等被害防止のための広報啓発活動の推進について公表 ▼ IAIS「AIの監督に関する適用文書（案）」に対し意見提出 18 金融庁の「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」等に対し意見提出 21 理事会 ▼ 永島会長、協会会議室にて記者会見	5 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからMOSH株式会社への出資について公表 7 大同生命、「株式会社脱炭素化支援機構（JICN）」への出資について公表 ▼ 明治安田生命、英国の大手金融サービス会社 Legal & General との戦略的業務提携、米国の生命保険会社 Banner Life等の買収合意について公表 10 日本生命、Sakana AI株式会社への出資について公表 ▼ 明治安田生命、未来共創投資からSakana AI株式会社への出資について公表	3 金融庁、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストについて公表 7 金融庁、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「アセットオーナー・ベンチャーキャピタルミートアップ」の開催について公表 12 金融庁、第67回金融トラブル連絡調整協議会開催 19 金融庁、第54回金融審議会総会・第42回金融分科会合同会合開催	4 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「GMEにおける補助的リスク指標」への意見提出を公表 18 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「AIの監督に関するアプリケーションペーパー」への意見提出を公表 21 日本公認会計士協会、「業種別委員会実務指針「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い」」（再公開草案）を公表 25 日本公認会計士協会、「業種別委員会研究報告第8号「金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項」の改正」を公表 27 日本損害保険協会、損害保険の引受・支払における遺伝情報の取扱に関するQ&Aについて公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	▼ 「SDGs リーフレット」の作成と「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」の改訂について公表 ▼ 金融庁の「経済価値ベースのソルベンシー規制（第1の柱）に関する告示案」等に対し意見提出 27 2024年度代理店業務品質調査結果について公表 ▼ 「生命保険の引受・支払における遺伝情報の取扱いに関するQ & A」を公表	12 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドから Boston Medical Sciences株式会社への追加出資について公表 28 三井住友海上あいおい生命、子会社（MSA ライフサポートエージェンシー株式会社）の設立について公表	▼ 金融庁、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」（第2回）開催 26 金融庁、「スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」（令和6年度第3回）開催 ▼ 金融庁、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）を公表 ▼ 金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」に対するパブリックコメントの結果等について公表 27 厚生労働省、人口動態統計速報（令和6年1～12月分）を公表	
3月	21 臨時社員総会・理事会 28 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対し意見提出	5 明治安田生命、米ドル建劣後特約付社債の発行について公表 6 住友生命、スポーツテックを手掛ける株式会社ユーフォリアへの出資について公表 21 明治安田生命、イオン株式会社およびイオンフィナンシャルサービス株式会社との包括的パートナーシップ契約の締結について公表 25 はなさく生命、社長に山根隆男氏が就任 ▼ 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからCala Health, Inc.への出資について公表	4 金融庁、AIディスカッションペーパーを公表 7 金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（令和6年10月1日～同年12月31日）について公表 ▼ 金融庁、規制の政策評価（RIA）について公表 10 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト（令和7年1月10日時点）及び投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析（令和6年3月末基準）の掲載等について公表	5 サステナビリティ基準委員会、サステナビリティ開示基準を公表 17 生命保険経営学会、第27回定時会員総会開催 18 日本経済団体連合会、循環型社会形成自主行動計画－2024年度フォローアップ調査結果－を公表 ▼ 日本保険仲立人協会、2025年度定時社員総会開催 28 日本損害保険協会、「代理店業務品質に関する評価指針」（案）の意見公募結果を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
		31 かんば生命、大和証券グループおよび三井物産とのオルタナティブ資産運用分野における資本業務提携について公表 ▼ ソニー生命、三井住友カードおよび株式会社Next Solutionとの保険販売ビジネスにおける協業に向けた業務提携と乗合代理店への出資について公表 ▼ 第一生命、株式会社メンタルヘルステクノロジーズとの業務提携契約の締結について公表 ▼ 太陽生命・大同生命、大同生命の関連会社であるエー・アイ・キャピタル株式会社が運営する「AICライジング・スターズ・ジャパン1号投資事業有限責任組合」への出資について公表	11 金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 17 金融庁、グローバル・マネー・ウィーク（Global Money Week）2025 取組一覧について公表 19 金融庁、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」（第3回）開催 21 日本銀行、資金循環統計（速報）（2024年第4四半期）を公表 ▼ 金融庁、「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（案）を公表 24 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、損害保険会社4社に対する行政処分について公表 25 金融庁、ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（保険分野における対応）について公表 27 厚生労働省、「公的年金財政状況報告－令和5（2023）年度－」について公表	▼ 日本損害保険協会、「募集コンプライアンスガイド」（情報管理版）の策定について公表 31 日本経済団体連合会、経団連カーボンニュートラル行動計画－2050年カーボンニュートラルに向けたビジョンと2024年度フォローアップ結果 総括編（2023年度実績）〔確定版〕－について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			28 金融庁、令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について公表 31 金融庁、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」(案)に対するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議」(第27回)開催	

資料 1－1

令和7年度税制改正に関する要望

令和7年度税制改正に関する要望項目一覧

【重点要望項目】

- ◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること
- － 令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

(所得税法第76条)

現行制度の適用限度額		
所得税 合計適用限度額	12万円	平成24年1月からの契約
一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
4万円	4万円	4万円

改正要望

子育て世帯の万が一への備えに対する自助努力支援を拡充

子を扶養する場合
一般生命保険
6万円
+ 2万円上乗せ

23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険枠の所得税・適用限度額に関して2万円の上乗せ措置を講ずるなど、税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

【その他の要望項目】

I. 企業年金保険関係

- 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること
- 働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと
- 確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること
- 企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

II. 生命保険契約関係

- 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

III. 資産運用関係

- 不動産関連税制の総合的見直しを図ること

IV. その他

- 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること
- 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長すること
- インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じること

要 望 理 由

重点要望項目

- ◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること
- －令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります（図表1）。

生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。遺族保障については、残された遺族の将来の生活費や将来の子どもの教育費用のために必要な資金を確保するために重要な保障であり、加えて、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などへの自助による備えが一層重要になっています。

生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても将来に向けた保障や資産形成への備えを継続させ、また各種リスクに対する備えを充実させるための一助となることから、国民生活の安定・持続可能な社会保障制度への貢献を通じて、安心社会の実現に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的であることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

1. 国民生活の安定や経済の活性化に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。

また、将来不安の軽減に伴う個人消費の増加、保険契約者からお預かりした保険料が国債・株式・不動産等へ投資されること等を通じて、資金循環を促進し、経済の活性化に貢献していることに加え、円滑な財政運営にも寄与しています（図表2、図表3）。

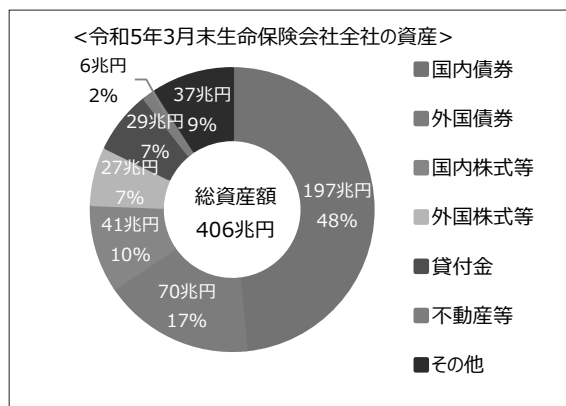
経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、生命保険のカバーする領域は徐々に広がってきています。人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

（図表1）現行の生命保険料控除制度

現行制度の控除限度額			
合計控除額		所得税12万円 地方税7万円	
一般生命保険		介護医療保険	個人年金保険
所得税	4万円	4万円	4万円
地方税	2.8万円	2.8万円	2.8万円
遺族保障		介護保障 医療保障	老後保障

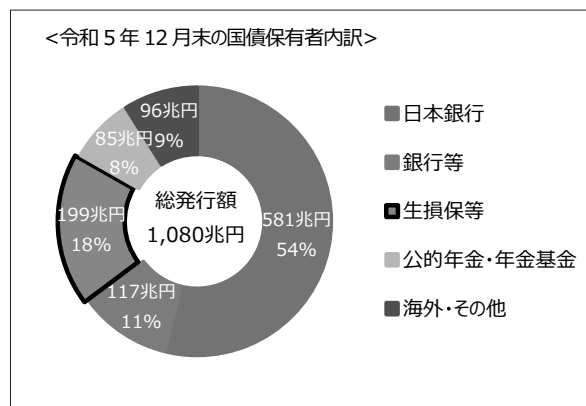
※平成23年12月までの契約の現行制度の控除限度額は生命保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円、個人年金保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円となっている

(図表 2) 生命保険会社の資産の投資先



(令和5年3月末生命保険事業概況)

(図表 3) 国債の保有者別内訳



(財務省HP 国債等の保有者別内訳 (令和5年12月末速報))

2. 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ130兆円であり、この25年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2040年には社会保障給付費が約190兆円程度に達すると推計されています(図表4)。

また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代(15～64歳)の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者(65歳以上)ですが、2070年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2070年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」)。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。

このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。また、令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」においては、我が国は人生100年時代を迎えているとの認識のもと、社会保障制度を持続させるために、「高齢者」や「現役世代」についての画一的な捉え方を見直し、年齢ではなく負担能力に応じた負担を求めることで全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を進めていくことが打ち出されました。

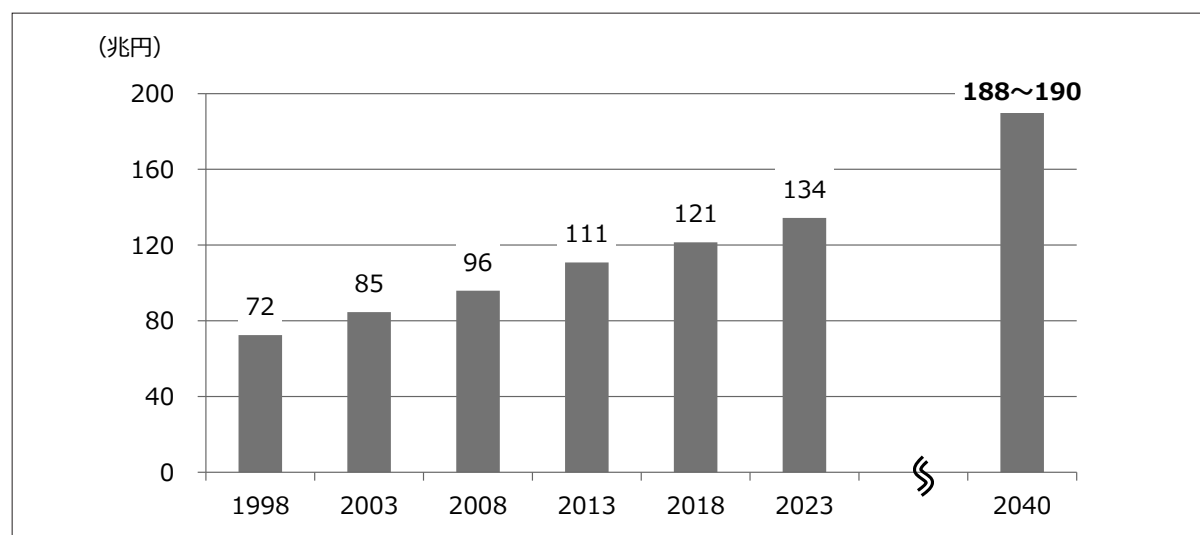
社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化、国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制(図表5)を構築することが重要となります。少子高齢化に伴う社会保障給付費の増加、多様化する国民の生活保障ニーズ、負担能力に応じた負担への移行等、

社会保障制度を取り巻く状況から、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される「私的保障の支え手」としての役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

そして、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的であることが不可欠です。また、国民一人ひとりが私的保障により必要な備えを自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。

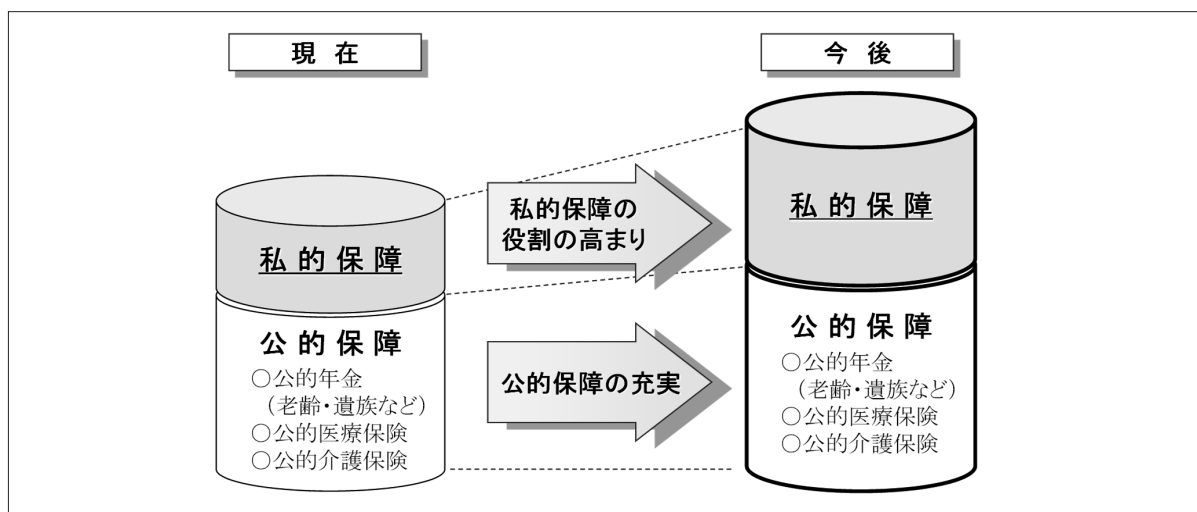
さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を推し進めることにもなります。

（図表 4）社会保障給付費の推移



（国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度 社会保障費用統計」、2023年度：厚生労働省推計値（予算ベース）、2040年度：経済財政諮問会議「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）（平成30年5月）」における将来推計値）

(図表5) 公私二本柱の生活保障



(参考1) 社会保障制度改革推進法（抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

（平成24年8月10日成立）

(参考2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋）

（自助・自立のための環境整備等）

第2条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。

- 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

（平成25年12月5日成立）

3. 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。

例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安に感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性・女性の50代以降で多く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性・女性の30代～50代で多くなっています。また、「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で多くなっています。このように年齢や性別によって

不安と感ずることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます(図表6)。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。

そして人生100年時代を迎えた今、平均寿命の伸長と働き方・ライフスタイルの多様化により、生活保障ニーズの多様化も一段と進展しています。生命保険はこうしたニーズに応えるため、進化を続けています。例えば、認知症に備える保険、精神疾患を含めた心身不調による長期療養に備える保険、日々の生活における健康維持・増進を後押しする保険などはその一例です。最近では、こうした保障に加え、認知症の理解および予防・共生や日々の健康増進・疾病予防を支援する情報提供、アプリ等を利用した生活習慣改善サポート、介護の相談・介護施設の紹介等の様々なサービスも合わせて、トータルで安心を提供しています。

現在、個人保険・個人年金保険にかかる保険金・給付金・年金は、合計で年間約14兆円（令和4年度）が支払われ、各分野で公的保障を補完しています（図表7）。

平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されました。また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、個人年金保険等を活用した老後への備えの重要性は一層高まっています。

保障分野ごとの生命保険が全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るためには、各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。

（図表6）生活上の不安項目

（複数回答、単位：％）					
	自分自身に関する不安				
	自分が病気や事故にあうこと	自分の介護が必要となること	老後の生活が経済的に苦しくなること	年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること	自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること
男性	56.1	40.1	33.5	40.6	32.1
20歳代	48.9 ▲	20.0 ▲	27.7 ▲	25.5 ▲	24.3 ▲
30歳代	58.5	32.7 ▲	33.5	32.4 ▲	38.2
40歳代	60.8	34.9 ▲	37.1	38.1	41.1
50歳代	57.5	48.3	46.9	48.3	39.1
60歳代	55.7	49.3	34.1	47.6	28.2
70歳代	53.7	46.3	23.9 ▲	43.8	24.4 ▲
女性	58.7	46.9	42.3	45.9	31.7
20歳代	52.9	22.4 ▲	37.1	24.3 ▲	24.8 ▲
30歳代	61.5	35.5 ▲	44.3	38.0 ▲	36.3
40歳代	65.2	43.8	50.9	45.7	39.5
50歳代	62.2	53.9	49.6	52.2	36.8
60歳代	57.2	57.0	42.8	53.1	29.9
70歳代	51.6 ▲	53.1	29.3 ▲	48.7	21.8 ▲

○ 印：全体に比べて統計的に有意に高いと認められる結果

▲ 印：全体に比べて統計的に有意に低いと認められる結果

□ 印：男性と女性の割合を比較した上で、統計的に有意に高いと認められる結果

（生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」）

(図表 7) 生命保険による公的保障の補完

公的保障		給付事由	生命保険での補完
公的年金	老齢年金	老齢になったとき	個人年金
	遺族年金	死亡したとき	死亡保障
	障害年金	病気やケガで障害が残ったとき	就業不能・介護保障
公的医療保険		病気やケガで治療を受けたとき	医療保障
公的介護保険		所定の介護状態になったとき	就業不能・介護保障

生活保障に対する国民の意識のうち、遺族保障について、特に重要となる子どもの扶養をしている国民においては、遺族の生活資金の備え等として平均2,289万円の死亡保険金が必要と考える一方、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べて大きく不足している状況となっています（生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」データに基づき、大学生以下の扶養をしている対象について生命保険協会集計）。

被相続人（被保険者）が死亡した後も、主に配偶者や子ども、老齢の親など遺族の将来の生活費や、将来の子どもの教育費などが必要なため、死亡リスクへの備えの不足は、残された遺族の生活の困窮、希望する子どもの教育機会の損失を招く懸念があります。

子どもの教育機会の損失が起きますと、将来の収入の減少につながり、次の世代の婚姻率の減少や、経済的な要因により希望する人数の子どもをもうけられないことにより、さらなる少子化の進展の連鎖や、日本経済の低迷などを招くこととなるため、これを回避するべく保障額の充足を図るためには、より一層の支援が必要と考えられます。一般生命保険料控除の拡充により、これを支援することで、政府が掲げることもまんなか社会の実現にも寄与できるものと考えます。

病気やケガの治療に要する費用には公的医療保険によるサポートがありますが、自己負担分は多くの年代で上昇傾向にあることから、自助努力による病気等のリスクへの備えの重要性は増しています（図表8）。また、家族が所定の介護状態になった場合、介護サービスの利用に要する費用には公的介護保険によるサポートがありますが、一方で、自己負担分があるため介護サービスの利用料を捻出できずに介護離職される方もいると考えられます（図表9）。民間の介護保険給付をこれらの費用に充てることで、施設やサービスの利用により仕事と介護を両立しやすくなり、ひいては介護離職の防止にも貢献できるものと考えています。

また、人生100年時代を迎え、早い時期から少しずつでも自助努力による老後の資産形成をおこなうことが重要となっています。資産形成については、個人年金、NISA、iDeCo等、様々な方法があり、それぞれの特長に応じて活用することが肝要と考えますが、個人年金は老後の安全資産を確保する上で活用でき、残余分を安心して投資に回していただくといった点で大きく貢献できるものと認識しています。加えて、病気・ケガ・死亡といったリスクに備えておくことで、生活が安定し、長期間にわたる継続的な資産形成が可能になると考えています。このような観点からも、生命保険は貢献できるものと考えています。

加えて、生命保険文化センターの「令和4年度 生活保障に関する調査」によれば、遺族・医療・介護・老後保障の全てにおいて約4～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私

的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており（図表10・図表11）、私的保障のより一層の充実が必要とされています。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、かつ平均加入金額も低下傾向にあり、国民全体の私的保障の準備不足が懸念されます（図表12・図表13）。

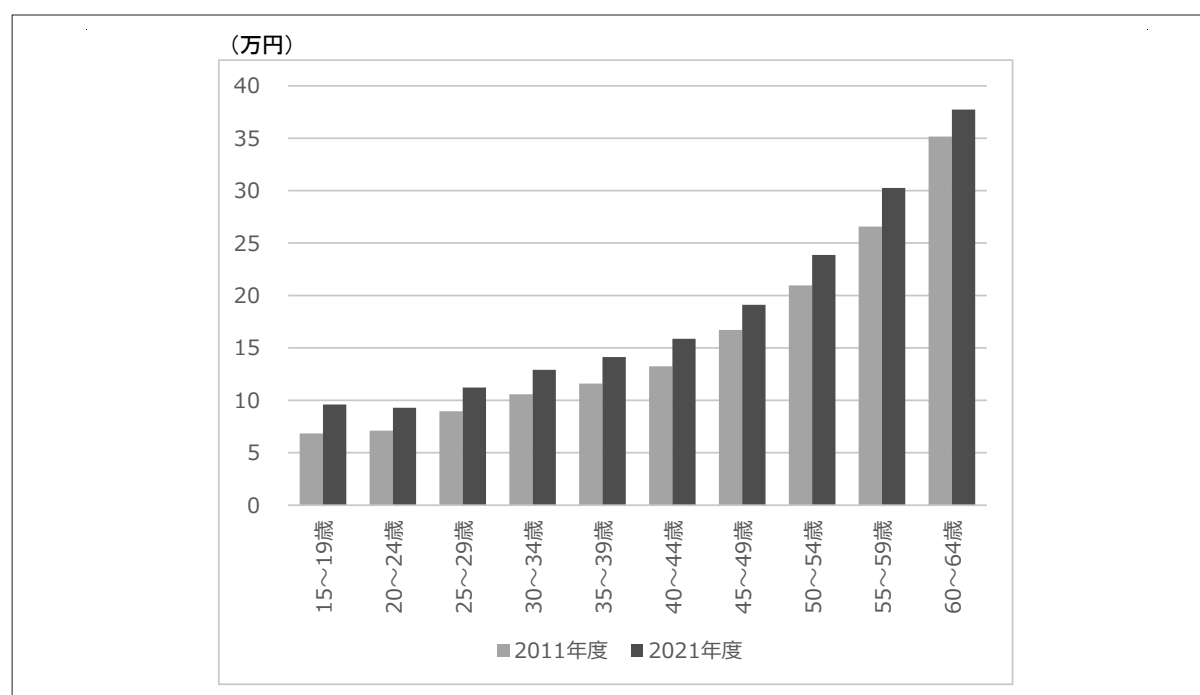
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。

遺族保障、介護医療保障、老後保障という生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制は重要です。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。

また、生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても各種リスクに対する備えを充実させ、将来に向けた保障や資産形成を継続するための一助となることから、国民生活の安定・持続可能な社会保障制度への貢献を通じて、安心社会の実現に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的であることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

（図表8）1人当たりの医療費自己負担額



（厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」）

(図表9) 介護を機に離職した理由

理由	割合
仕事と「手助・介護」の両立が難しい職場だったため	59.4%
「手助・介護」をする家族・親族が自分しかいなかったため	17.6%
自分の心身の健康状態が悪化したため	17.3%
自分の希望として「手助・介護」に専念したかったため	15.4%
施設へ入所できず「手助・介護」の負担が増えたため	15.0%
両立するための職場の両立支援制度や介護サービスを知らなかったため	11.0%
在宅介護サービスを利用できず「手助・介護」の負担が増えたため	9.6%
自分の他に「手助・介護」する家族・親族はいるが、家族や親族からの理解・協力が十分に得られなかった又は家族や親族が「手助・介護」に専念することを希望したため	9.4%
自分自身で「手助・介護」すると介護サービスなどの利用料を軽減できるため	8.4%
要介護者が「手助・介護」に専念することを希望したため	6.9%
「手助・介護」を機に辞めたが、理由は「手助・介護」に直接関係ない	6.6%
その他	4.1%

(株式会社NTTデータ経営研究所「仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」
(令和元年度厚生労働省委託調査))

(図表10) 公的保障に対する考え方

必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合	
遺族保障	64.6 %
医療保障	43.4 %
介護保障	77.6 %
老後保障	73.9 %

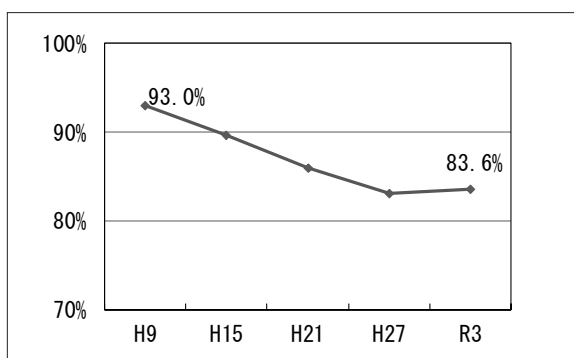
(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表11) 経済的準備に対する充足感

私的準備に公的保障・企業保障を合わせた経済的準備に対する充足感で「充足感なし」とした人の割合	
遺族保障	52.5 %
医療保障	45.8 %
介護保障	70.0 %
老後保障	65.5 %

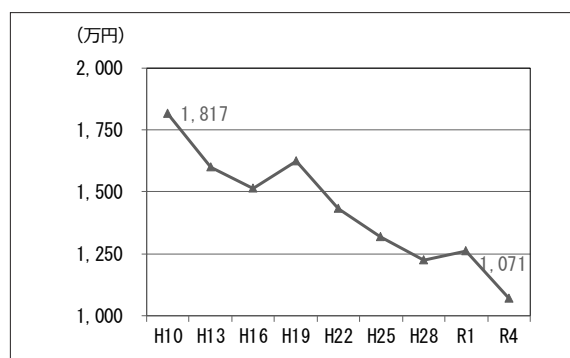
(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表12) 生命保険の世帯加入率の推移



(生命保険文化センター
「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」)

(図表13) 生命保険の平均加入額



(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

4. 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。

平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から令和5年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています（図表14）。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところであり、制度の推移と物価水準の均衡の観点から見た場合において、その拡充の必要性が高まっています。

前述のとおり、特に遺族保障充足の必要性が大きい子どもを扶養している国民は、平均2,289万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備え等として必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円です。必要と考える平均死亡保険金額は実際に加入している平均金額の約1.5倍強であり、大きな乖離があります（図表15）。このような環境の下、令和6年度税制改正大綱において、「所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる」などの方向性で検討することが示され、「令和7年度税制改正において、結論を得る」こととされました。

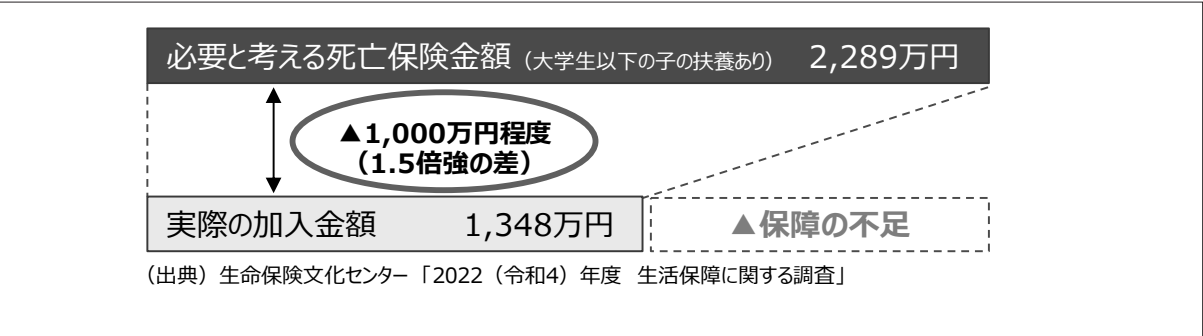
以上を踏まえ、令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定することを要望します。

（図表14）生命保険料控除制度の所得控除水準と消費者物価指数との比較

	昭和49年	…	平成2年	…	平成24年	…	令和5年
一般生命保険料控除 + 介護医療保険料控除	5万円	…	5万円	…	一般生命保険料控除 4万円 + 介護医療保険料控除 4万円		
個人年金保険料控除	—	…	5万円	…	4万円		
消費者物価指数	47.5	…	89.6	…	94.5	…	105.6

※総務省統計局ホームページより。令和2年を100とした時の指数。

（図表15）子育て世代が「必要と考える保険金額」と「実際の加入金額」の差

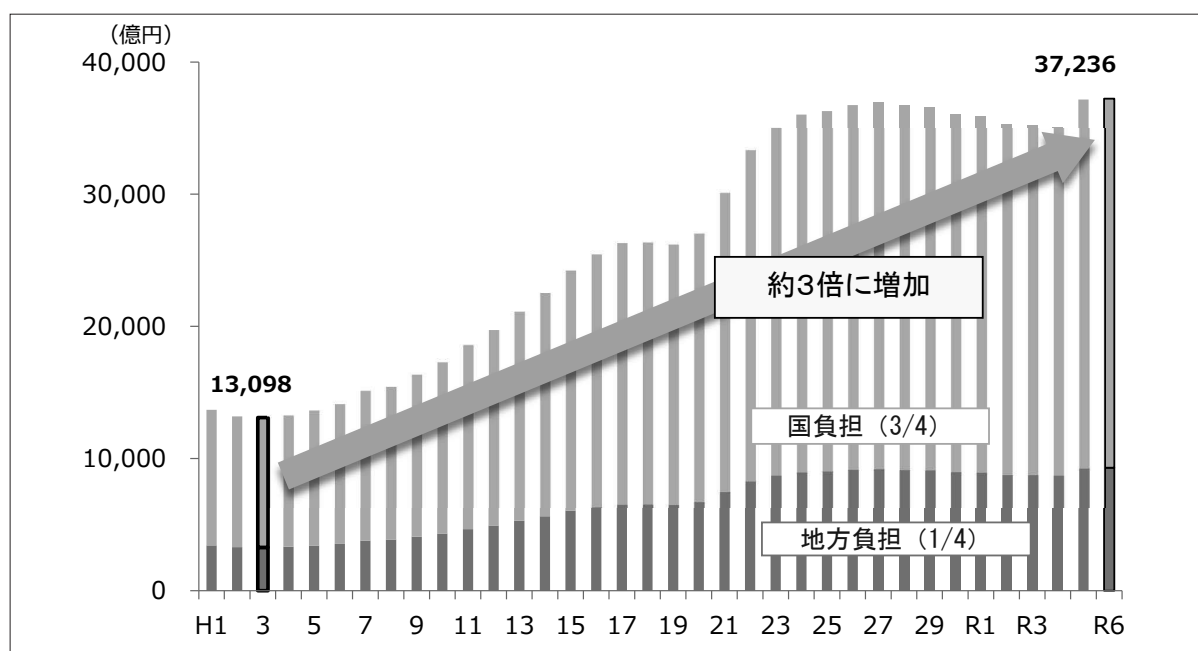


5. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実に支援・促進する制度としての役割を担っています。

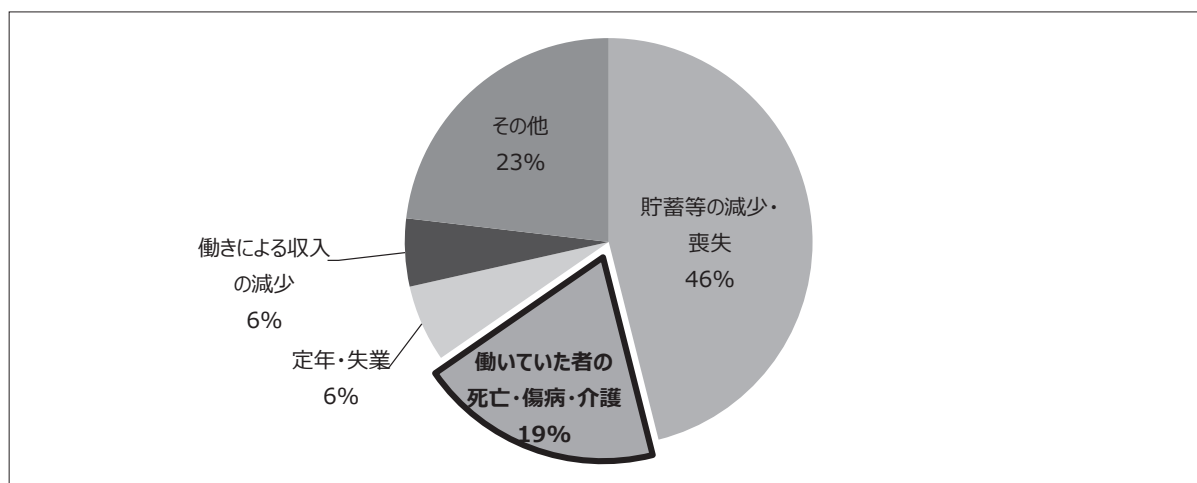
今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成3年度以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費（図表16）の受給開始の主な理由には、貯蓄等の減少・喪失とともに働いていた者の死亡・傷病・介護があり（図表17）、健康な間にそれらの備えを十分に行うことができなければ生活保護の受給を回避できた方もいると思われます。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためには、国税（所得税）と同様に地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。

（図表16）生活保護費の推移



（国立社会保障・人口問題研究所「「生活保障」に関する公的統計データ一覧」、厚生労働省公表資料）

(図表17) 生活保護の開始理由 (令和4年度)



(厚生労働省「令和4年度被保護者調査」)

その他の要望項目

I. 企業年金保険関係

◎公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

企業年金（確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金）および個人型確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で積立金に特別法人税が課されることになっています（令和8年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすことになります（図表18）。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます（図表19）。

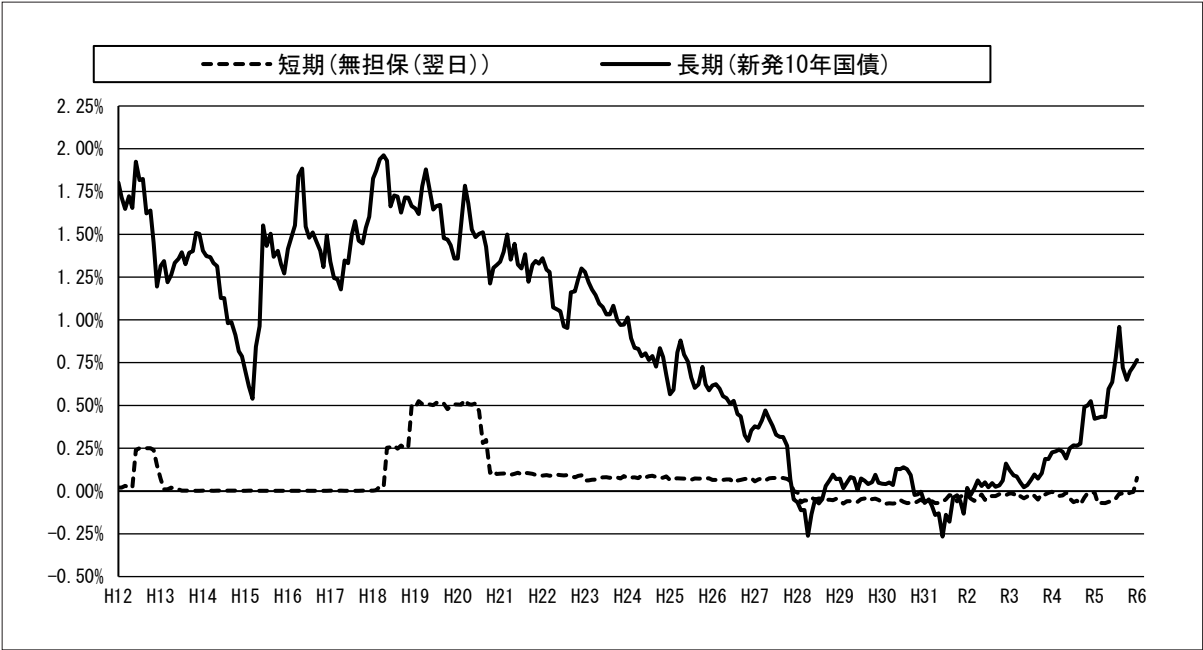
試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうことになります（図表20）。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運

用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

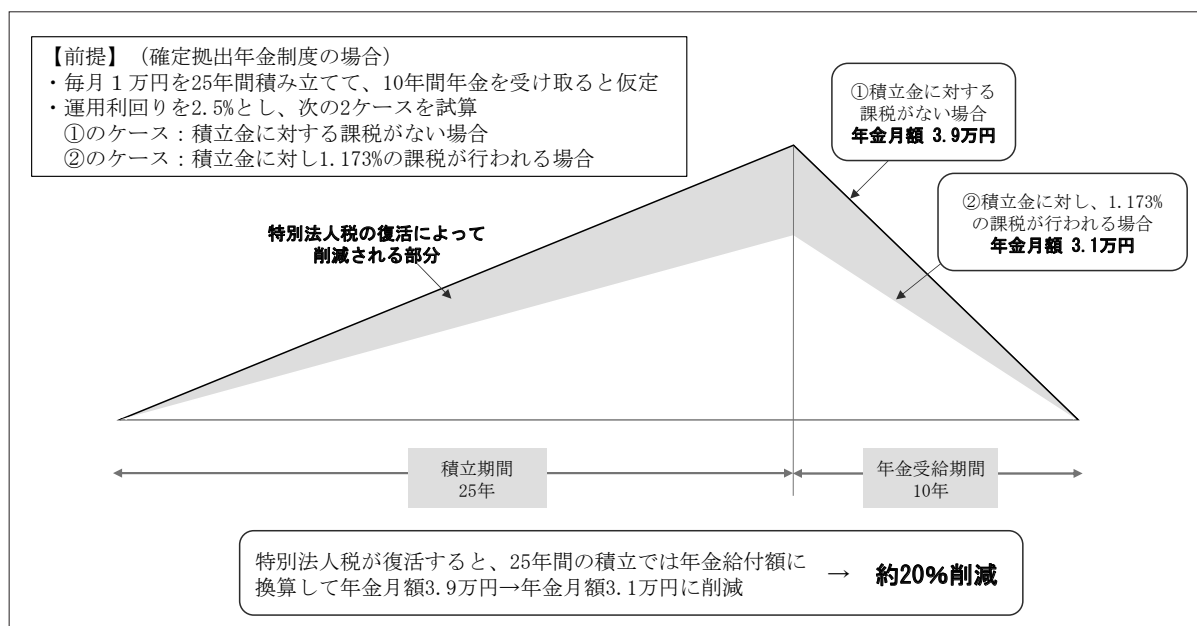
(図表18) 短期・長期金利の推移



(図表19) 主要各国の年金課税の原則

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
拠出段階			非課税		
運用段階			非課税		課税
給付段階			課税		

(図表20) 特別法人税が復活した場合の年金給付額試算



◎働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと

確定給付企業年金制度を含む企業年金は、新しい資本主義実現会議下の資産運用立国分科会で令和5年12月13日に取りまとめられた資産運用立国実現プランにおいては、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として、また、「人への投資」の一環としても、重要な役割を担っていると位置づけられています。

そのような中、働き方やライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築に関する議論を進める中で、確定給付企業年金制度を含めた拠出限度額や中途引出し（脱退一時金）の在り方は、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、引き続きの検討課題とされています。

この点、確定給付企業年金制度は、従業員の老後の所得確保の側面のみならず、退職一時金制度由来の功労報奨的な側面や賃金の後払い的な側面等を有しているといわれ、従業員の資産形成や中途退職時の資金需要に対する一時的な所得確保等の様々な意義をもっています。また、その人事制度としての利便性の高さから、中小企業も含めて企業規模を問わず広く活用され、制度の普及につながってきた歴史があります。

そのため、労使合意を前提とした現状の自由な制度設計を妨げないことが、制度の普及・推進については老後の所得確保などの従業員の資産形成につながるものと考えています。

仮に、確定給付企業年金制度に拠出限度額が設定されたり、中途引出しが制限されたりした場合、労使で合意された給付設計とすることができなくなり、確定給付企業年金制度が終了または縮小し、退職時給付が退職一時金制度に回帰することが懸念され、その結果として企業の倒産時に退職一時金を十分に受け取れない可能性があ

る等、従業員の受給権保護が後退する可能性があるものと考えられます。

従って、確定給付企業年金制度において現行のとおり、拠出限度額を設定しないこと、中途引出しを認める等の制度の前提を維持することが極めて重要だと考えており、働き方に中立的な税制の構築に向けた議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税のあり方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論することを要望します。

◎確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

人生100年時代において、公的年金と相まって高齢期の所得を補完する私的年金の重要性が増していくことが見込まれる中、確定給付企業年金制度については、国民の多様なライフプランに寄り添う観点から、中途退職時の給付に加え、年金受取の選択肢の充実も期待されています。もっとも、自制度のみで多様な年金受取ニーズを満たすことは、選択肢の拡充に伴う年金受給者の管理負荷、年金受給者の増加に伴う長寿・財務・運用リスク等、事業主の制度維持コストや負債が増大するため、制度の持続性に悪影響を与える恐れがあります。

そこで、以下のような仕組みを導入することで、幅広い世代の国民の老後生活に寄与することができると考えます。

- ・年金受給者等に係る資産と債務の全部または一部を保険会社等の第三者に移転することで、事業主に新たなコスト・リスクが発生することを回避しつつ、現役世代も含めた制度の持続性を維持・向上させる仕組み
- ・退職時に生命保険会社が個人向けに提供している年金商品等を購入しやすくすることで加入者（受給者）の年金受取の選択肢を拡充する仕組み

上記を踏まえ、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入できるようにするため、年金支給義務等を移転する際の非課税措置や、確定給付企業年金制度等の一時金受給時に年金商品等を即時購入する際の非課税措置等を講ずること、および移転後の年金給付も、移転前同様、公的年金等控除の対象として担保される措置等を講ずることを要望します。

◎企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は、通算拠出期間が短い（５年以下）または資産額が少額（25万円以下）であること等の要件を満たす場合に限るとされており、原則として60歳に達するまで給付を受けることができません。

外国籍加入者が帰国して厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合について通算拠出期間が短い、または資産額が少額である場合等に限った措置が、2022年５月に施行されましたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや、国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時に脱退一時金を受け取りたいというニーズがあります。

また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがあります。

そのため、上記のような一定の要件を満たした場合に脱退一時金を支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します（図表21）。

（図表21）企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件の緩和

60歳未満の退職		
企業型 確定拠出年金制度	【現行】	【要望】
	脱退一時金支給原則不可	一定の要件※を満たした場合に脱退一時金支給可

※外国籍加入者の国外転居や加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合

Ⅱ．生命保険契約関係

◎遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（52.4%、生命保険文化センター「令和３年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており（図表22）、その社会的重要性が広く認められているところです。また、平成27年

に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。

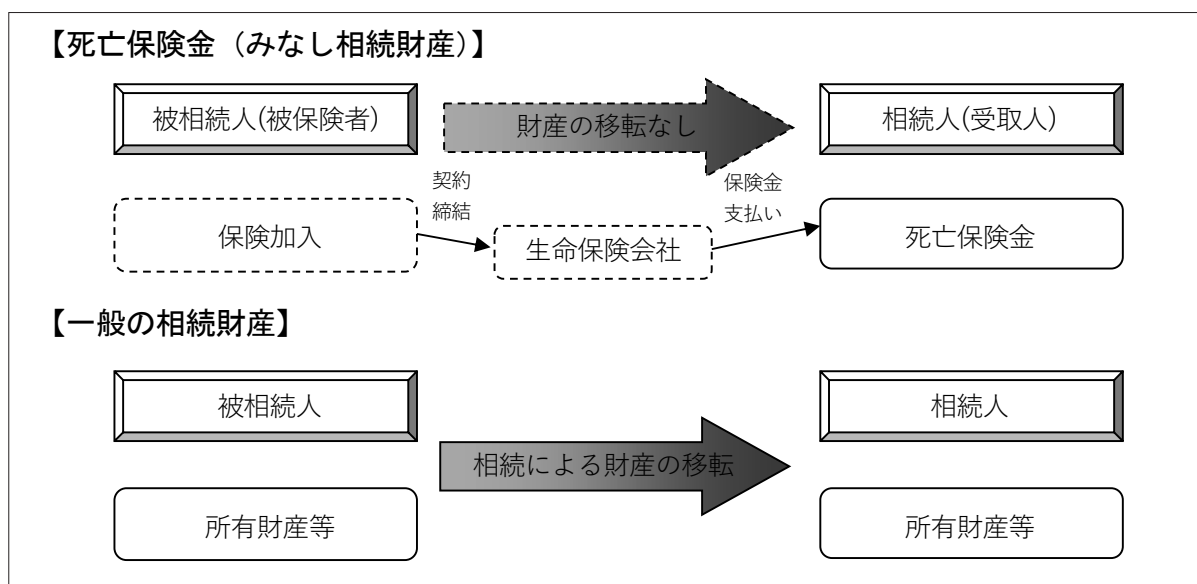
死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり（図表23）、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような「相互扶助」の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

（図表22）東日本大震災に係る死亡保険金の支払件数・金額（平成25年3月末時点）

支払件数	支払金額 (死亡保険金)	うち災害死亡保険金額
		504 億円
21,027 件	1,599 億円	

（生命保険協会ホームページ）

（図表23）死亡保険金と通常の相続財産との相違点

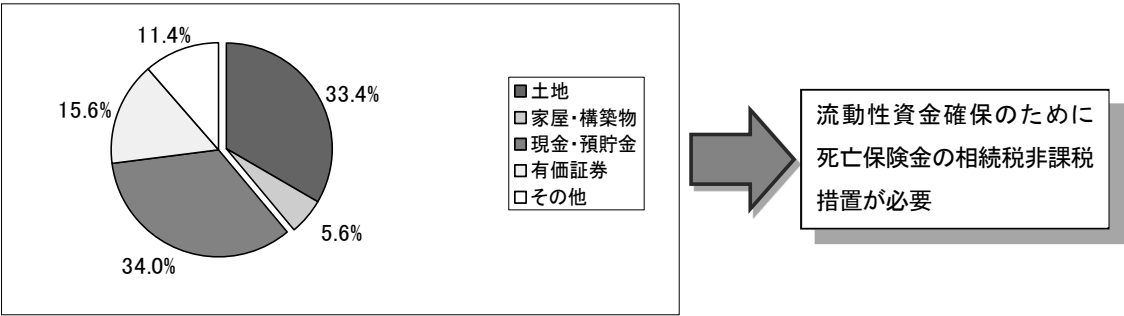


相続財産の大半（約4割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています（図表24）。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子遺族世帯の場合、「遺族年金」は月十数万円程度であり、必要な生活資金は月30万円程度（総務省「家計調査（令和3年）」における母子世帯の平均実支出は28万1,840円）であることから、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30代から40代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円前後となっていますが（図表25）、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、母と未成年の子1人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

（図表24）相続財産の種類別財産価額の構成比



（国税庁「統計年報（令和3年）」）

（図表25）世帯主の平均普通死亡保険金額

	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
普通死亡保険金額(平均)	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円

（生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」）

Ⅲ. 資産運用関係

◎不動産関連税制の総合的見直しを図ること

地域活性化や都市再生の促進に資するため、土地の有効利用や流動化の促進等に向け、税制の適正化・簡素化を図り、納税者の立場に立った課税事務のあり方も含めた、不動産関連税制の総合的見直しを要望します。

① 不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減

不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

② 不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化

会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

③ 特定資産の買換特例の拡充

不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第4号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は原則80%）に引き上げることを要望します。

④ 地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ

土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。

固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、これを適正化するために、商業地に係る負担調整措置を恒久的措置とすることなども含め、税率や評価額について適正な水準まで引き下げよう要望します。

⑤ 固定資産税等の課税事務簡素化

固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい

状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。

また、事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負担となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。

⑥ 固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化

賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。

また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多様多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

IV. その他

◎生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。

生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。

一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、法人事業税の位置付けや、外形標準課税導入の趣旨を踏まえても、生命保険業の現行の課税方式は、保険会社の事業活動の規模を適切に表すと同時に税収の安定化に寄与する適切な課税方式であり、また現行の保険業をとりまく特段の構造変化もないことから、これを見直す合理的な理由はないものと考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

◎破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長すること

保険会社の経営が破綻した場合のセーフティーネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として、保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設け

られました。

また、破綻保険会社および承継保険会社、清算保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対しては、不動産取得税が課税されない措置が設けられていますが、協定銀行に対する非課税措置の適用期限は令和7年3月末までとなっています。しかしながら、破綻保険会社等からの協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社等の保険契約の移転等を円滑に進め、保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。

◎インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じること

2023年10月より施行された適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）については、売り手側ではインボイスとしての要件を充足した請求書の発行が必要なこと、買い手側では受領した請求書に不備がないことの確認が必要なこと等、事業者にとってインボイス制度の導入に伴う事務負担の増加が懸念されています。

インボイス制度導入に伴う事務負担に対し、その軽減を求める声が多くあり、令和5年度税制改正では、こうした事情を踏まえて

- ・納税額を売上税額の2割に軽減する特例措置（時限措置）
- ・少額特例（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）（時限措置）
- ・少額な返還インボイス（例：売手負担の振込手数料相当額等）の交付義務免除（恒久措置）

などの措置が講じられました。また、適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議、インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議が設置され、インボイス制度導入後も継続してフォローアップし、運用上の課題などを把握、共有し、必要な対応策を講じるべく、政府が課題への取り組みや検討を行っているものと認識しています。

例えば、上記、少額な返還インボイスの交付義務免除措置が、保険料に係る保険会社負担の振込手数料に適用できないといった固有の事情も発生しています。こうした事情も勘案し、インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じることを要望します。

資料 1－2

不動産関連税制の個別要望項目と要望結果について

要 望 項 目	結 果
①不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減	【不動産取得税】【登録免許税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
②不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化	【不動産取得税】大綱には次のように記載された。 二 資産課税 1 租税特別措置等（国税）〔延長・拡充等〕 （47）特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
	【登録免許税】大綱には次のように記載された。 二 資産課税 1 租税特別措置等（国税）〔延長・拡充等〕 （9）特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
③特定資産の買換特例の拡充	【買換特例】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
④地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ	【地価税】【土地重課制度】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
	【固定資産税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑤固定資産税等の課税事務簡素化	【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化	【評価プロセス】【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。

資料 1－3

◆与党「令和7年度税制改正大綱」における記載の内、 生命保険協会の要望項目以外の項目で業界に関係する主なものは以下のとおり。

項 目	大綱における記載等
基礎控除、給与所得控除、特定扶養控除の見直し	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 1. 成長型経済への移行 (1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。 わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。 給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる。 また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。 さらに、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円とする。 以上については、源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年から適用する。 個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応することとし令和8年度分の個人住民税から適用する。

項 目	大綱における記載等
	上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。 従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、負担能力に応じて支え合う全世代型社会保障の考え方や給付と負担のバランスの安定性確保の重要性等も踏まえ、所管省庁において検討し、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。(略) ※「第二 令和7年度税制改正の具体的内容 - 個人所得課税 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」部分に記載あり
扶養控除等の見直し	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し (1) 個人所得課税のあり方 ③ 人的控除をはじめとする各種控除の見直し (略) また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。
子育て支援に関する政策税制等の見直し (住宅ローン控除、住宅リフォーム税制)	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し (2) 子育て世帯への支援 ① 子育て支援に関する政策税制 令和6年度税制改正大綱において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした以下のイからハの子育て支援税制については、上記(1)③の高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討することとなるが、今般、1年間の時限的な措置として対応する。 イ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 令和6年限りの措置として対応した上乗せ措置について、令和7年限りの措置として講ずる。 所得税額から控除しきれない額は現行制度と同様に個人住民税額から控除し個人住民税の減収額は全額国費で補填する。 ロ 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 令和6年限りの措置として対応した特例措置について、令和7年限りの措置として講ずる。 ハ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 (略) ※「第二 令和7年度税制改正の具体的内容 3.子育て支援に関する政策税制(2)、(4)」部分にも記載あり

項 目	大綱における記載等
デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化	第三 検討事項 2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。
N I S A の利便性向上等	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 1. 成長型経済への移行 (2) スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備（略） N I S A の口座数が2,000万口座を超え、貯蓄から投資への流れが加速している。後述のiDeCoの拠出限度額の引上げ等と併せて、この流れを一層着実なものとし、「資産運用立国」の取組みを後押しする。 具体的には、例えば、N I S A のつみたて投資枠について、上場投資信託（E T F）の最小取引単位の見直しを通じ、投資初心者に適した指数連動型のE T Fを購入しやすい環境を整備する。その他、金融機関変更時の即日買付を可能とするなど、N I S A の更なる利便性向上のための取組みを進める。また、N I S A 口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。 第二 令和7年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 2 金融・証券税制（国税） (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（N I S A）について、次の措置を講ずる。 ① 廃止通知の提出等により開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について次の措置を講ずる。 イ 廃止通知の提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出等があった日（その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日）において設けられることとする。 ロ 非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。）の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないこととする。 ハ 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととする。 ②（略） ③（略）

項 目	大綱における記載等
	(3) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととする。 （略）
保険会社等の異常危険準備金制度	第二 令和7年度税制改正の具体的内容 三 法人課税 3 その他の租税特別措置等（国税）〔拡充等〕 (3) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。 ① 異常災害損失に係る保険の種類について火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険を同一の区分とした上、その区分に係る異常災害損失率を55%（現行：火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険の区分ごとに50%）とする。 （注1）上記の「火災保険等」とは、火災保険及び風水害保険をいう。 （注2）上記の「動産総合保険等」とは、動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険をいう。 ② 前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額の計算及び洗替保証限度額の計算に係る保険の種類について、火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険を同一の区分とする。 ③ 火災保険等及び動産総合保険等に係る特例積立率について、対象事業年度を火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険に係る異常危険準備金の残高がこれらの保険の正味収入保険料の30%以下の事業年度とした上、その適用期限を3年延長する。 ④ 火災共済に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。
外国子会社合算税制における手続き等の簡素化等	第二 令和7年度税制改正の具体的内容 五 国際課税 2 外国子会社合算税制等の見直し（国 税） 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等について、次の見直しを行う。 (1) 内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その事業年度終了の日の翌日から4月（現行：2月）を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 (2) 申告書に添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げるものを除外する。 ① 株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書 ② 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書 (3) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)及び(2)と同様の見直しを行う。 （略） （地方税） 個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

項 目	大綱における記載等
企業版ふるさと納税	第二 令和7年度税制改正の具体的内容 三 法人課税（国税） (5) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、その適用期限を3年延長する。（略） 第二 令和7年度税制改正の具体的内容 三 法人課税（地方税） (4) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、その適用期限を3年延長する。（略） ※「第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 2.地方創生や活力ある地域経済の実現(2)企業版ふるさと納税」部分にも記載あり
企業年金・個人年金制度の見直し	第二 令和7年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 6 その他（国 税） (1) 確定拠出年金法等の改正を前提に確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も現行の税制上の措置を適用する。 ① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。 ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。 イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円） ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額 ③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。 ④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。 イ 第一号被保険者 月額7.5万円（現行：月額6.8万円） ロ 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額2.0万円） ハ 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。）月額6.2万円（現行：月額2.3万円） ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額7.5万円（現行：月額6.8万円）とする。 ⑥ その他所要の措置を講ずる。 ※「第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し(1)個人所得課税のあり方①私的年金等に関する公平な税制のあり方」部分にも記載あり

項 目	大綱における記載等
公的年金制度の見直し	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し(1)個人所得課税のあり方 ② 公的年金等に関する公平な税制のあり方 年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。 年金制度改革の中で在職老齢年金制度の見直しが検討されているが、在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると給与収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。 こうした状況を踏まえ、公平性の確保に向けた第一歩として、公的年金について、在職老齢年金制度の見直しが行われた場合には、公的年金収入が増加する者にはその年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、見直しによって年金収入に変化がない者については影響が生じない形で、税負担額の調整を行う。具体的には、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とすることとし、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえ、令和8年度税制改正において法制化を行う。
私的年金・退職給付のあり方	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し (1) 個人所得課税のあり方 ① 私的年金等に関する公平な税制のあり方 (略) 包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる。しかしながら、現行の年金課税や退職所得課税の下では、私的年金の給付時課税が限定的となっており、給付時課税のあり方を検討する必要がある。 また、退職金や私的年金等の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。 退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると1年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していないといった指摘もある。 退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。

項 目	大綱における記載等
年金課税のあり方	第三 検討事項 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
防衛力強化にかかる財源確保	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性により検討した結果、以下の措置等を講ずる。 ① 法人税 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課す。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。 ② 所得税 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。令和7年度税制改正後も、令和5年度税制改正大綱に明記したとおり、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。 ③ たばこ税 加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行う。具体的には、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、軽量化による税負担の不公平が生じないよう、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする。こうした見直しは、消費者への影響に鑑み、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。 その上で、国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円／1本ずつ引き上げる。 上記について必要な法制上の措置は、令和7年度税制改正法と一体として措置する。 ※「第二 令和7年度税制改正の具体的内容 六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」部分にも記載あり

項 目	大綱における記載等
新国際課税ルールへの対応	第一 令和7年度税制改正の基本的考え方 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し (3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応 ① 新たな国際課税ルールへの対応 BEPS (Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転) プロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたわが国にとって、令和3年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」で取りまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「2本の柱」の解決策）の実施に向けた取組みを進めることは重要である。 このうち、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽減課税所得ルール（UTPR: Undertaxed Profits Rule）及び国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を行う。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年4月以後に開始する対象会計年度とする。あわせて、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。引き続き令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、「第2の柱」との関係性を踏まえて適正な課税を確保する観点から既存の税制について必要な検討を行う。 外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度税制改正においても引き続き見直しを行う。令和8年度以降の税制改正においては、「第2の柱」の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。 （略） ※「第二 令和7年度税制改正の具体的内容 一五 国際課税1 グローバル・ミニマム課税への対応」部分にも記載あり

項 目	大綱における記載等
リース会計基準の変更に伴う 所要の措置	第二 令和7年度税制改正の具体的内容 三 法人課税 4 その他（国税） (8) リースに関する取引について、次のとおり整備を行う。 ① 法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。（略） ② （略） ③ 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする（所得税についても同様とする。）。（略） ④ その他所要の措置を講ずる。 第二 令和7年度税制改正の具体的内容 三 法人課税 4 その他（地方税） (1) リースに関する取引について、次のとおり整備を行う。 ① 事業税付加価値割の課税標準の算定について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃借権等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置を講ずる。 （略） ② 国税(8)の見直しに準じて、法人住民税及び法人事業税について所要の措置を講ずる。

項 目	大綱における記載等
所得税の確定申告書の添付書類の見直し	第二 令和7年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 6 その他（国税） (5) 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。 ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書 ② 生命保険料控除の証明書 ③ 地震保険料控除の証明書 （注）上記の改正は、令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用する。 第二 令和7年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 6 その他（地方税） (2) 個人住民税の申告において、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を個人住民税の申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。 ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書 ② 生命保険料控除の証明書 ③ 地震保険料控除の証明書 （注）上記の改正は、令和9年度分以後の個人住民税の申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用する。

【別紙】

不動産関連税制の個別要望項目と要望結果について

要 望 項 目	結 果
①不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減	【不動産取得税】【登録免許税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
②不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化	【不動産取得税】大綱には次のように記載された。 二 資産課税 1 租税特別措置等（国税）〔延長・拡充等〕 (47) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
	【登録免許税】大綱には次のように記載された。 二 資産課税 1 租税特別措置等（国税）〔延長・拡充等〕 (9) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
③特定資産の買換特例の拡充	【買換特例】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
④地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ	【地価税】【土地重課制度】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
	【固定資産税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑤固定資産税等の課税事務簡素化	【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化	【評価プロセス】【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。

生 命 保 険 協 会 会 報

2024年度・通巻第291号

(2024 (令和 6) 年 4 月～2025 (令和 7) 年 3 月)

2025年 9 月30日発行

一般社団法人 生命保険協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 4 - 1

